

官報 号外

平成七年四月十四日

○第百三十二回 参議院會議録第十六号

平成七年四月十四日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十六号

平成七年四月十四日

午前十時開議

- 第一 家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十八号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

- 第一〇 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一一 電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、新議員の紹介
 - 一、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
 - 一、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)
 - 一、刑法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議長第二百二十番、比例代表選出議員、山田俊昭君

(山田俊昭君起立、拍手)

○議長(原文兵衛君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、山田俊昭君を通信委員に指名いたします。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。井出厚生大臣。

(國務大臣井出正二君登壇、拍手)

○國務大臣(井出正二君) ただいま議題となりました食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

食品の安全性に関する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加、国民の栄養摂取状況の変化など、我が国の食品保健を取り巻く状況は大きく変化しております。また、規制緩和の社会的要請、規制の国際的整合化の要請に対応していくことも重要となっております。

今回の改正は、こうした状況の変化等にこたえ、食品の安全性の効果的な確保、食品を通じた国民の健康づくり等、総合的な食品保健対策を推進するため必要な措置を講じようとするものであります。

以下、この法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、食品衛生法の改正であります。

まず、食品添加物の規制の見直しであります。規制の国際的整合化を図りつつ食品の安全確保を推進する観点から、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が定める場合に限り販売等が認められる添加物の範囲を、化学的合成品たる添加物から天然香料等を除いた添加物へと拡大することとしております。

なお、現在、販売等がされている添加物については従来どおりとすることとしております。

次に、残留農薬基準の策定を推進するため、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供等の協力を求める仕組みを設けることとしております。

さらに、食品の製造規制の弾力化であります。従来、製造・加工の方法については、衛生上の観点から一律の基準により規制しておりましたが、近年の製造・加工技術の高度化に対応して、新たに個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより多様な食品の製造・加工を可能としようとするものであります。

また、食品の輸入手続の効率化を図る観点から、電子情報処理組織を活用した届け出系統等を制度化することとしております。さらに、輸入食品の検査制度について、輸入者による自主的な検査の普及等を踏まえ、適切かつ効率的な検査を実施するための改正を行うこととしております。

このほか、営業許可の有効期間の延長等、営業許可に関する規制の見直しを行うほか、指定検査機関の質の向上及び地域における食品衛生水準の向上のための規定を整備することとしております。

第二に、栄養改善法の改正であります。

まず、食品の栄養表示基準制度の創設であります。塩分、カロリー等の過剰な摂取が問題となる栄養摂取の状況を踏まえ、栄養強化に関する表示の許可制度を、栄養表示をしようとする者が遵守すべき基準を定める制度へと改めることにより、食品の栄養成分に関する適切な情報を広く国民に提供することとしております。

また、乳幼児、妊産婦等が用いる特別用途食品については、その表示の許可制度を維持しつつ、表示方法の弾力化を図る措置を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から一年を経過した日からとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。横尾和伸君。

新議員の紹介 議事日程追加の件 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成七年四月十四日 参議院会議録第十六号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔横尾和伸君登壇、拍手〕

○横尾和伸君 私は、平成会を代表いたしましたので、ただいま議題となりました食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、村山内閣総理大臣並びに厚生大臣に質問をいたします。

今回の改正は、昭和四十七年の食品衛生法の抜本改正以降実に二十三年ぶり、栄養改善法においては昭和二十七年の制定以降初めての大改正であります。

この間、我が国の食品をめぐる状況は大きく変化してまいりました。とりわけ、輸入食品の増大や国際基準への適応、残留農薬・ポストハーベスト問題等を背景に、食の安全性をめぐる国民の不安とその安全確保を求める声はいやが上にも高まってきております。また、国民個々人の努力ではもはや食品の安全性を確保することは不可能な状況になっております。

総理並びに厚生大臣は、今回の改正は、こうした国民の不安を払拭し、その要請に真正面からこたえるものであると胸を張ってお答えになるのでしょうか。私は、まずこの点について伺いたいと思います。

振り返ってみますと、PCB問題のかのカネミ油症裁判において、国の主張は、行政は国民に対し有害な食品が供給されることを防止すべき法律上の義務を負わないし、また食品の安全を国民に対し保障しているものでもないというものでありました。いわゆる反射的利益論を振りかざしたわけでありました。政府は、あれから二十数年たった現在、この点に關しどのような見解をおとっておりましようか。

前述のように、食品の安全性の確保は今や個人個人の努力の限界を超えております。社会党内閣においては、よもやあのときと同じように国の責任を回避する反射的利益論を繰返されることはないと確信するものであります。そこで、国民は食の安全性を求める権利を有し国は国民に対しその

責務を負うと明言されるのでしょうか、あるいは明言できないのでしょうか、総理にお伺いいたします。

同時に、長年にわたる国民の訴えにもかかわらず、政府はなぜ食品衛生法の目的の改正や食品の安全に関する消費者の権利の法文化に今回手をつけなかったのでしょうか。単に危害を防止するという食品衛生法の目的を改正し、国民の生命、健康、食の安全の確保等を明文化し、かつ食の安全の確保に関する消費者の権利を明文化すべきだと思いますが、この点に關し、すべての国民に納得のいく答弁をぜひともお聞かせいただきたいのであります。

今回の法改正では、情報の公開や消費者の参加、行政手続規定の法文化も見送られました。食の側面が正しく情報を知り、その意思が食品行政に十分反映されることは、国民の食に対する不安を解消するための必要條件であります。消費生活用製品安全法においては、第九十三条に主務大臣に対する申し出を規定しております。消費者からの措置請求権を認めておりますけれども、食品衛生法に關しても、消費者の生活実感を尊重し不安を解消することの意義が極めて大きいことを踏まえまして、このような消費者の措置請求権を認めるべきと考えますが、政府の見解を求めます。

また、食と健康を考える懇談会報告書でも強調された食品保健関係の情報の公開及び食品調査会への消費者・生産者の参加について、その対応を伺いたいと思存します。

今回の改正内容が厚生大臣の私的な諮問機関として臨時に設けられたいわゆる懇談会において主に検討されてきたものであり、正式の諮問機関である食品衛生調査会がただ一回の審議のみで、同日の諮問、答申を行ったものであります。まさに、形式的には本末転倒と言わざるを得ません。今後は、この反省を踏まえて食品衛生調査会の拡

充を図るべきことを申し添えておきたいと思存します。

次に、世界貿易機関すなわちWTO協定の締結と国際基準への整合性の問題について、お伺いたします。

WTO協定の一部であるSPS協定すなわち衛生植物検疫措置の適用に関する協定が本年一月に発効したことにより、我が国における食品の安全に関する規制は、FAO・WHO合同食品規格委員会すなわちコーデックス委員会が策定した国際基準との整合性を図ることとなりました。

この点に關しては、今、国の内外で注目されている規制緩和の推進と大いに関係すると考えられますが、一方で、食品の安全性を確保するための規制は強化しなければならぬ点が多くあります。食品の安全性を確保するための規制のあり方と行政改革の一環として注目されている規制緩和との関係について、まず総理の基本的な見解を伺います。

コーデックス委員会の基準は、貿易の障壁とならないことを主眼として設定されたものであり、多くの加盟国が受け入れられる基準としておのずから緩いものにならざるを得ないという指摘が各方面からなされております。政府は、国際基準への整合性において我が国の食品に関する安全性をどのように確保していくつもりでしょうか、また、我が国の食品規制が大きく実質的に後退することはないと明言されるのでしょうか、総理及び厚生大臣の責任ある答弁を求めます。

また、この件に關し、政府はこれまでSPS協定においても科学的正当性がある場合にはより厳しい措置をとることができると強調してこられました。科学的正当性はだれがどのように認定するものでありましようか。我が国が主張する科学的正当性は国際的に認知されているのか、発がん性やその他の毒性に関する主張を含め一〇〇%認められると断言できるのでしょうか、しかとお伺いしたいと思います。

さらに、今後はコーデックス委員会による国際基準の策定に關して、我が国が積極的に関与し食品の安全性に関する我が国の研究成果を国際基準に反映させることが、国益のみならず、実質的な国際貢献につながるから極めて重要であると考えますけれども、その具体的方策について伺いたいと思存します。

コーデックス委員会に対する消費者の参画を促進すべき旨をコーデックス委員会自身が勧告しておりますが、我が国こそ率先して消費者の参画を促進すべきと考えます。このため、参加費や旅費等の経済的負担を軽減することも含めて国が努力すべきと考えますが、この点についての見解を伺います。

さらに、WTO協定の農業に關する協定等に伴い今後輸入農産物のさらなる増大が見込まれますが、これに対応した検査体制の拡充こそ急務であり、最重要課題の一つであります。この点に關しどのように取り組まれるのか、責任ある答弁を求めるものであります。

次に、残留農薬基準の設定についてであります。

我が国においては、残留農薬は食品添加物のようなポジティブリスト方式をとっておらず、残留農薬基準が設定されていない農薬は事実上野放しといつてよい状態にあります。このため、厚生省の食と健康を考える懇談会報告は農薬二百種程度を目標に計画的に基準設定を進めるべきであるとしておりますが、政府はいつまでにどのようなスケジュールでこの基準設定を進めるおつもりか、また、本来は指定されたものしか使えないわけのポジティブリスト方式に変更すべきと考えますけれども、この件に關する厚生大臣の見解を伺います。

また、残留農薬基準が拡充されポジティブリスト方式への本格的検討を行える程度になるまでには相当の期間がかかると予想されますが、それまでの当面の措置として、現在既に設定されている

農薬取締法の登録保留基準を準用することが極めて有効であると考えますが、この点について厚生大臣の見解を求めます。

次に、一元的な食品保健行政の推進と統一的な食品法の制定について伺います。

既に前回改正の際、衆参両院の社会労働委員会、食品行政の一元化と統一的な食品法の制定への指向を附帯決議しております。政府は、その後この問題についてどのように取り組んでこられたのか、そして今後どのように取り組んでいかれるのか承りたいと存じます。また、当面、関係各省庁の緊密な連携と省庁間の密接な情報交換を行っていく必要があると考えますが、総理並びに厚生大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

次に、今回の法改正に対する政府の認識の程度及び責任感の深さについて伺います。

天然添加物の新規規制や残留農薬基準の策定の急速な推進、及びこれらに伴う検査体制の整備・検査事務の増加など、今回の改正を新たなスタートとして食品行政の充実を図るためには相当の予算と人員の確保等が必要であります。シーリング等にかかわらず総理の決断により是非々々これに対処し、もって国民の食の安全性を確保すべきと考えますが、この点についての総理のかたい決意を承りたいと存じます。

最後に、食品による人体への影響に関連して、水俣病問題について伺います。

昨年九月の決算委員会において、私は村山総理に、関係者の高齢化による死を待つような方法をとっては絶対にならないという観点から、水俣病問題の政治的決断による早期解決を促す質問をいたしました。これは、羽田内閣を構成していた旧連立与党として、昨年七月に、政治的決断の必要性、時期、方向性について明確な見解を表明しているもので、これを受け入れてどうかというものであります。総理の答弁は検討中とのことでありました。あれからはや七カ月が経過しており、これまでの間も環境庁に働きかけるなど催促

に努力してきましたが、もう待ち切れません。総理のお考えを、これからのスケジュールも含めて具体的にお伺いしたいと思ひます。

幼子を背負い二人目の生命を宿している妊婦の方から、食べ物の安全性は本当に大丈夫なんですか、子供たちへの悪影響は本当になんないんですね、射抜かれるような真剣なまなざしで詰問されたことがあります。また、孫の手を引いた男性の御老人から全く同じ声を聞かされたことがあります。私は、このことが心に残り頭から離れません。ここにおられるすべての国会議員が同様の経験をされていると思ひます。

この国民の素朴にしてかつ切実な声を念頭に置きながら、以上の質問に御答弁いただくことを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)
○国務大臣(村山富市君) 横尾議員の質問にお答えを申し上げます。

今回の改正は国民の不安を払拭し、その要請にこたえるものか否かというお尋ねであります。今回の改正は、国際化の進展や食生活の変化等の環境の変化に適切に対応し、食品保健対策を総合的に推進するためのものでありまして、食品の安全確保に対する国民の期待に十分こたえることができるものであると考えております。

食品の安全性についての国民の権利や国の責務についてのお尋ねであります。食品の安全性については、憲法第二十五条に規定されているところの公衆衛生の向上、増進に関する国民の権利や国の責務が存するものと考えております。

このような憲法の規定に基づき、食品衛生法は食品の安全確保のために営業者に対する必要な規制を定めたものでございまして、これはあくまで公益的目的の責務であって、この規制により結果的に消費者が利益を受けることとなりますが、これは法律上の権利ではなく反射的なものであると考えられます。したがって、御指摘の反射的利益論につきましては、現在においても妥当なものと

考えているところでございます。

次に、食品衛生法の目的規定の改正についてのお尋ねであります。現行の食品衛生法は公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、この規定は憲法第二十五条を受けて決められたものであること等から、その改正を行うことは必要ないものと考えております。

次に、消費者からの措置請求権に関するお尋ねであります。食品の安全性の確保については、消費者からの申し出を待つまでもなく、食品衛生法に基づき行政がみずからの責任において公衆衛生上の見地から必要な規制を行っているものでございまして、お尋ねのような規定は必要ないものと考えております。

今回の改正と規制緩和との関係についてのお尋ねであります。食品衛生法の規制は国民の健康の確保のための社会的規制として必要最小限にとどめるとの考え方で行っておりまして、今回の改正も、食品の安全を確保し国民の健康を守るために必要な規制を行うとともに、一方で、営業許可の有効期間などについては社会経済の状況の変化に対応して緩和する等の配慮を行っているものであり、御理解をいただきたいと思います。

次に、食品の安全基準の国際基準との整合性についてのお尋ねでございます。衛生植物検疫措置の適用に関する協定、いわゆるSPS協定の締結後におきまして、この協定の中には、科学的に正当な理由がある場合等においては国際基準よりも高いレベルの保護水準をもちます措置を採用し維持することができるとされておまして、政府といたしましては、国民の健康確保を第一に考えて対応することとしており、国民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和を行う考えはございません。

次に、食品保健行政等についてのお尋ねであります。これにつきましてはこれまで関係省庁間で十分連携を図ってきたところでございまして、今後とも、国民の健康の問題や産業の振興についてのそれぞれの専門省庁が役割を分担しながら十分に連携をとって推進していくことにより効果的な施策の推進を図ることが重要だと考えているところでございます。

次に、関連予算及び人員の確保についてのお尋ねであります。平成七年度においても輸入食品監視体制の充実強化など必要な予算及び人員の確保をしているところでございまして、引き続き所要の予算等の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、水俣病問題の政治決着についてのお尋ねであります。政府といたしましては、水俣病問題は行政の重要課題の一つであるとの認識に立って、これまでも認定業務の促進、水俣病総合対策事業の実施等さまざまな施策を講じてきたところでございます。同時にこの問題は、被告として裁判で争っている経過等からいろいろ難しい点があることも御理解をいただきたいと思います。

しかし、私といたしましては、「人にやさしい政治」を進める立場から、関係者の方々の置かれた状況に深く思いをいたし、何とか水俣病問題を解決するようさらに一層努力をする決意でございます。

なお、この問題につきましては、現在、与党の水俣病問題対策会議において議論が行われているところでありますので、その推移を見守り、検討を進め、解決に向けて努力をしてまいりたいと考えていることを申し上げておきたいと存じます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。

以上です。(拍手)

(国務大臣井出正一君登壇、拍手)
○国務大臣(井出正一君) 横尾議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今回の改正は国民の不安を払拭し、その要請にこたえ得るものか否かというお尋ねでございますが、先ほど総理も御答弁申し上げましたと

おり、今回の改正は、国際化の進展に伴う輸入食品の増大や国民の食生活の変化など食品保健行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、天然添加物についての指定制の導入、食品輸入手続のペーパーレス化による輸入食品監視体制の効率化など規制の国際的整合性や行政事務の効率化に配慮をしつつ、食品の安全と国民の健康を守るための食品保健対策を総合的に推進しようとするものでありまして、国民の皆さんの期待に十分こたえることができるものと考えております。

次に、食品の安全性に係る情報の公開についてのお尋ねであります。今後、食品衛生調査会の審議に用いました資料等について、知的所有権等に配慮をしつつ可能な限りの対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、消費者・生産者の食品衛生調査会への参加についてのお尋ねであります。法改正を契機として、食品衛生調査会に消費者や生産者の御意見をより取り入れられるよう広い範囲の学識経験者の中から委員等の委嘱を行うこととする中で、さらに努力してまいりたいと考えております。

次に、国際基準と国内基準の関係についてのお尋ねであります。これも先ほど総理御答弁のとおり、国際基準は第一に消費者の健康の保護を目的として作成されているものでありまして、我が国においても基本的にはこのような国際基準により国民の健康が確保できるものと考えております。

また、SPS協定では科学的に正当な理由がある場合等においては国際基準よりも厳しい基準を採用し得ること等の規定も盛り込まれており、この協定の締結によって国民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和を行うことは考えておりません。

科学的正当性についてのお尋ねであります。SPS協定に言う「科学的に正当な理由がある場合」とは、食生活の違いにより国民の健康が国際

基準では十分に確保できない場合等が考えられます。

各国の措置に科学的に正当な理由があるかどうかはそれぞれの国が措置をとる際に判断しますが、貿易上の紛争が生じた場合はWTOの紛争解決了解に従って解決されることになっておりまして、WTOに設置された小委員会が必要な場合には専門家の助言に基づき判断することになっております。

我が国の基準は、専門家から成る食品衛生調査会の慎重な審議を経て策定されるものであり、SPS協定に言う科学的に正当な理由があるものと考えております。

次に、コーデックス委員会への積極的な関与等についてのお尋ねであります。我が国としては、今後ともコーデックス委員会の国際基準の設定等に一層積極的に関与していくとともに、今年度末にはコーデックス・アジア地域調整委員会を東京で開催することも予定しております。

コーデックスの審議につきましては、今後ともその審議状況等に関する情報の提供を積極的に進めるとともに、消費者等より多くの方々の御意見を広く参考にしつつ、政府としてのコーデックス委員会への対処方針を決定してまいりたいと考えております。

さらに、政府代表団への消費者の参加につきましては、アドバイザーという形が考えられますが、アドバイザーは少なくとも政府代表を専門的立場からサポートすること、また、政府の対処方針に従っていただくことなどの要件を満たすべきものでありまして、その可能性については今後慎重に検討する必要があると考えております。

次に、輸入食品の検査体制についてのお尋ねであります。輸入食品の増大に対応した適切な検査体制の確保のために、輸入審査へのコンピュータの導入、検査所における食品衛生監視員の確保、機器の整備による検査機能の強化等検査体制の充実に引き続き努めるとともに、今回の改正に

より平成七年度以降、輸入届け出手続のコンピュータ化、違反の蓋然性の高い食品に対する検査命令制度の改善、指定検査機関の検査管理体制の充実等を進めることとしております。

次に、食品残留農薬に係る規制方式についてのお尋ねでございます。我が国はカロリーベースで六三〇の食品を海外に依存しており、また、農産物に使用が認められている農薬は世界で約七百と言われておりますが、現在、食品衛生法上の残留農薬基準は百三農薬についてしか設定されてお

りません。このような現状において、基準が未設定の農薬が残留する食品の流通を一律に禁止すると国民への食糧の供給が極めて困難になること、また、国際的にも完全なポジティブリスト制を採用している国は主要国ではアメリカのみであることから、現時点ではポジティブ方式への移行は困難と考えております。

今後の基準策定については、二〇〇〇年を目途に二百農薬程度まで計画的に作成することを当面の目標としており、ポジティブリスト方式への移行につきましましては、将来、相当程度基準が策定された段階で、国際的な規制の動向、食糧自給の程度等を勘案して判断すべきものと考えております。

次に、残留農薬基準への登録保留基準の準用に

ついてのお尋ねでございます。農薬取締法に基づく登録保留基準は、国内で販売する農薬についてその使用方法、適用作物等を前提に策定されるものであります。一方、食品衛生法に基づく残留農薬基準は、国内の農作物だけでなく輸入農作物にも適用されるものでありますので、外国における使用方法、適用作物等も前提に策定される必要があります。

最後に、食品保健行政の一元化と統一的な食品法の制定についてのお尋ねであります。これらの問題については、厚生省を含め関係省庁による検討が行われてきたところでありますが、食品に

関しては、国民の健康確保という観点と産業政策という観点から、それぞれの専門省庁が分担していくことが適当であると考えております。しかしながら、残留農薬対策を初め、必要に応じて省庁間で十分な連携を図ることにより効率的で総合的な施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 萩野浩基君。

(萩野浩基君登壇、拍手)

○萩野浩基君 私は、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案につき、政府に対して新緑風会を代表して質問をいたします。

昨年末、政府が世界貿易機構WTOの設立協定を批准したことにより、食品の安全基準が日本より甘い国際基準に統一される可能性が強まったため、国民の健康を守る立場から、以下総理及び関係大臣に質問をいたします。

まず初めに、総理のこの改正案に対する基本的姿勢、これについて伺いたいと思います。

二十三年ぶりのこの改正案は、部分的には評価されるものの、しかし、天然の添加物に規制をかける点など、改善は部分的な最小範囲にとどまり、国民の健康を守るために国が責任を持つ開かれた法律や、生活者「人」にやさしい政治「から」はまだほど遠くなっている残念ながら言わざるを得ません。また、規制基準の決定に当たり消費者の要望が受け入れられないで、果たして二十一世紀に通用する食品衛生法と言えるのでありましようか。

マラケシュ協定は本年一月に発効し、もはや後戻りは許されないのであります。

総理は、昨年十一月、本院で国際基準より厳しい国内の安全基準を緩和する考えはないとはつき

りと答弁されておられます。さらに、御案内のとおり、衆参両院でも、WTO設立協定に關して、食品の安全性の確保に努めるべきであるとの決議を採択しているのがあります。こうした決議が単なるお題目に終始しないためにも、この改正案に國民の生命や健康、食の安全を優先させる旨を明記すべきではないかと思つております。

戦後五十年、冷戦下のイデオロギー論争の陰に隠れていたこの問題こそ冷戦後の重要な政治課題であるのに、いかなる理由で明記できないのか、子々孫々のためにも、総理として國民の前に姿勢を明らかにする責任があります。ぜひとも総理の前向きな答弁をお願いいたします。

さて次に、國際基準と国内法との關係であります。

今、焦点となっているWTOの設立協定すなわちSPS、これによる甘い國際基準と国内法である改正案との整合性をいかにしてとつていくかという方向性が見出せないところに國民の不安が一層増幅しているのがあります。情報公開や行政手続に消費者参加の道がない現在、國民の不安を解消するため、総理は國民の前にどうしても安全という保証の方向性を明白にする責任があります。

今や規制緩和は世界の主要な課題であります。緩和すべきは経済的規制であつて、健康や環境といった社会的規制はむしろ強化すべきで、拙速な改正では國民の納得は得られません。総理の明快で責任ある答弁を求めます。

次に、厚生大臣、食の安全確保に万全を期するため、大臣の決意のほどをお伺いいたします。

二十一世紀を前に、食の國際化、多様化はますます進展する状況にあります。改正案は、行政手続などを通じて消費者団体や國民の真摯な要望を尊重したと果たして言えるのでありましようか。日本の食糧自給率が初めて四〇%を切った現在、外来食品の安全性のチェックも消費者に対する安全と責任を明確にするための課題でありまして、同時に情報公開、これも必要不可欠な重要な課題

であります。

現在、國際基準を定めるのは國連食糧農業機關FAOと世界保健機構WHOの合同國際食品規格委員会でありまして、會員企業の關係者が多数参加しているこの委員会は、残留農薬や添加物についてこれまで甘い基準を勧告し、しかも、科学的かどうかの判断もこの委員会にすべてゆだねられているのであります。このような不透明、情報不足による不安が消費者団体や國民の不信を生んでいる最大の原因であります。

政府が國民の健康に安心できる対策を推進するためにも、規制基準、品質表示、栄養成分表示など食に關する情報公開や行政手続への消費者参加の道を開くことが厚生行政として、人にやさしい政治を掲げる政府の使命であり責任ではないかと思つております。厚生大臣の明快な答弁を求めます。

最後に、健康のものと食べ物、単なる物理的エネルギー源ではなく、著しく風土の異なる世界のそれぞれの民族の精神をも包含していることを忘れてはなりません。この改正案が現実を直視し、二十一世紀に向け、高い次元より世界に健康な文化生活を伝え、日本が共生共栄の平和な國際交流に貢献することを切に期待し、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣村山富市君登壇、拍手)

○國務大臣(村山富市君) 萩野議員の質問にお答えを申し上げたいと存じますが、今回の改正案に國民の生命、健康等の安全を優先させる旨を明記すべきではないかとのお尋ねであります。現行の食品衛生法においては既に「公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする」と規定されておりまして、この規定は憲法第二十五条の規定を受けたものとして國民の生命や健康、食の安全を守ることを当然に含んだものであることから、改めて御指摘の改正を行う必要はないものと考えているところでございます。

食品衛生行政につきましては、今後とも食品の

安全や國民の健康の確保を第一に考えて対応してまいりたいと考えていることを申し上げておきたいと存じます。

次に、國際基準と国内基準の關係についてのお尋ねであります。國際基準は第一に消費者の健康の保護を目的として作成されているものであり、我が國においても基本的にはこのような國際基準により國民の健康が確保できるものと考えております。また、先ほども御答弁を申し上げましたが、衛生植物検疫措置の適用に關する協定、いわゆるSPS協定でございますが、科学的に正当な理由がある場合等においては國際基準よりも厳しい基準を採用し得ること等の規定も盛り込まれているところでございます。

こうしたことから、協定の締結によつて國民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和を行う必要はなく、今後とも國民の健康確保を第一に考えて対応してまいりたいと考えているところでございます。

(國務大臣井出正一君登壇、拍手)

○國務大臣(井出正一君) 萩野議員の御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、食の安全に万全を期することは極めて大切でありまして、政府の責任であると考えております。

食品の規制基準に關する消費者参加と情報公開についてのお尋ねでございますが、食品衛生行政に消費者や生産者など広範な國民の意見を反映させることは重要でございます。このため、今回の法案策定に当たりまして、消費者団体等から広く御意見を伺うなど努力してきたところでございます。食品衛生調査会については消費者の御意見をより取り入れられるよう広い範囲の学識経験者の中から委員等の委嘱を行うこととするなど、さらに努力してまいる所存であります。

また、食品衛生調査会の審議に用いました資料等の情報公開につきましては、知的所有権等に配慮しつつ可能な限り対応してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 西山登紀子君。

(西山登紀子君登壇、拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、食品衛生法等の改正案について総理並びに關係大臣に質問いたします。

國民の命と安全を守ることは、国として最優先の課題でなければなりません。ところが、本改正案の背景を考えると極めて危惧される問題があります。

多くの國民の声を無視して批准されたガット・WTO協定によつて、主食である米を含め農産物の全面的な輸入自由化がなされました。しかも、WTO協定を認めることによつて、アメリカとその多國籍企業主導で作成されたいわゆるコーデックス食品規格にすべての加盟國が従うよう求められていくわけです。

コーデックス食品規格とはいわゆる非關稅障壁の除去を通じて國際貿易を促進するためにつくられた基準であり、その内容は、日本で使用できない七十九の食品添加物を含む上、発がん物質の臭素酸カリウムの使用が日本の一・六六倍も認められているなど、安全性に対する我が國の厳格な基準を緩めるものです。

総理、本改正案はガット協定の受け皿づくりにほかならず、我が國の食品安全基準をコーデックス食品規格にまで緩和、迎合させるための改正ではありませんか。そのような改正で果たして國民の命と安全が守られるのでしょうか。総理の明確な答弁を求めます。

次に、食品添加物の指定制度の問題についてお伺いします。本改正案では、指定添加物の範圍を天然添加物まで拡大し、厚生省は、現在使われている千五十

一の天然添加物についても安全審査もせずそのまま添加物として使用できるとしています。

しかし、これは問題です。天然といえども決して安全とはいえないことは、天然のものから数多くの発がん性物質が出てくることから明らかです。安全性が確認されたものについてのみ使用を認めるという現行指定方式は厳格に守るべきであり、これに例外を持ち込むことは国民の命と安全を守るために絶対許されることではありません。厚生大臣、この点どう認識されているか、お伺いをいたします。

さらに、このような例外をつくって指定制度の空洞化を進め、事後的に今後五年間かけて安全審査を行っていくということについても重大な危惧を持たざるを得ません。もし、今後の安全審査で使用する規制する必要がある場合、それまで国民に有害な食品を食べさせていたという政府の責任をどのようにとるつもりか、この点は総理に厳しく質問をいたします。

一九七二年、食品衛生法改正の際、食品衛生法の運用に当たっては、単に危害の防止にとどまらず、積極的に国民の健康の保護増進を図るよう努めること、そのため食品添加物については常時その安全性を点検し、極力その使用を制限する方向で措置することなどを明記した衆参両院社会労働委員会の附帯決議がなされています。

ところが、本改正を契機に、コーデックス食品規格の基準に合わせ、我が国では未指定の七十九品目を順次指定し、天然添加物も指定していくことになれば、指定添加物は現在の三百四十八品目から一気にふえることになります。そうなれば、食品添加物の使用を極力制限するというこの附帯決議に明らかに反するものではありませんか。国権の最高機関の意思は重いものです。これを尊重するのは政府の当然の義務ではありませんか。厚生大臣の見解を問うものです。

次に、本法改正をめぐって消費者の最大の関心

である残留農薬基準の問題についてお尋ねします。

現在、ポストハーベスト農薬使用は基本的に認められておりません。ところが、コーデックス食品規格の基準に基づいてポストハーベストを前提とした新たな残留農薬基準の準備が進められ、厚生省は二〇〇〇年をめどに二百種類程度の基準を策定したいとしています。

その内容は、従来の残留農薬基準をはるかに緩和した内容になることは明らかです。現に、一九九一年十二月、食品衛生調査会が答申した残留農薬基準は驚くほど緩い基準を設定しています。例えばジャガイモの発芽防止剤として使用されるクロロプロファムは、環境庁の残留基準では〇・〇五ppmと定められていたものが、コーデックス基準に合わせて一挙に五〇ppmと千倍の緩和が図られました。これでどうして安全だと言えるのでしょうか。

厚生省の全国調査でも、子供の三人に一人がアトピー性皮膚炎にかかっており、食べ物との関係も大いに心配されているではありませんか。安全性の検討も十分なされないまま、また日本人の食生活の特徴を考慮せずに一律にこうした国際基準に合わせることは、将来にわたって国民の健康を脅かす重大な影響をもたらすものではありませんか。コーデックス食品規格に迎合することなく、日本の実情に合わせた農薬の残留基準を設定すべきではありませんか。あわせて厚生大臣の見解を求めます。

次に、輸入検査の体制についてお伺いします。本改正案によって輸入食品の安全チェックは主に輸入者の自主検査に任せられることになり、国が行う検査は輸入食品が任意に行うモニタリング検査、また輸出国の情報などにより食品衛生法に違反する疑いがある場合にのみ行われます。これで輸入食品の安全は守られるのでしょうか。輸入食品がますます増大する中、信頼性の高い行政検査の充実強化こそが求められているではありませんか。

か。厚生大臣の御見解を伺います。

総合衛生管理製造過程HACCPによる食品製造方法を新規に承認していることも問題です。新しいこのシステムによって製造された食品は、衛生的に問題がないとみなされ、国の内外を問わず食品衛生法第七条の適用除外となります。これでは、非関税障壁を撤廃せよというアメリカの圧力に屈し、国内の大企業の利益を優先したものととなり、食品の安全確保を全面的に企業に任せることになります。

国民にとって食品の安全に対する厳格な基準とその厳守がいかに重要な国の責任であるかは、過去の森永乳業ミルク中毒事件等の悲惨な実態を見ても明らかではありませんか。製造過程で混入した砒素入りミルクを飲んで死亡した赤ちゃんは百三十人、今なお後遺症に苦しむ被害者は一万四千人を数えるのです。安全性について国民的なコンセンサスも検証もないこのようなシステムの急な導入はやめるべきです。厚生大臣の御答弁を求めます。

最後に、総理にお聞きします。

今必要な改正を行うとすれば、我が党や消費者団体、日弁連などが強く要求してきたように、法の目的に食の安全の確保を明記すること、残留農薬を取り締まる根拠を法に明文化すること、ポストハーベスト等による農薬の残留する食品は原則として流通を禁止することなどを取り入れるべきです。これらの改正こそ国民の健康と安全を守り国民の願いにこたえるものではないでしょうか。総理の答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣(村山富市君) 西山議員の質問にお答えを申し上げます。)

食品の国際基準と我が国の食品安全基準との関係についてのお尋ねでございますが、今回の改正は、近年の食品保健行政を取り巻くさまざまな環境の変化に対応して総合的な食品保健対策を推進するために行うものでございまして、食品の規格

基準を緩和するために行う趣旨のものではないと考えています。

また、WTO協定の中の衛生植物検疫措置の適用に関する協定、SPS協定では、科学的に正当な理由がある場合等には国際基準より厳しい措置をとることができることとされておりまして、国民の健康確保に支障を及ぼすような基準の緩和を行う必要はなく、御心配のようなことはないと考えております。

さらに、既存の天然添加物の取り扱いについてのお尋ねでございますが、これらの添加物は、これまで長い間にわたって一般に使用されているものであるため、今回の法改正においても従来どおりの取り扱いとするものでございます。したがって、今回の法改正によって政府の責任が変化するというものではないと考えています。

食品添加物の安全性確保につきましては、今後とも最新の科学レベルに沿って安全性の確認等必要な措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、法の目的に食の安全の確保を明記すべきである等のお尋ねでございますが、現行の目的規定における「公衆衛生の向上及び増進」は憲法第二十五条の規定を受け決められているものでございまして、改正する必要はないものと考えております。

また、農薬の残留する食品については、残留農薬基準の整備を促進することにより適切な規制ができるものと考えております。したがって、その原則禁止ということとは、国民に対する食糧供給を困難にすること等から適当でないものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣(井出正一君) 西山議員にお答えをいたします。)

まず、既存の天然添加物の取り扱いについてのお尋ねでございますが、これらの添加物は長い使用実績があり、人の健康確保にとって問題があるという個別具体的な知見の報告はなされておられません。また、既に広く流通し特に問題がないものを安全性が評価されて指定されるまで一たん禁止することは、過剰な規制であるとともに混乱が生じるなど妥当でないと考えております。

なお、厚生省といたしましては、これら既存の天然添加物の安全性につきましては、念のため、従来から行っております天然添加物の毒性試験の実施等を充実強化してまいり所存でございます。

次に、食品添加物の指定についてのお尋ねでございますが、新たな添加物の指定に当たっては、個別品目ごとに必要な資料を添えて要請があったものについて、食品衛生調査会の意見を聞いて、科学的に安全性、有効性が確認できたものに限り指定を行っているところであります。

今後とも、国民の健康確保を第一に考えて対応する所存であり、昭和四十七年の国会附帯決議の趣旨に反するものとは考えておりません。

次に、残留農薬基準の設定方法についてのお尋ねでございますが、ポストハーベットの農薬を含め、農薬が残留する食品の適切な流通規制を行うためには残留農薬基準の早期策定が必要と考えております。

基準策定に当たっては、国際基準を考慮しつつも、我が国の食物摂取の実態等を踏まえ、国民の健康確保を最優先に基準を設定していく所存でありまして、国民の健康に支障を及ぼすものではないと考えております。

次に、輸入食品の検査体制についてのお尋ねでございますが、今回の改正案における検査命令に関する改正は、違反の蓋然性が高いものについて重点的に厚生大臣または厚生大臣が指定する検査機関の検査を受けることを命ずることとするものでありまして、自主検査にゆだねようとするものではありません。

また、検査所の検査実施体制の整備については、高度な検査を集約的に実施する輸入食品・検査センターの整備、食品衛生監視員の増員等、検査体制の充実強化を図ってきたところでありまして、今後ともその充実に努めることとしております。

次に HACCP、総合衛生管理製造過程の導入についてのお尋ねでございますが、この制度は、事業者みずから製造過程で生じる危害を分析し、ポイントごとの安全対策が総合的に講じられていることを厚生大臣が確認し、その製造過程を承認した場合、従来のような食品ごとの一律の製造基準の適用を除外するものであります。

この制度は、WHOもその推進を図っているものであり、また厚生省が安全性を十分検証した上で承認するものでありますので、安全性上何ら問題なく、かつ事業者ごとの多様な方法による製造・加工が可能となるものと考えております。

以上でございます。(拍手)
○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。河野外務大臣。

〔国務大臣河野洋平君登壇、拍手〕
○国務大臣(河野洋平君) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、その趣旨の御説明を申し上げます。
この条約は、平成五年一月にパリで作成されたものであります。この条約は、化学兵器の完全な

廃絶を目的とするものであり、化学兵器の生産、使用等の禁止及び化学兵器の廃棄について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための検証措置等について規定するものであります。

化学兵器に関しましては、大正十四年にジュネーブで作成された窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書により、窒息性ガス等の戦争における使用が禁止されましたが、その後、平時における化学兵器の開発、生産、貯蔵等の禁止については、長期にわたる交渉の努力を要しております。昭和四十一年の第二十二回国際連合総会におきまして化学兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択されたことを契機として化学兵器の禁止が重要な軍縮問題として取り上げられるようになり、昭和五十五年には、軍縮会議の前身である軍縮委員会において化学兵器の禁止のための条約の交渉作業が本格的に開始されました。この結果、平成四年の第四十七回国際連合総会において、軍縮会議が採択していた条約案を推奨する決議が採択され、右決議を受けたこの条約が作成された次第であります。

大量破壊兵器の軍縮及び不拡散が緊急の課題となっている今日、化学兵器の完全な廃絶を目指すこの条約は、国際社会の平和と安全を支える重要な柱の一つとなるものであり、歴史的な意義を有するものであります。我が国は、条約交渉時からこの条約の趣旨及び内容を積極的に評価し、平成五年一月の条約作成の際に、他の百二十九の国々とともにこの条約に署名いたしております。我が国がこの条約を早期に締結し、その効果的な実施に向けて国際協力を促進するとの見地から極めて有意義であると考えています。

右を御勘案の上、この条約の締結について御承認を得られますよう格別の御配慮を得たい次第でございます。

以上が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がございます。発言を許します。長谷川清君。

〔長谷川清君登壇、拍手〕
○長谷川清君 私、平成会を代表して、ただいま提案のありました化学兵器禁止条約について質問をいたします。
質問に先立ち、先月の二十日に発生いたしました地下鉄サリン事件により亡くなられた十一名の方々と御遺族の皆さんに対し、本当に深く哀悼の意を表します。また、五千名を超えます被害に遭われました方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

地下鉄サリン事件は、あのヒトラーですら使用をしなかった猛毒のサリン、これをこの日本で使用し多くの人々を無差別に殺傷するという、人類史上極めて悪質な犯行であります。民主主義社会に対するこのような卑劣な攻撃は、人道に断じて許すことができません。加えて、警察庁長官狙撃、こういう信じがたい事件が続いたことを考え合わせますと、これまで世界に誇ってまいりました安全な社会という我が国への信頼は根底から揺さぶられ、国際的な信用は既に失墜したのでございます。総理はこのような事態をいかに受けとめておられるか、お伺いをいたします。

思えば、昨年の六月には、長野県松本市においてサリンと見られる物質によって七名の死者が出ております。五百九十三名の人々が被害に遭ったと言われております。その直後の七月には、山梨県上九一色村においてサリンの類似物が関係したと見られる悪臭騒ぎというものが発生したと承知しております。

しかし、その後の捜査の進展は、この状況を見る限り、正直に申し上げて歯がゆいものを感じました。捜査当局は、サリンがわずかな量で何万人

もの人を殺傷することができ、もし使用されれば重大な結果をもたらすことを十分に認識をしていなかったとは申しませんが、私は、地下鉄サリン事件の発生をなぜ未然に防止できなかったか、残念でなりません。

捜査当局はこの事態を重く受けとめ、これまで以上の危機意識を持って強力に捜査を進める必要があると考えますが、総理並びに国家公安委員長から捜査の現状と今後の方針についてお聞きをいたします。

私は、このようなテロを未然に防止するため、国内体制の整備はもとより、さらに国際的な協力体制を構築すべきであると考えます。例えば、テロ集団による化学物質等の取得の早期発見、早期取り締まりのための各国の捜査当局による情報交換、万一に備えての救助・医療体制の整備等、これらが不可欠であると考えますが、総理並びに国家公安委員長の御所見を伺うものであります。

化学兵器は貧者の核兵器とも呼ばれており、以上に、原材料が非常に簡単に手に入るということ、製造も非常に容易であって、しかも残虐な大量の殺りくをもたらし、その全面禁止は我々人類にとって長年の悲願であったと思います。

既に、毒ガス等の使用禁止条約、一九二五年のジュネーブ議定書が存在しておりますけれども、これは戦争における使用を禁止するだけでありました。このため、平時においても化学兵器を全面的に禁止する取決めが望まれたのでございます。その交渉は、東西冷戦の影響もあって、進展ははかばかしくありませんでしたけれども、ゴルバチョフ大統領による平和攻勢や、湾岸戦争を通じてのイラクによる化学兵器使用の恐怖がクローズアップをされて、それ以降大きく進展を遂げてまいりまして、一九九三年一月、化学兵器の開発、生産、使用等の禁止、保有化学兵器、遺棄された化学兵器及び化学兵器生産施設の廃棄な

ことを規定するこの条約が策定されたのであります。我が国がこの条約を締結する意義は極めて大きいと考えますが、まず外務大臣にこの点について伺いをいたします。

この条約は、化学兵器の全面禁止を確実にするため、軍事面のみならず産業分野をも対象とする検証措置、並びに、条約違反の疑いのある場合には締約国の申し立てによりまして査察ができるといういわゆるチャレンジ査察という徹底的な検証措置を規定しており、過去に類例を見ないほどの画期的な軍縮条約であると承知をいたしまして、私は大賛成であります。それだけに、査察といいますが、我々の脳裏にはすぐこの間ありました北朝鮮に対する核査察が思い浮かぶのであります。これに比較をいたしまして、果たしてこの化学兵器禁止条約は本当の意味でこの査察について実効性があるものでありましかうか。期待をしたいのでありますが、この点について外務大臣から御説明を賜りたいと思います。

また、化学兵器を持たない我が国におきましては、検証ということになりますと産業検証が中心になるといふふうに思われます。企業にとりましては、査察を受けたというだけでサリンに関係しているんじゃないかという風評がそこに生まれ、風評被害というものが発生することになります。条約の実施に伴う産業の保護につきましてどう対処するおつもりであるか、通産大臣にお伺いをするわけであります。

さらに、産業検証の過程において、国際査察官などの現地立入査察による企業秘密の詐取並びに漏えい等の損害が発生した場合に、だれがその損害を補償し賠償することとなるのでありましかうか。アメリカにおきましては、条約の国内実施法案で、研究データや特許データは条約の義務に適合する範囲においては開示をなくともよいという規定をしております。我が国の場合にはそのような制約は見当たらないわけであります。我が

国の対応を通産大臣並びに外務大臣にお尋ねいたします。次に、遺棄化学兵器につきまして伺いをいたします。

この条約上、他の締結国の領域内に化学兵器を遺棄した国は、その遺棄した化学兵器を廃棄し、そのためのすべての資金や技術的なあらゆる提供をしなければならないのであります。

先ごろ、政府は、中国に遺棄されております化学兵器の一部が旧日本軍のものであるということを確認いたしております。つまり、我が国は将来、中国に遺棄した化学兵器の廃棄の義務を負うことになるのであります。これまでの国会論議を通じて聞いておりますと、廃棄の計画や方法についてはいまだ調査検討中ということであり、条約上、これらの義務の履行には期限が付されておりますだけに、そのことを考えますと、少なくとも廃棄計画や廃棄方法についてある程度の見通しは立てておかなければならないのではないのでしょうか。外務大臣にこの点をお伺いするものであります。

また、廃棄には膨大な資金と技術的なノウハウというものを要すると思われ、であります。どのような方針でこれらについて考えているのか、あわせて伺うものであります。

今申しましたように、化学兵器及びその生産施設の廃棄は非常に大事な点であります。廃棄なくしては条約の発効が出てまいりません。それはしかし、膨大な費用を要すると言われておるのであります。それだけに、現在、財政に苦しむロシアは、その保有する化学兵器あるいは生産設備を廃棄する負担に耐えられるのかどうか、場合によっては費用の負担を理由にしてこの条約を締結しないというおそれはないのかどうか、心配でござい

ます。その意味においても、九〇年の六月に調印されております米ロ二国間の化学兵器削減廃棄協定の

早期なる発効というものが望まれておると思いますが、その見通しはいかにという点について外務大臣にお尋ねをいたします。

さらに、化学兵器の保有が確実視されておりますリビアや北朝鮮、これらはこの条約に署名すらしておりません。条約の実効性をいかにこれらについて確保するのか、この点について政府の対応をあわせてお聞きをいたします。

最後に、生物兵器について伺いをいたします。

化学兵器と同様におぞましい大量殺りく兵器でございます生物・毒素兵器につきましては、その開発、生産、貯蔵等を禁止する条約は既に一九七五年に発効しておりますけれども、これは検証措置が存在しないためにその実効性に欠けるものという、そういう批判が起こっております。

そこで現在、生物兵器禁止条約の強化が図られつつあると承知しておりますが、その状況についてどうなっているかを外務大臣にお伺いいたします。

また、その製造が比較的容易である一方、取り締まりが非常に難しいため、今回の地下鉄サリン事件のように生物剤がテロに使用されるのではないかとこの危険が広がっております。こうしたテロや犯罪の未然防止のためにいかなる措置を講じておられるのか、国家公安委員長にお伺いをいたします。

この条約が一日も早く効力を発効するように悲願をここに込めまして、私の質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)
○国務大臣(村山富市君) 長谷川議員の質問にお

答えを申し上げます。
地下鉄サリン事件、警察庁長官狙撃事件の発生という事態をいかに受けとめているかとお尋ね

であります。それぞれの事件は諸外国においても大きな関心と呼んでいるところであり、安全な

社会という日本に対する評価を損ないかねない極めて凶悪な重大な事件であると認識をいたしております。

このため、国民の皆様の御理解と御協力をいただきながら本件を一刻も早く解決するとともに、政府においては、サリン問題関係省庁連絡会議を設置するなど、関係省庁のより一層緊密な連携のもとに、同種事案の再発防止に向けて全力を挙げ取り組んでいくとでございます。

次に、サリンを使用したと見られる事件の捜査の現状と今後の方針についてお尋ねでございますが、これらの事件は、何の関係もない人々を大量無差別に殺傷するという悪質な事件であり、国民の間には大きな不安が広がっているところでございます。

本事件については、現在、警察においてそれぞれ鋭意捜査中ですが、今後とも事案の全容解明に向けて全力を挙げて取り組んでいくものと考えております。国民の皆様にも、この点御理解をいただくとともに御協力をお願いするものでございます。

次に、テロ犯罪の早期取り締まりや万一の事態に備えての各種体制整備についてのお尋ねでございますが、具体的なことにつきましては関係大臣から答弁をさせていただきますが、国民生活の安全を確保することは国の根幹をなす重大な問題であることから、御指摘の点も含め、今後とも政府を挙げて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣河野洋平君登壇、拍手)

○国務大臣(河野洋平君) まず最初に、条約を締結する意義についてお尋ねがございました。

化学兵器禁止条約は、化学兵器の完全な廃絶を目指すものでありまして、戦時、平時を問わず化学兵器の使用を禁止するとともに、その開発、生産、貯蔵、保有の禁止、並びに化学兵器の廃棄を

規定し、あわせて条約上の義務を確保するための検証措置について規定するなど、極めて包括的な内容を有しております。

この条約は、国際社会の平和と安全を支える重要な柱の一つとなるものであり、軍備管理・軍縮の推進において歴史的意義を有するものだと考えます。我が国がこの条約を締結することは、化学兵器の完全な廃絶に向けた国際協力を促進すると見地から極めて有意義だと考えております。

次に、査察の実効性に期待ができるかどうか、こういうお尋ねがございました。

この条約の検証措置につきましては、化学物質の生産を行う施設などに対する通常の検証措置と並んで、これまでの多数国間軍縮条約に例のない画期的な申し立てによる査察の制度が規定されております。

我が国としては、このような画期的な検証制度を含む包括的な内容を有するこの条約が適切に実施されることによつて、化学兵器の廃絶のために大きな効果を上げ得るものと考えており、この条約の早期発効、効果的な実施などのために引き続き努力をまいりたいと考えております。

次に、査察による企業秘密の詐取、漏えい等についてお尋ねがございました。

この条約は、機関が遵守すべき義務を詳細に定めるとともに、締約国の権利として、締約国は秘密を保護するために必要な措置をとることができると規定しております。したがって、秘密情報の保護との関連で問題が生じる可能性は実際にはほとんどないものと考えております。仮に、この機関の職員が秘密情報を保護する義務に違反し、これにより企業に損害が生じるような場合には、我が国は機関の事務局長に対し、その職員の裁判権からの免除を放棄するよう求めることになると思っています。

平成七年四月十四日 参議院会議録第十六号

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(趣旨説明)

今後、一層その実態の把握に努める必要があると考えておりまして、そのために引き続き現地視察、調査を行っていくと考えてございます。廃棄処理を行うための技術、予算、体制などにつきましまして、右により明らかにされる遺棄化学兵器の実態を踏まえて検討していくことになるわけでありますが、現時点でそれが固まっているわけではございません。

いずれにせよ、我が国としては、日中共同声明、日中平和友好条約、そしてこの化学兵器禁止条約の精神を踏まえつつ、具体的な処理のあり方について今後中国と協議していくと考えてございます。

米ロ二国の交渉についてお尋ねがございました。

一九九〇年六月に米ロ間で署名された化学兵器の削減・廃棄に関する二国間協定につきましましては、残念ながら現時点においてその発効の見通しが立っていない状況にあると聞いております。他方、米ロ間では、ロシアの化学兵器の廃棄支援に関する合意がございまして、アメリカのロシアに対する協力が進行中ではございます。

化学兵器の完全な廃絶を目指すこの条約は、国際社会の平和と安全を支える柱でございますが、その早期発効と同時にできるだけ多くの国による加盟が望ましいことは申すまでもございません。政府としては、いまだ署名をしていない他の国について、今後とも二国間協議の場などあらゆる機会を通じて早期に署名、批准を行うよう必要な働きかけの努力を行ってまいりたいと考えています。

生物兵器についてもお尋ねがございました。

生物兵器禁止条約に係る検証措置の検討につきましては、本年七月より法的枠組みを検討することとされており、明年九月に開催予定の本件条約再検討会議に報告書を提出すべく作業が進められることとなっております。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)
○国務大臣(野中広務君) 長谷川議員の御質問にお答えをいたします。

サリンが使用されたと思われる事件の捜査の現状と今後の方針についてであります。ただいま村山総理からも御答弁があったところでありますが、これらの事件は、一瞬にして多数の方々のという生命を奪うなど悪質かつ卑劣な犯行であり、国民に多大な不安と脅威を与えたものであります。

現在、警察としては、いわゆる地下鉄サリン事件等について全力を挙げて捜査に取り組んでいるところであります。また、御指摘のいわゆる松本サリン事件につきましても、事件発生直後から懸命の捜査を続けてきたところでありますが、残念ながらいまだ犯人を検挙するに至っておりません。

しかしながら、およそ犯罪捜査は、法のつとめ証拠を一つ一つ積み重ねて着実に正しく行われるべきものであり、予断を加えることは厳に慎まなければならないのであります。また、いわゆる松本サリン事件の発生当時におきましては、我が国にはサリンの製造、発散等を取り締まる法則がなかったこと等も捜査の迅速な遂行に結びつかなかったことを御理解いただきたいと思います。

今後は、御指摘の一連の事件を一刻も早く解決して国民の不安を取り除くよう、国家公安委員長として強く督促してまいりたいと存じております。

テロ集団によりテロ犯罪の早期発見及び早期取り締まりにつきましては、従来より警察庁が必要に応じて各国関係機関との情報交換を行ってきております。また、国際刑事警察機構ICPOを通じて加盟各国に対して被疑者の手配等を行っているほか、各種国際会議にも係官を派遣し国際協力の推進を図っているところであります。今後とも、関係各国との連携を一層緊密にし、本件の

真相解明及び同種事案の防圧に当たる所存であります。

万一に備えての救助体制の整備につきましては、警察に対して初動措置の万全を期すよう指示するとともに、全国の消防機関に対しまして、特別救助隊の装備すべき呼吸保護器や防毒衣等の保護用具の整備状況を改めて点検し、必要に応じてその充実に努めるよう指導しておるところであります。

地下鉄サリン事件については、全国警察の総力を挙げて犯人の早期検挙に向けて捜査を推進しているほか、地下鉄等の公共交通機関や地下街、公共施設等大勢の人々が集まる場所を中心に警戒活動を強化しておるところであります。この種の無差別テロは、その手段のいかんを問わず、絶対に許されない行為であり、警察としてはさまざまな事態を想定して全力を挙げて未然防止に努めていると承知をいたしております。

お尋ねの生物剤につきましては、これまでテロ等に使用されたことはありませんが、このような事案の発生の可能性も想定し警戒、警備に当たるとともに、より効果的な警戒、警備の手法の開発に努めるほか、外国捜査機関との情報交換や技術交流を推進するなど種々の角度から検討を進めてまいり、先般の一連の事件につきましても、総理より強い要請のもと、再発防止と犯人の検挙により、国民の不安解消に警察の総力を挙げて取り組んでまいりたいと存じております。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)
○国務大臣(橋本龍太郎君) 長谷川議員から私へのお尋ねは二点であります。

まず、風評被害についてのお尋ねであります。条約機関による検査などによりましていわゆる風評被害が生じるおそれがありまして、これを防ぐための対策が必要であることは当然としても十分認識をいたしております。そして、このような風評被害の発生を未然に防止いたしますためには、単に化学産業の関係者ととどまらず、広く国

民各層に対し、化学兵器禁止条約の趣旨、またこの検査の意義を周知徹底することによりまして、本検査が化学兵器そのものの製造等の懸念とは直接関係がないことについて十分御理解をいただくことが必要であると思ひます。

このように観点から、当省といたしましては、条約機関による検査の趣旨などについての周知徹底、普及啓蒙を図りますために、関係企業やその周辺住民に対するパンフレットの作成、配布などを行うなど、適切な対応をしましてまいる所存であります。

次に、企業機密の保護についてのお尋ねであります。本条約上、秘密情報の保護には十分配慮すべきものとされておまして、そのような観点から詳細な規定が設けられております。また、化学兵器禁止法では、条約機関による検査は条約で定める範囲内のみ行われるとされております。

さらに、化学兵器禁止法は、条約機関の検査に我が国の政府職員が立ち会うことを義務づけております。実際の検査におきましては、この立ち会い制度を利用いたしまして、秘密情報の保護に十分配慮した検査が実施されますように適切に対応してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、刑法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないものと認めます。前田法務大臣。

(国務大臣前田勲男君登壇、拍手)

○国務大臣(前田勲男君) 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行刑法は、明治四十年に制定された法律であります。今日までに十回余の一部改正がなされましたものの、法文は当初のままの片仮名まじりの漢文調の古い文体である上、難解な用字用語が少なくありません。そのため、かねてから、一般国民が法文を読んで内容を十分に理解することが困難であるとの指摘があったところであります。

加えて、第二百十回国会で成立いたしました罰金の額の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の審議に際しまして、刑罰法令の現代用語化について政府は努力すべきである旨附帯決議で求められたところであります。このようなことから、国民の日常生活に深くかかわりを持つ法律である刑法の表記を平易化し国民にわかりやすくすることは、早急に取り組みべき課題となつていものと認められるのであります。

この法律案は、以上のような事情を考慮いたしまして、刑法の表記を現代用語化して平易化し、あわせて刑罰の適正化を図るために必要な改正を行うこととしております。

改正の要点は、次の三点であります。

その一は、刑法の表記を平易化することであり、刑罰の表記の平易化が緊急の課題となつており、なるべく早期に実現する必要があることにかんがみ、内容の変更を伴う改正は行わないとの基本方針のもと、現行刑法の条文を、次に述べます二点を除き、可能な限り忠実に現代用語化して平易化することとしております。

その二は、尊属加重規定の削除であります。尊属殺人に係る刑法第二百三十二条は、昭和四十八年四月四日、最高裁判所におきまして違憲の判断がなされているところでありますので、今回の改正に当たり違憲状態を解消する必要があり、また、事案の実態や違憲判決後約二十二年にわたり通常殺人の規定が適用され、被害者が尊属である事情を踏まえ、事案に即して科刑が行われてきている実情にかんがみ、これを削除することと

し、これとの均衡等を考慮し、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁についても、あわせて削除して通常の傷害致死等の規定によることとしております。

その三は、いんあ者の行為に関する規定の削除であります。現行刑法第四十条は、いんあ者の行為については、これを罰せず、または刑を減軽することとしておりますが、この規定は、聴力及び発語能力を欠くため精神的な発育がおくれることが多いと考えられていたことから設けられたものであります。ところが、現行刑法制定後の養育教育の進歩拡充等の事情にかんがみ、今日においては、責任能力に関する一般規定を適用すれば足り、同条を存置しておく理由はなくなつたと考えられますことから、これを削除することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。荒木清寛君。

(荒木清寛君登壇、拍手)

○荒木清寛君 私、平成会を代表しまして、ただいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案について質問いたします。

社会に犯罪はつきものであります。社会は犯罪の撲滅を目指して努力しなければなりません。刑法はその一つの手段です。しかし、それは単に一つの手段にしかすぎません。真の犯罪対策は犯罪原因そのものの除去でなければなりません。

この点、昨今の我が国では、世界一の安全な国と言われたその安全神話の崩壊を思わせる重大事が続いております。地下鉄サリン事件と國松警察庁長官に対する狙撃事件は、極めて卑劣なテロで

あり、法秩序に対する露骨な挑戦です。さらに、オウム真理教施設に対しては殺人予備罪などの容疑による大規模な捜査が現在も続いており、国民の不安は募るばかりです。

総理は、施政方針演説の中で、「安心して暮らせるやさしい社会」の創造を約束されました。しかし、果たしてこのような状態で安心して暮らせる社会であるとお考えですか。現政権の社会秩序の維持に向けての決意の欠如、危機管理体制の不備が指摘されてもやむを得ません。安全な社会を実現するために、中でも凶悪な犯罪を絶滅するために何をすのおつもりなのか。これらの点に、総理、お答えください。

具体的にお尋ねします。

昨年六月二十七日の松本サリン事件の段階から徹底的な捜査が展開されていたならば、地下鉄サリン事件を防止することができた可能性が十分あります。極めて強力な殺傷力を持つ悪魔の兵器とも言うべきサリンが現実的に初めて使用されたという点に政府及び当局はどれほどの危機感を持って臨んだのか、捜査を果敢に遂行していたのではないのか、大いに疑問であります。そればかりか、捜査当局は第一通報者を容疑者と見立てて誤った見込み捜査を行うという初動における大失態を演じ、現在に至るまで犯人の検挙に至っておりません。

また、オウム真理教施設に対する捜索では、救出された多数の衰弱した信者、押収されたおびただしい薬品の山を見るにつけ、なぜもっと早い時期に捜査がなされなかったのかとだれもが疑問に思っています。さらに、警察の情報が一斉捜査に入る前に相手方に察知された可能性があったことを国家公安委員長も本院の予算委員会でも認めておられます。捜査が後手後手に回っている印象をぬぐえないのであります。

以上に述べた疑問に答えてください。さらに、一般市民の安全を守るために社会の変化に対応した捜査体制の抜本的な見直しを行うべき

きだと考えますが、いかがですか。答弁を求めます。

なお、この際、ことしに入ってからオウム真理教関係者がどのような罪名によってそれぞれ何人逮捕されているのか、またそのうち何人が起訴されているのか。逮捕者は百人を超えたとの報道もありますが、実人数で報告を求めます。

さて、刑罰法規は、何をすればどう処罰されるのかということが国民のだれの目にもわかるようになっていなければなりません。憲法第三十一条から導かれる罪刑法定主義の要請するところであり、こうした観点から、国民にわかりやすい刑法の第一歩として今回の改正がなされたのです。そうであれば、改正法案の中に罪刑法定主義の大原則だけは新設するべきではなかったのか。罪刑法定主義は明治憲法下でも認められていた原則であり、これを確認することは何ら現行刑法の意味内容を変更するものではありません。答弁を求めます。

現行刑法の全面的な見直しや改正については長い経緯があります。法制審議会刑事法特別部会は、昭和四十六年に刑法に全面改正を加える必要があると決定し、その第一の理由として、現行法の用語が漢文調の文語体で一般国民に理解しにくいものとなってきたことを挙げました。これを受けて、三年後の昭和四十九年に法制審議会総会で改正刑法草案が決定されました。しかるに、今般、刑法の全条文が現代用語化されたことになったのですから、この改正刑法草案は草案として存在する根拠を失ったと言ふべきであります。そこで、改正刑法草案に基づく刑法の全面改正問題には事実上終止符が打たれたと理解してよいのかどうか、御答弁をいただきます。

国民にわかりやすい刑法という観点からお伺いします。今回の現代用語化に当たっては、常用漢字以外には用いないのが原則であったはずですが、ところ

が、改正された法律案によってもなお常用漢字以外の漢字が十八カ所も用いられております。しかし例え「禁錮」の「錮」は「固」という字を使う、「閉塞」は現代用語としてふさわしくないから「ふさぐ」とする、「名誉を毀損する」は「名誉を害する」と改める等により、常用漢字以外の漢字をさらに減らすことは可能です。なぜその努力をしなかったのか。

また、法案百五條の二の証人威迫罪における「面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者」との表現は、現代用語とは言えません。「面会を強要し、または威迫する言動」と改めるべきです。さらに、日常の用語例からして、「又は」若しくは「は」平仮名で表記するべきです。以上、今回の現代用語化にはまだ不徹底なところがあると考えますが、いかがですか。見解を求めます。

今回の改正には、尊属加重規定の削除も含まれています。特に尊属殺人罪については、最高裁判昭和四十八年四月四日の違憲判決による違憲状態が二十二年を経てようやく解消されることになりました。この点、法制審議会では昭和四十八年五月の段階で既に尊属加重規定を削除すべきであるとの答申を出しておりますが、現在に至るまで政府が法案を提出できなかったのはいかなる事情によるのか、お答えください。

さらに、最高裁が合憲と判断した尊属傷害致死罪のほか、尊属遺棄罪、尊属逮捕監禁罪の規定をも今回あわせて削除しようとする理由は何か、被害者が尊属であることを理由とする刑の加重はいかなるものであれ許されないと考えるのか、総理のお考えをお伺いします。

次に、第二百一十回国会では、罰金の額の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の成立に際して、衆参両院の法務委員会それぞれ附帯決議が付されています。「罰金が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪等の犯罪

につき、罰金刑を選択刑として導入することを検討すること」などがそれぞれ決議されております。

刑法改正については、法制審議会の答申を経るのが通例ではありますが、唯一の立法機関である国会の意思を無視することは許されません。そこで、これらの附帯決議の趣旨を実現するべく、いつまでに国会に改正法案を提出できるのか、明確な答弁を求めます。

最後に、政府の審議会の内容は、広く国民的な議論を高めていくために公開されるのが当然であります。現に諸外国では、各種審議会の議事録は公開されております。ところが、我が国では今回の刑法改正を含めて法制審議会の審議内容はほとんど秘匿されたままであり、刑事法部会委員の氏名さえ公表されていないのが現状であります。これは情報公開にはほど遠いと言わざるを得ません。今後、法制審議会の情報開示を積極的に進めたいと考えますが、総理の所見をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)
○国務大臣(村山富市君) 荒木議員の質問にお答えを申し上げます。

凶悪犯罪への対応についてのお尋ねでございますが、地下鉄サリン事件や警察庁長官狙撃事件など、法秩序に対する重大な挑戦とも言ふべき凶悪きわまりない犯罪が続発をし、安全な社会への国民の信頼が大きく損なわれかねない事態に至っているところでございます。

良好な治安は世界に誇るべき我が国の最も貴重な財産とも言ふべきものであり、これを守るために警察において事件の検挙に万全を期するとともに、政府といたしまして関係省庁が緊密な連携を保ちながら必要な諸対策を講じていくなどして安心して暮らせる社会の実現に向けて全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

次に、尊属加重規定削除の理由についてのお尋ねでございますが、最高裁判所は、尊属に対する

尊重報恩は社会生活上の基本的道義であつて、このような自然的情愛ないし普遍的倫理の維持は刑法上の保護に値する。尊属に対する犯罪を重く社会的道義的非難を受けるものとして一般に刑を重くすることは直ちに不合理な差別とは言えないとしております。

したがつて、尊属加重規定を設けること自体が直ちに憲法に違反するものではなく、尊属加重規定を設けるか否かについては適正な立法政策にゆだねられている事柄であると考えております。

尊属殺人規定につきましては、事案の実態や違憲判決後二十二年にわたり通常殺人の規定が適用され、被害者が尊属である事情を踏まえ、事案に即して科刑が行われてきている実情にかながみまして、これを削除することとしたのであります。

そこで、最も基本的な犯罪である殺人罪について尊属加重規定を廃止することとした以上は、尊属傷害致死ほかの尊属加重規定につきましても、尊属殺人規定を削除することのバランスや量刑の実情等にかながみ、あわせて廃止するのが相当であると考えるものでございます。

次に、法制審議会の情報の開示についてのお尋ねでございますが、審議会等の透明性の一層の向上を図る等のために、平成六年八月二十四日、関係省庁連絡会議におきまして「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」についての申し合わせを行い、審議会の委員の任免、活動状況、議事の公開等に係るガイドラインを策定したところでございます。

法制審議会においても、今後ともこの申し合わせに従い、運営の透明性の確保に努めていくものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。

以上です。(拍手)

○国務大臣(前田勲男君) 荒木議員にお答えを申し上げます。

ことしに入つてオウム真理教関係者がどのような罪名によって何人起訴されているかとお尋ねでございますが、当局においてオウム関係者と把握している限りについて申し上げますと、東京地検におきまして三名を上九一色村における監禁罪で東京地方裁判所に対して起訴をいたしております。また、検察におきましては、オウム関係者と思われる者多数について警察から送致を受け、鋭意捜査を行っているところでございます。

次に、今回の改正の機会に罪刑法定主義の規定を新設しなかつた理由についてのお尋ねでございますが、罪刑法定主義が刑事法の基本原理としての憲法上の原則であることには異論がないところでございます。

今回の刑法改正に関する法制審議会における審議におきましては、この規定を新設すべきであるとの意見も少なくありませんでしたが、罪刑法定主義の原則の内容などについても十分検討すべきであるなどの意見もあり、憲法規範というべき内容の規定を法律で定めることの適否等、法制実務上解決を要する種々の問題も指摘されました。

審議の結果、今回の改正の目的が現行刑法の表記の平易化をできるだけ速やかに実現することにあることから、罪刑法定主義の規定の新設につきましては事務当局において検討を継続することとされたものでございまして、この法制審議会の答申を踏まえまして今回の改正案を立案したところでございます。

次に、今回の改正により、改正刑法草案に基づく刑法の全面改正問題には事実上終止符が打たれたと理解してよいかとお尋ねでございますが、刑法の全面改正につきましては、昭和四十九年に法制審議会から改正刑法草案の答申がなされているところでございまして、これに基づく刑法の改正につきましては種々の御意見があるところでございまして、これらの御意見も踏まえながら検討を続けてきたところでございます。今後検討を続ける所存でございます。

いずれにいたしましても、今回の改正は、今後の刑法改正のまさに基盤整備作業として大きな意味を持つものと理解をいたしております。したがつて、今回の改正が成立をいたしましたならば、平易になった刑法を踏まえまして、刑法をめぐるさまざまな御議論、御意見に耳を傾け、社会の状況に合致したよりよい刑法の実現を目指して努力をしてまいりたいと考えております。

次に、今回の現代用語化にはまだ不徹底なところがあるとの御指摘でございますが、今回の改正は基本的に現行刑法の意味内容に変更を加えない、つまり、用語の変更によって刑罰の範囲を拡大または縮小しない、これを前提にする改正でございます。どうしてもこうした観点からは原文を尊重せざるを得ず、新たに刑法をつくるのと同じ程度にまで現代用語化することは困難がございします。

その意味で、なお不十分ではないかという御意見もあろうかと思惟しますが、この点につきましては、今後適宜な機会に対処することとし、今回の改正は、国民の理解しやすいようにするため、できる限りの範囲で現行刑法の表記を現代用語化することによって平易化するものであることを御理解を賜りたいと存じます。

次に、尊属殺規定についてのお尋ねでございますが、法務省におきましては、最高裁判所の違憲判決後、直ちに尊属に対する殺人事件の実態とこれに対する社会一般の評価及び裁判例等を総合的に検討いたしました結果、尊属殺規定を削除し、あわせて尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁に関する規定も削除することを相当と考えまして、法制審議会に諮問し、その答申を得、尊属加重規定を削除する内容の刑法の一部を改正する法律案を第七十一回国会に提出すべく準備をいたしたところでございます。

またが、関係方面との調整が整わず、法案提出に至らなかつたものでございます。

この問題につきましては、各個人の家族観、倫理観、社会観とも極めて深く関係するところでございます。その後の国会におきましてもたびたび議論の対象とされてきたところでございます。

法務省におきましては、これらの経緯や議論を踏まえまして、事案の実態や量刑の実情等の調査を行うとともに、種々の角度から検討を続けてまいりました。今回、刑法の表記の平易化に当たり、尊属に対する殺人等の実態、量刑の実情の調査結果、法制審議会からも累次にわたり全部削除の答申があつたことなどを踏まえ、尊属加重規定を全部削除することが相当と考え、今回の法案を提出いたしましたものでございます。

次に、御指摘の附帯決議で検討等を求められた事項についてのお尋ねでございますが、このうち、罰金刑に伴う自然人と法人との経済力の格差から生ずる不公平を解消するための罰金制度のより適正な見直しにつきましては、法制審議会から、いわゆる両罰規定を切り離して法人に対する罰金を引き上げることが可能であるとする検討結果を得ております。なお、これに基づいて独占禁止法等の改正がなされております。また、刑罰法令の現代用語化と尊属加重規定の見直しにつきましては、今回の改正において対応することとしていくところでございます。

その他の点につきましては、刑罰制度全体の見直しの中で検討すべき問題であり、かつ多岐にわたるものでございますので、具体的な時期を申し上げることは困難であります。法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会の約二年にわたる審議、検討の結果を踏まえ、現在は事務当局におきまして基礎的な調査、検討を継続しているところでございます。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣野中広務君登壇、拍手)

○國務大臣(野中広務君) 荒木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆる松本サリン事件への対応についてのお尋ねであります。本事件は何の關係もない市民を大量無差別に殺傷するという悪質きわまりないものでありまして、警察におきましても事態を重大に受けとめ、警察庁科学警察研究所職員を直ちに現地に派遣したり、関係都道府県警察が連携して関連情報の収集等の諸対策に当たってまいりましたのでありますが、いまだ犯人検挙に至っておらないことは残念に存じておるところであります。

次に、オウム真理教に対する捜査がなぜおくれたのかとの御指摘であります。先ほども長谷川議員の御質問にお答えをいたしましたとおり、犯罪捜査は法ののっとり証拠を一つ一つ積み重ねて、着実かつ適正に行われるべきものでありまして、予断を加えることは厳に慎まなければならぬこと、東京品川の公道上において公証役場の事務長が拉致され、その運搬車両からオウム真理教の内部における容疑者を特定することができましたので、警察庁特別手配をもってオウム真理教の捜査に入ることができたことを御理解いただきたいと存じます。

しかしながら、この捜査途上で再びサリンと見られる有毒ガスが都内において使用されたことについては大変厳しく受けとめておりまして、捜査を徹底して一刻も早く犯人検挙と事案の全容解明がなされるよう強く督促をしておるところであります。

捜査体制の見直しについてのお尋ねであります。今般の一連の事件に見られますように、捜査活動を取り巻く環境の変化は著しいものがあるところであり、当面は、まず警察において今回の事件の捜査を徹底し、事案の全容解明に全力を

尽くすべきものと考えておりますが、あわせて、その過程で得られました教訓事項を踏まえまして、治安事象に対応した捜査体制のあり方についても十分検討される必要があるものと考えております。

オウム真理教関係者の検挙状況についてのお尋ねであります。被疑者がオウム真理教関係者であるかどうかの判断につきましては慎重を期さなければならぬところでありますが、これまでオウム真理教から脱会を希望した大学生に対する逮捕監禁事件三名、山梨県上九一色村施設内を捜査中、昏睡状態の信者六名を監禁していた医師ら四名を逮捕したことを初め、毒物及び劇物取締法違反、営利誘拐を含む種々の罪名でおおむね百名以上の者を逮捕しているものと承知をいたしております。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長田村秀昭君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(田村秀昭君登壇、拍手)

○田村秀昭君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、家族的責任を有する労働者条約、いわゆるILO百五十六号条約は、家族的責任を有する男女労働者が職業上の責任と家族的責任との間にできる限り抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすること等を国の政策の目的とすること等について定めるものであります。

委員会におきましては、この条約の実効性を確保するための国内措置、ILO関連条約の批准状況等について質疑が行われました。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、フランスとの租税条約は、現行の租税条約を全面改正しようとするものでありまして、特に親会社の子会社から受け取る配当について源泉地国における限度税率を引き下げるとともに、条約の不正利用防止を目的とする条項を新たに設けるほか、全般にわたって最近の租税条約の改善された規定をできる限り取り入れようとするものであります。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して立木委員より反対する旨の意見が述べられ、次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

最後に、原子力安全条約は、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持すること等を目的として、原子力施設の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務づけること等について定めるものであります。

委員会におきましては、この条約の適用対象を陸上に設置された民生用の原子力発電所に限定した理由、原子力の安全のために我が国が講じている措置等について質疑が行われました。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致を

もって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件並びに原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 日程第四 受信設備制型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

日程第五 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長山田健一君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案外一件 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 道路交通法

(山田健一君登壇、拍手)

○山田健一君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案につきましては、放送の分野における急速な技術革新にかんがみ、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することができるよう受信設備制御型放送番組の制作を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、高度情報通信社会の構築に向けての政府の取り組み、ソフト制作支援のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって四項目から成る附帯決議を行いました。

次に、電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案につきましては、電気通信基盤の整備充実を図るため、電気通信基盤充実事業に新たに高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構に高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借り入れに係る利子に対する助成金交付の業務を行わせるものであります。

委員会におきましては、マルチメディア社会に向けての情報通信基盤整備のあり方、CATV事業の現状と課題等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって五項目から成る附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案の採決をいたします。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第六 大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

(賛成者起立)

まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長篠崎年子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(篠崎年子君登壇、拍手)

○篠崎年子君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、自動車燃料の性状及び自動車燃料に含まれる物質の量の許容限度を定め、その確保のための措置を講ずることとともに、自動車排出ガス抑制のための国民の努力について定めようとするものであります。

委員会におきましては、許容限度の設定水準、低公害車の普及促進方策、大都市の自動車排出ガス対策、気候変動枠組条約への取り組み等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第七 道路交通法の一部を改正する法律案

日程第八 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第九 地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長長岩本久人君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(岩本久人君登壇、拍手)

○岩本久人君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路交通法の一部を改正する法律案は、運転免許行政をめぐる最近の情勢にかんがみ、自動二輪車に係る運転免許に関する規定の整備を行うほか、自転車等の定義の明確化等、所要の規定の整備を行うものであるものであります。

また、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、軽自動車の保管場所に係る届け出等に関する規定の適用地域を拡大する場合における当該届け出をしなければならぬ者を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、介護補償の創設、遺族補償年金の額の引き上げ等、地方公務員災害補償制度における補償の内容を改善するとともに、福祉施設についてその名称の変更及び内容の拡充を図る等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一〇 石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

日程第二一 電気事業法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長久世公堯君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(久世公堯君登壇、拍手)

○久世公堯君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案は、石油製品輸入の自由化を促進するために、特定石油製品輸入暫定措置法を廃止するとともに、緊急時における供給を確保するための石油備蓄法の改正、石油製品の品質を適正に管理するための揮発油販売業法の改正等の措置を講じようとするものであります。

次に、電気事業法の一部を改正する法律案は、卸発電市場への新規参入の促進など事業規制の緩和、料金規制の改善、保安規制の合理化等の規制緩和を通じて、より効率的な電力供給体制を構築しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題とし、輸入自由化による石油製品の内外価格差及び製品間価格差の縮小への効果、指定地区制度廃止を受けた小規模給油所の経営への影響と対応策、新電気料金制度における指標の設定基準、分散型

電源の導入・促進と環境への影響等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わります。順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案に対して四項目、電気事業法の一部を改正する法律案に対して五項目の附帯決議をそれぞれ行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐操君
議員 横尾和伸君 荒木清寛君
都築讓君 山崎順子君
紀平悌子君 武田節子君
山下栄一君 寺澤芳男君
泉信也君 釘宮警君
浜四津敏子君 常松克安君
木庭健太郎君 長谷川清君
平野貞夫君 猪熊重二君
白浜一良君 中川嘉美君
刈田貞子君 直嶋正行君

寺崎昭久君	星野昴市君	関根則之君	太田豊秋君
木暮山人君	風間昶君	吉村剛太郎君	山崎正昭君
牛嶋正君	統訓弘君	松谷蒼一郎君	服部三男君
広中和歌子君	田村秀昭君	野間起君	加藤紀文君
小林正君	足立良平君	岡利定君	河本三郎君
勝木健司君	片上公人君	佐藤泰三君	清水達雄君
中西珠子君	和田教美君	榎崎泰昌君	佐藤静雄君
高桑栄松君	野末陳平君	二木秀夫君	宮崎秀樹君
矢原秀男君	中村鋭一君	松浦孝治君	鈴木貞敏君
林寛子君	及川順郎君	中曾根弘文君	野沢太三君
鶴岡洋君	大久保直彦君	木宮和彦君	小野清子君
吉田之久君	黒柳明君	倉田寛之君	香掛哲男君
石井一二君	井上計君	森山寛之君	上杉光弘君
永野茂門君	松尾英典君	井上孝君	高木正明君
堂本暁子君	河本英典君	森山真弓君	大原太一郎君
溝手顕正君	安恒良一君	森山真弓君	井上吉夫君
椎名素夫君	三石久江君	森山真弓君	井上裕君
笠原潤一君	前島英三郎君	森山真弓君	北修二君
西田吉宏君	野村五男君	森山真弓君	前田勲男君
狩野安君	坪井一字君	森山真弓君	喜岡淳君
上野公成君	南野知恵子君	森山真弓君	吉田達男君
清水嘉子君	成瀬守重君	森山真弓君	菅野茂君
鎌田要人君	合馬敬君	森山真弓君	川崎直樹君
石渡清元君	井上章平君	森山真弓君	村田誠醇君
須藤良太郎君	矢野哲朗君	森山真弓君	堀利和君
吉川博君	守住有信君	森山真弓君	岩本久人君
青木幹雄君	石井道子君	森山真弓君	前畑幸子君
浦田勝君	大塚清次郎君	森山真弓君	深田肇君
下稲葉耕吉君	永田良雄君	森山真弓君	菅野壽君
柳川覺治君	竹山裕君	森山真弓君	大淵絹子君
岡野裕君	大浜方栄君	森山真弓君	千葉景子君
増岡康治君	吉川芳男君	森山真弓君	渡辺四郎君
岡部三郎君	田沢智治君	森山真弓君	稲村稔夫君
世耕政隆君	遠藤要君	森山真弓君	薬科満治君
坂野重信君	林田悠紀夫君	森山真弓君	久保田真苗君
沢田一精君	村上正邦君	森山真弓君	
岩崎純三君	宮澤弘君	森山真弓君	
鹿熊安正君	尾辻秀久君	森山真弓君	
大島慶久君	真島一男君	森山真弓君	

政府委員

法務省刑事局長 則定 衛君
外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 林 陽君
厚生省生活衛生局長 小林 秀實君

議長の報告事項

去る三月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 佐々木 満君 補欠 成瀬 守重君

文教委員

辞任 青木 薪次君 補欠 上山 和人君

厚生委員

辞任 成瀬 守重君 補欠 佐々木 満君

運輸委員

辞任 山本 正和君 補欠 洲上 貞雄君

通信委員

辞任 古川太三郎君 補欠 栗森 喬君

労働委員

辞任 栗森 喬君 補欠 古川太三郎君

建設委員

辞任 上山 和人君 補欠 青木 薪次君

予算委員

辞任 大塚清次郎君 補欠 岩崎 純三君

辞任

木庭健太郎君 寺澤 芳男君
西川 潔君 下村 泰君

決算委員

辞任 岩崎 純三君 補欠 大塚清次郎君
下村 泰君 西川 潔君
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
千九百九十四年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
河川法の一部を改正する法律案
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国民健康保険法等の一部を改正する法律案
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
河川法の一部を改正する法律
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
国民健康保険法等の一部を改正する法律
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日人事院総裁から、国家公務員法第三條第九項の規定に基づく平成六年の官利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。
去る三月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 榑崎 泰昌君 補欠 大塚清次郎君
辞任 大塚清次郎君 補欠 榑崎 泰昌君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣案第六号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。
石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案(閣案第五〇号)
電気事業法の一部を改正する法律案(閣案第五一号)
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律案

国務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
外務大臣 河野 洋平君
法務大臣 前田 勲男君
厚生大臣 井出 正一君
通商産業大臣 橋本龍太郎君
郵政大臣 大出 俊君
国務大臣 (国家公安委員長) 野中 広務君
国務大臣 (環境庁長官) 宮下 創平君

上野 雄文君 浜本 万三君
磯山 篤君 青木 薪次君
小川 仁一君 鈴木 和美君
大森 昭君 志苦 裕君
武田邦太郎君 西野 康雄君
西川 潔君 西山登紀子君
三重野榮子君 江本 孟紀君
中尾 則幸君 島袋 宗康君
北村 哲男君 萩野 浩基君
小島 慶三君 坂 正敏君
山田 俊昭君 林 紀子君
清水 澄子君 野別 隆俊君
猪木 寛至君 國弘 正雄君
下村 泰君 吉川 春子君
山本 正和君 細谷 昭雄君
乾 晴美君 井上 哲夫君
田 英夫君 吉岡 吉典君
本岡 昭次君 佐藤 三吾君
松前 達郎君 笹野 貞子君
古川太三郎君 有働 正治君
橋本 敦君 聴濤 弘君
久保 巨君 矢田部 理君
安永 英雄君 瀬谷 英行君
星川 保松君 池田 治君
磯村 修君 市川 正一君
立木 洋君 上田耕一郎君

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 年月日 異動後の氏名 官職名 年月日

特許庁長官 森本 修 (解職) 平七三三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

特許庁長官 高島 章君

同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁長官高島章君(同日議長承認)を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

大淵 綱子君 補欠 清水 澄子君

峰崎 直樹君 川崎 幸子君

渡辺 四郎君 山口 哲夫君

都築 讓君 統 訓弘君

中村 鋭一君 小林 正君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

万国郵便連合憲章の第五追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結

について承認を求めるの件(閣条第二二二号)

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一三三号)

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四四号)

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一五五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

鉄砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第九五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)

外務委員会に付託

平成六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日議長は、内閣総理大臣から提出された。防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問主意書(改正敏君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員竹村泰子君提出マールシャル諸島ミリ環礁における旧日本軍の武器撤去と復旧問題に関する質問に対する答弁書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

建設大臣 官職名 氏名 官職名 年月日

官房技術審議官 溜水 義久 (退職) 平七三三

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

川崎 幸子君 補欠 峰崎 直樹君

清水 澄子君 及川 一夫君

竹村 泰子君 青木 新次君

山口 哲夫君 渡辺 四郎君

小林 正君 中村 鋭一君

統 訓弘君 都築 讓君

下村 泰君 西川 潔君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

建設大臣官房技術審議官 竹本 雅俊君

同日内閣総理大臣から議長宛、建設大臣官房技術審議官竹本雅俊君(同日議長承認)を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

狩野 安君 補欠 須藤 静雄君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)

同日議長は、内閣から次の報告書が提出された。

家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十八号)の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)審査報告書

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案(閣法第四一四号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員改正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問に対する答弁書

一昨十二日議長は、さきに逝去された議員山本富雄君に対し次の弔詞をささげた。

同日議長は、さきに逝去された議員山本富雄君に対し次の弔詞をささげた。

同日議長は、さきに逝去された議員山本富雄君に対し次の弔詞をささげた。

同日議長は、さきに逝去された議員山本富雄君に対し次の弔詞をささげた。

同日議長は、さきに逝去された議員山本富雄君に対し次の弔詞をささげた。

平成七年四月十四日 参議院會議録第十八号

議長の報告事項 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を
求めるの件

一八

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされさきに大蔵委員長の要職に就かれた国務大臣としての重任にあたられました議員三位勲一等山本富雄君の長逝に対しまして哀悼の意を表しうやうしく弔詞をささげます

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

辞任 笠原 潤一君 補欠 矢野 哲朗君

河本 三郎君 西田 吉宏君

佐藤 静雄君 狩野 安君

野村 五男君 須藤良太郎君

南野知恵子君 加藤 紀文君

同日委員長から次の報告書が提出された。
大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)審査報告書

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
商工委員

辞任 前田 勲男君 補欠 岡 利定君

通信委員

辞任 栗森 喬君 補欠 古川太三郎君

労働委員

辞任 古川太三郎君 補欠 栗森 喬君

議院運営委員

辞任 岡 利定君 補欠 前田 勲男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任 加藤 紀文君 補欠 南野知恵子君

矢野 哲朗君 笠原 潤一君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
刑法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)

鉄砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第九五号)

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八三号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第八八号)

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を地方行政委員会に付託した。
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第九五号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
古物営業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求め

るの件(閣法第五五号)審査報告書

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第七七号)審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五〇号)審査報告書

電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)審査報告書

同日議長において、阪神・淡路大震災による被害状況及び復旧状況等の実情調査のため次のとおり議員を派遣することに決定した。
一、派遣議員

板垣 正君 浦田 勝君

河本 三郎君 清水嘉子君

清水 達雄君 陣内 孝雄君

上山 和人君 菅野 壽君

野別 隆俊君 三上 隆雄君

木暮 山人君 矢原 秀男君

横尾 和伸君 磯村 修君

林 紀子君

一、派遣地 兵庫県

一、期間 四月十八日及び十九日の二日間

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
古物営業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

審査報告書

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月十一日

外務委員長 田村 秀昭

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、家族的責任を有する労働者ができる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすること等を目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、家族的責任を有する労働者の職業上の責任と家族的責任との両立に関する政策の分野における国際協力に寄与する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について承認を求めるの件

の均等に関する条約(第百五十六号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第百五十六号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百八十一年六月三日にその第六十七回会期として会合し、

「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつことを認めている国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、

千九百七十五年国際労働機関の総会が採択した女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言並びに女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議の規定に留意し、男女労働者の機会及び待遇の均等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告の規定、すなわち、千九百五十一年の同一報酬条約及び千九百五十一年の同一報酬勧告、千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約及び千九百五十八年の差別(雇用及び職業)勧告並びに千九百七十五年の人的資源開発勧告の規定に留意し、

千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約が家族的責任に基づく区別を明示的に対象としていないことを想起し、及びこの点に關して補足的な基準が必要であることを考慮し、

千九百六十五年の雇用(家族的責任を有する女子)勧告の規定に留意し、及び同勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、

男女の機会及び待遇の均等に関する文書が国際連合及び他の専門機関によっても採択されている

ことに留意し、特に、千九百七十九年に国際連合で採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約前文の第十四段落において、締約国は「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識する旨規定されていることを想起し、

家族的責任を有する労働者に関する問題は国の政策において考慮されるべき家族及び社会に関する一層広範な問題の様々な側面を成すことを認識し、

家族的責任を有する男女の労働者の間及び家族的責任を有する労働者その他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を実現することの必要性を認識し、

すべての労働者が直面している問題の多くが家族的責任を有する労働者にとっては一層切実なものとなっていることを考慮し、並びに家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応じた措置及び労働者の置かれている状況を全般的に改善することを目的とする措置によって家族的責任を有する労働者の置かれている状況を改善することの必要性を認識し、

前記の会期の議事日程の第五議題である家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百八十一年の家族的責任を有する労働者条約と称することができ、千九百八十一一年六月二十三日に採択する。

第一条

この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であつて、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は

は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。

2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であつて、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。

3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第九条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。

4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第二条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第三条

1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であつて職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようになることを国の政策の目的とする。

2 1の規定の適用上、「差別」とは、千九百五十八年の差別(雇用及び職業)条約の第一条及び第五条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

第四条

男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

(a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるように

すること。

(b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

第五条

更に、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

(a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

(b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス(公的なものであるか私的なものであるかを問わない)を發展させ又は促進すること。

第六条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第七条

家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置(職業指導及び職業訓練の分野における措置等)をとる。

第八条

家族的責任を有する労働者は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

第九条

この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であつて国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

第十条

1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約第五十六号の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

二〇

場合には段階的に適用することができ。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第一条に規定するすべての労働者について適用する。

2 この条約を批准する加盟国は、1に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合に、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施しようとしているかを記載する。

第十一条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

第十二条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十三条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十四条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了することにより、この条約に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第十五条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十六条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第一百二條の規定による登録のため、前諸條の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務局長に通知する。

第十七条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十八条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十四條の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十九条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百八十一年六月二十四日に閉会を宣言されたその第六十七回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百八十一年六月二十五日に署名した。

総会議長

アリウヌ・デアニユ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月十三日

外務委員長 田村 秀昭
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、フランスとの現行租税条約を全面改正するものであり、現行条約と同様に、経

済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避するとともに、二重課税が発生する場合には、これを排除することを目的として、我が国とフランスとの間で課税権を調整するものである。現行条約と比較した場合の特色は、用語の定義を整備し、親会社の子会社から受け取る配当について源泉地国における限度税率を引き下げるとともに、条約の不正利用防止等について新たに独立の条項を設けたことなどである。この条約の締結により、我が国とフランスとの間での二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の経済及び文化の面での交流が一層促進されるものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三條により送付する。

平成七年三月十七日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約

日本国政府及びフランス共和国政府は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

(a) フランスについては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 法人概算税

(これらの租税に係る前払税のほか、源泉徴収又は予納により徴収されるものを含む。)

(以下「フランスの租税」という。)

(b) 日本国については、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。而し締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「フランス」とは、フランス共和国のうちの

ヨーロッパ県及び海外県(これらの県に係る領海を含む。)並びにこれらの県の外側に位置する水域でフランス共和国が国際法に基づき海底及びその下にある天然資源の探査及び開発のための主権的権利を有する水域をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に關する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に關する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。

(c) 「一方の締約国及び他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はフランスをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はフランスの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、

(i) フランスについては、フランスの国籍を有するすべての個人及びフランスで施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

(ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運

用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、

(i) フランスについては、予算大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある国の居住者とみなす)。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場合であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事は、十二箇月を超える期間存続する場合に限る。「恒久的施設」とする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第八条

1 不動産から生ずる所得(農業又は林業から生

ずる所得を含む)に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができ

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないか)を問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

5 一方の締約国に存在する不動産を利用する権利を株主その他の構成員に付与することを目的とする法人の株式その他の持分を所有する者が所有する場合に、当該者が自己の権利の賃貸その他のすべての形式による使用(当該者自身による占有を除く)により取得する所得については、次条及び第十四条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業が利得のうち当該恒久的施設に帰せられる

部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国内にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由として、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されるこ

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条1の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、フランスの企業である場合には日本国における事業税及び事業所税を免除され、日本国の企業である場合にはフランスにおける事業税及び事業所税を免除される。前段に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて前段に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない)についても、同様とする。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が当該

他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合には、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 (a) 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者である締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。

(b) (a)の規定にかかわらず、1の配当に対しては、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合であつて、当該受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を所有する法人であるときは、当該配当の額の五パーセントを超えない範囲内で、当該配当を支払う法人が居住者である締約国において、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

(i) 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合には、当該法人の発行済株式の少なくとも十五パーセント（間接に所有されるものを含む。）

(ii) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の発行済株式の少なくとも十五パーセント（間接に所有されるものを含む。）

平成七年四月十四日 参議院会議録第十八号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

である場合には、当該法人の議決権株式の少なくとも十五パーセント

(c) (a)及び(b)の規定にかかわらず、1の配当に対しては、当該配当の受領者が当該配当の受益者であり、かつ、一方の締約国の適格居住者である法人であつて、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を所有するものである場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該配当を支払う法人がフランスの居住者である場合には、当該法人の発行済株式の少なくとも十五パーセント（間接に所有されるものを含む。）

(ii) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権株式の少なくとも十五パーセント

(d) この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 (a) 2(c)の規定の適用上、「締約国の適格居住者」とは、締約国の居住者である法人であつて次の(i)又は(ii)に規定する条件を満たすものをいう。

(i) 当該法人の株式がいずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されていること。

(ii) 当該法人の発行済株式の五十パーセントを超える株式が、次の(aa)から(dd)までに掲げるもののうちのいずれかによつて直接又は間接に所有されていること。

(aa) いずれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しくは地方公共団体又はこれらの政府若しくは地方公共団体が所有する機関

(bb) いずれか一方の締約国又は適格国の居住者である一又は二以上の個人

(cc) いずれか一方の締約国の居住者である

一若しくは二以上の法人であつてその株式がいずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されているもの又は適格国の居住者である一若しくは二以上の法人であつてその株式が当該適格国の公認の株式取引所において通常取引されているもの

(dd) (aa)から(cc)までに掲げる一又は二以上の政府、地方公共団体、機関、個人又は法人の組合せ

(i) (a)の規定の適用上、株式は、当該株式がいずれかの所有の連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人によつて所有される場合であつて、当該連鎖の中にある中間の各法人の発行済株式の五十パーセントを超える株式が、次のいずれかによつて所有されているときは、間接に所有されているものとされる。

(aa) 当該連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人

(bb) いずれか一方の締約国若しくは適格国の政府若しくは地方公共団体、これらの政府若しくは地方公共団体が所有する機関又は(a)(ii)及び(b)(ii)に掲げる一若しくは二以上の個人若しくは法人

(cc) (aa)及び(bb)に掲げる一又は二以上の政府、地方公共団体、機関、個人又は法人の組合せ

(ii) (i)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が発行した株式は、当該法人と適格国の居住者（所有の連鎖の中に所有の連鎖において、当該所有の連鎖の中に中間の法人であるものを除く。）との間の所有の連鎖において、当該所有の連鎖の中に中間の法人のうちのいずれかがい

ずれか一方の締約国又は適格国の居住者でない場合には、間接に所有されているものとされない。

(iii) 株式は、一の所有の連鎖の中にある一又は二以上の中間の法人が(b)(i)又は(b)(ii)に規定する要件を満たさない場合であつても、すべての中間の法人が当該要件を満たす他の所有の連鎖があるときは、間接に所有されているものとみなされることが了解される。

は二以上の中間の法人が(b)(i)又は(b)(ii)に規定する要件を満たさない場合であつても、すべての中間の法人が当該要件を満たす他の所有の連鎖があるときは、間接に所有されているものとみなされることが了解される。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、「適格国」とは、配当を支払う法人が居住者である締約国との間において、二重課税の回避のための条約又は協定であつて、2(c)の規定に基づいて認められる特典と同様の特典について規定するものを締結している国をいう。

4 (a) 日本国の居住者は、フランスの居住者である法人が支払う配当であつてフランスの居住者が受領したとしたならばタックス・クレジットを受ける権利を有することとなるものを当該配当の受益者として受領する場合に、フランスの国庫から当該タックス・クレジットの額に等しい額の支払を受ける権利を有する。当該支払を受ける額は、2(a)の規定により租税を課される。

(b) (a)の規定は、次の(i)又は(ii)に該当する日本国の居住者についてのみ適用する。

(i) 個人

(ii) (a)の配当を支払う法人の発行済株式の少なくとも十五パーセントを直接又は間接に所有する法人以外の法人

(c) (a)の規定は、配当の受益者が、当該配当及びフランスの国庫からの当該支払に対して日本国の租税を課されることとなる場合にのみ適用する。

(d) (a)に規定するフランスの国庫からの支払の額は、この条約の適用上配当とみなす。

5 (a) 専ら退職後の給付を確保することを目的として日本国において設立され又は組織された集合年金基金であつて日本国の租税が免除されるものについては、この条の規定(4)の規定を除く。の適用上日本国の居住者とみな

す。当該基金が、フランスの居住者である法人が支払う配当であつてフランスの居住者が受領したと見たならばタックス・クレジットを受ける権利を有することとなるものを当該配当の受益者として受領する場合には、当該基金は、当該配当を支払う法人の発行済株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有しない場合に限り、フランスの国庫から当該タックス・クレジットの額の八十五分の三十に等しい額の支払を受ける権利を有する。当該支払を受ける額は、2(a)の規定により租税を課される。

(b) フランスの税法に規定する配当の額に対するタックス・クレジットの額の割合が二分の一から変更された場合には、フランスは、(a)の規定に従つて与えられる支払の額が当該配当及び当該支払から源泉徴収される租税の額に一致するよう(a)に規定する割合を変更する。

(c) (a)に規定するフランスの国庫からの支払の額は、この条約の適用上配当とみなす。

6 4及び5の規定は、日本国の居住者である配当の受益者が、フランスの国税当局から要求がある場合において、自己が配当の支払の基因となつた株式の所有者であることを証明しないときは、適用しない。

7 フランスの居住者である法人が支払う配当を受領する日本国の居住者であつて、4に規定するフランスの国庫からの支払を受ける権利を有しないものは、当該配当に關し当該配当を支払う法人が実質的に支払つた範囲内で前払税の還付を受けることができる。ただし、当該還付の額は、5に規定するフランスの国庫からの支払を受ける場合には、当該支払の額だけ減額される。当該還付される前払税の額は、この条約の適用上配当とみなす。2の規定は、当該還付される額に適用する。

8 この条において、「配当」とは、株式、受益株

式、鉱業株式、発行人持分その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。

9 1から5まで及び7の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

10 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約

国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保険に付された債権、これらによつて保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) フランスについては、
(i) フランス銀行
(ii) フランス政府が所有するその他の金融機関
(iii) 日本銀行
(iv) 日本輸出銀行
(v) 日本国政府が所有するその他の金融機関
に關し日本銀行の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

(b) 日本銀行については、
(i) 日本銀行
(ii) 日本輸出銀行
(iii) 日本国政府が所有するその他の金融機関
に關し日本銀行の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

5 一方の締約国内において生ずる利子であつて、信用供与による設備又は物品の販売に關し他方の締約国の居住者に支払われるものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。ただし、当該他方の締約国の居住者が当該設備又は物品の販売者である場合に限り。

6 この条において、「利子」とは、すべての種類

の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

7 1から3まで及び5の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

8 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

9 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、

各締約国の法令に従つて租税を課することができ
る。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ
る。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるかないかを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用

のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 第六条に規定する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 (a) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡によって取得する収益に対しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(i) 当該譲渡者が保有し又は所有する株式

(当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。)の数が、当該譲渡年度中のいかなる時点においても当該法人の発行済株式の少なくとも二十五パーセントであること。

(ii) 当該譲渡者及びその特殊関係者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとも五パーセントであること。

(b) (a)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が企業の組織再編に関連して(a)に規定する株式の譲渡から生ずる収益を取得する場合であつて、当該締約国の権限のある当局が、当該組織再編に係る譲渡に關し、当該締約国の税法上課税の繰延べが当該居住者に認められることを証明する証明書を発行するときは、当該収益は当該一方の締約国においてのみ課税される。ただし、この(b)の規定の特典を得ることを主たる目的として行われた取引については、この限りでない。

3 2の規定にかかわらず、法人が発行する株式(いずれか一方の締約国の公認の株式取引所において通常取引されるものを除く)、法人の持分又は組合、信託若しくは遺産の持分の譲渡から生ずる収益に対しては、当該法人、組合、信託又は遺産が一方の締約国内に存在する不動産を主要な財産として直接又は間接に所有する場合に、当該一方の締約国において租税を課することができる。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の

譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

7 1から6までの規定は、前条5に規定する収入については、適用しない。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、その者が自己の活動を行うため通常その用に供している恒久的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような恒久的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対して

は、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

(a) 報酬の受領者が継続するいかなる十二箇月の期間においても合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 (a) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) もっとも、そのような活動がいずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的

に賄われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 (a) 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

(b) もっとも、そのような活動がいずれかの締約国若しくはいずれかの締約国の地方公共団体の公的資金又はいずれかの締約国の特別の法人若しくは非営利団体の資金により実質的に賄われる場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 公務の遂行として一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる報酬(退職年金を除く)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体に提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

1 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国において租税を課さない。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

2 政府又は宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体から支払われる主として奨学又は研究のための交付金、手当又は奨励金の受領者として、二年を超えない期間一方の締約国内に一時滞在する個人であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものは、当該交付金、手当又は奨励金について、当該一方の締約国において租税を免除される。

3 他方の締約国の企業若しくは2に掲げる団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、専らこれらの企業若しくは団体

団体以外の者から技術上、職業上又は事業上の経験を習得するため、一年を超えない期間一方の締約国内に一時的に滞在する個人であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものは、自己の生計のための当該他方の締約国からの送金について、当該一方の締約国において租税を免除される。

第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該他方の締約国においてのみ租税を課される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第八条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

第二十三条

1 (a) フランスについては、二重課税は、次の方法によって回避する。

日本国において生ずる所得であつてこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができないもの又は日本国においてのみ租税を課することができるものについては、当該所得の受益者がフランスの居住者であり、かつ、当該所得がフランスの法令上法人税の免除の対象とされない場合には、フランスの租税の計算上考慮に入れるものとする。この場合において、日本国の租税は、当該所得から控除することはできないものとするが、当該受益者は、これをフランスの租税から控除する権利を有する。当該控除の額は、次の額に等しいものとする。

(i) (ii) に規定する所得以外のものについては、は、当該所得に帰せられるフランスの租税の額。

(ii) 第十条から第十二条まで、第十三条から第十四条まで、第十五条、第十六条及び第十七条に規定する所得については、この条約の規定に従つて日本国において納付された租税の額と当該控除の額は、当該所得に帰せられるフランスの租税の額を超えないものとする。

(b) (a) に規定する「フランスの租税」には、第二条1(a)の規定にかかわらず、フランスのために課されるすべての租税を含む(総所得に対して課されるものであるか所得の要素について課されるものであるかを問はず、動産又は不動産の譲渡から生ずる収益に対する租税を含む)。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてフランスにおいて租税を課される所得をフ

ランスにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるフランスの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) フランスにおいて取得される所得が、フランスの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるフランスの租税を考慮に入れるものとする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特に居住者であるかにかんして同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に課する租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条9又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、

使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決しよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意

によつて解決しよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)を実施するため必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができ、これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものとして解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結に
ついて承認を求めるの件

二八

3 第二条の規定にかかわらず、1に規定する「この条約が適用される租税」には、両締約国が課するすべての種類の税を含む。

第二十七条

1 (a) 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

(b) 日本国は、第十条に規定するフランスの国庫からの支払又は還付が、当該支払又は還付を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該支払又は還付に係る金額を取り戻すよう努める。日本国は、このようにして取り戻された金額につきフランスに対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、1(a)の租税を徴収し又は1(b)の支払若しくは還付に係る金額を取り戻すよう努めるいづれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は当該締約国の公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

一方の締約国の公認投資基金に参加する者が、当該基金の取得する配当又は利子の受益者として、第十条又は第十一条の規定により認められる特典を受ける権利を有する場合には、フランスについては当該基金の運用者が、日本国については

当該基金の受託者が、当該基金のうち当該特典を受ける権利を有する者によって保有される部分に対応する額を限度として、当該特典の請求を行うことができる。他方の締約国は、当該請求の全部又は一部を承認するに当たって、当該一方の締約国と協議した後、当該基金に参加する者のうち当該特典を受ける権利を有しない者に対して当該特典を認めることを排除するため適当と認める条件を課することができる。当該請求の承認は、当該基金に参加する者が第十条又は第十一条の規定により受ける権利を有しない特典に係る租税又は支払若しくは還付について、当該他方の締約国が追徴し又は返還を請求する権利を害するものではない。

第三十条

1 この条約は、両締約国のそれぞれの憲法に従って承認されなければならない。この条約は、それぞれの締約国において憲法上の要件が満たされたことを確認する通告の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

- (a) フランスにおいては、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各暦年又は各事業年度に関する所得
 - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象に係る課税
- (b) 日本国においては、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年

の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
得
(iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
3 千九百六十四年十一月二十七日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約(千九百八十一年三月十日にパリで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書による改正を含む)は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第三十一条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

- (a) フランスにおいては、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各暦年又は各事業年度に関する所得
 - (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる課税事象に係る課税
- (b) 日本国においては、
 - (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
(iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十五年三月三日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書一通を作成した。

日本国政府のために
松浦晃一郎

フランス共和国政府のために
マリアニ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約(以下「条約」という)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1 条約第二条1及び第十条5に關し、「日本国の租税」には、日本国については、日本国の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八条に規定する租税を含まないことが了解される。
- 2 条約第三条2に關し、一方の締約国の税法に基づき意義は、当該締約国の他の法令に基づき意義に優先することが了解される。
- 3 条約第四条に關し、次のことが了解される。
 - (a) 条約第二十三条1の適用上、「フランスの居住者」には、その事業の實質的管理の場所がフランスにあり、かつ、フランスにおいて法人税を課されない組合又はその他の団体

(フランスの国内法令に基づき組合と実質的に同様の課税が行われるものに限り)を含む。

(b) 日本国が条約を適用することに関し、

(i) 「一方の締約国の居住者」には、当該締約国がフランスである場合には、その事業の実質的管理の場所がフランスにあり、かつ、フランスにおいて法人税を課されない組合又はその他の団体(フランスの国内法令に基づき組合と実質的に同様の課税が行われるものに限り)を含む。この場合において、当該組合又はその他の団体は、その取得する所得のうち、フランスにおいて、その組合員又は構成員の段階において居住者の所得として租税を課される部分に関する限り、フランスの居住者であるとされる。

(ii) (i)の組合又はその他の団体の一又は二以上の組合員又は構成員がフランスの居住者ではなく第三国の居住者である場合において、日本国が当該第三国との間で締結した二重課税の回避のための条約又は協定があるときは、日本国の租税に関する当該組合又はその他の団体の納税義務は、当該一又は二以上の組合員又は構成員が当該条約又は協定により当該第三国の居住者であるとされる部分に関する限り、当該条約又は協定に基づいて決定される。

4 条約第九条に關し、両締約国の権限のある当局は、同条2に規定する調整が行われる場合において、当該調整の結果還付される額に対し利子が支払われないときは、同条1の規定に基づく課税の結果生ずる不足額に対し自国の法令に基づいて課される利子を免除することにつき合意することができることが了解される。

5 条約第十條3に關し、一方の締約国の居住者である法人は、当該法人が支払う配当の五十パーセントを超える割合について、次の(a)から

(d)までに掲げるもののうちのいずれかが受益者である場合には、当該締約国の適格居住者とはみなされない。

(a) 当該締約国若しくは適格国以外の国の政府若しくは地方公共団体又はこれらの政府若しくは地方公共団体が所有する機関

(b) いずれか一方の締約国又は適格国の居住者でない個人

(c) いずれか一方の締約国又は適格国の居住者でない法人であつて、その発行済株式の五十パーセントを超える株式が、同条3(a)(ii)から(c)までに規定する一若しくは二以上の政府、地方公共団体、機関、個人若しくは法人又はこれらの組合せによって直接又は間接に所有されていないもの

(d) (a)から(c)までに規定する一又は二以上の政府、地方公共団体、機関、個人又は法人の組合せ

6 条約第十條8に關し、「配当」には、その株主が自己の持分に関連して取得する法人からの分配であつて当該分配を行う法人が居住者である締約国の税法により株式から生ずる所得と同様に取扱いされているものを含むことが了解される。この6の規定の適用上、当該分配は、当該分配に關しフランスのタックス・クレジットが認められない場合であっても、フランスにおいて課税上株式から生ずる所得と同様に取扱いされているものとみなされる。

7 条約第十一條3に關し、「保険に付された債権」とは、次のものをいうことが了解される。

(a) 同条3の規定にかかわらず、千九百九十四年五月十四日の政令第九十四—三百七十六号の規定に基づきフランス貿易保険会社によって保険に付された債権

(b) 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の規定に基づき日本国政府によって保険に付された債権

8 条約第十二條及び第十三條に關し、第十二條5及び第十三條7の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の真正な譲渡から生ずる収益については、適用しないことが了解される。当該譲渡からの収益については、第十三條4及び6の規定を適用する。譲渡は、それが当該財産に関するいかなる権利をも譲渡人に残さないものである場合には、真正であるとみなされる。

9 条約第十七條に關し、「特別の法人」には、日本国については、国際交流基金を含むことが了解される。

10 条約第十九條に關し、次のことが了解される。

(a) 同条の規定は、一方の締約国の政府が自己の所有する機関(専ら公務を遂行するものに限り)を通じて支払う報酬についても適用する。ただし、当該報酬が、当該一方の締約国において租税を課される場合に限り。

(b) 同条1(b)(ii)の規定は、他方の締約国に滞在する直前に一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の地方公共団体の公務員であつた個人には適用しない。

11 条約第二十三條1に關し、次のことが了解される。

(a) 同条1(a)(i)及び(a)(ii)に規定する「当該所得に帰せられるフランスの租税の額」とは、次のものをいう。

(i) 当該所得に対する租税が比例税率を適用して計算される場合には、純所得の額に当該純所得に対して実際に適用される税率を乗じて計算した租税の額

(ii) 当該所得に対する租税が累進税率を適用して計算される場合には、フランスの法令

12 条約第二十三條2に關し、「日本国の法令に従う」とは、同条2に規定する控除の適用方法が日本国の法令に従つて定められることをいう。

13 条約第二十四條1に關し、一方の締約国の居住者である個人、法人、組合その他の団体は、当該締約国の居住者ではない個人、法人、組合その他の団体とは同様の状況にないことが了解される。この13の規定は、フランスについては、法人、組合その他の団体が、第三條1(b)の規定の適用上、それらが居住者である締約国の国民とみなされる場合であっても、適用する。

14 条約第二十八條に關し、次のことが了解される。

(a) 第四條の規定にかかわらず、一方の締約国の外交官又は領事官であつて他方の締約国又は第三国に滞在する者は、その者が当該一方の締約国においてその總所得に対して当該一方の締約国の居住者と同様の納税義務を負う場合には、条約の適用上当該一方の締約国の居住者とみなす。

上租税を課される純所得の總額について納付されるべき租税が当該總額に占める割合に等しい率を当該所得に係る純所得の額に乘じて計算した租税の額

(b) 同条1(a)(ii)に規定する「日本国において納付された租税の額」とは、この条約の規定に従つて、当該所得の受益者であるフランスの居住者が実質的かつ最終的に負担する日本国の租税の額をいう。

15 条約第二十九條に關し、次のことが了解される。

(b) 条約は、國際機關、その下部機關又は職員及び第三国の外交使節團又は領事館の構成員であつて、一方の締約国に所在し、かつ、いづれの締約国においてもその總所得に対して当該締約国の居住者と同様の納税義務を負わない者には、適用しない。

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件 原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

三〇

(a) 「一方の締約国の公認投資基金」とは、次のものをいう。

(i) 当該一方の締約国がフランスである場合には、千九百八十八年十二月二十三日の法律第八十八号(千二百一十一号)に定義する投資共同基金及び可変資本投資会社。ただし、これらの規定が、条約の署名の日以後改正され、かつ、当該署名の日以後改正されないか又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものである場合に限り。

(ii) 当該一方の締約国が日本国である場合には、証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条に定義する証券投資信託、貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条に定義する貸付信託及び所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条に定義する合同運用信託。ただし、これらの規定が、条約の署名の日以後改正され、かつ、当該署名の日以後改正されないか又はその改正がその基本的性格に影響を及ぼさない程度の軽微な点についてのみのものである場合に限り。

(iii) その他(i)及び(ii)に規定する投資基金に類似する投資基金で両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

(b) 同条の規定に従い、一方の締約国の公認投資基金の受託者又は運用者により、第十条又は第十一条の規定に基づいて認められる軽減された税率その他の特典の請求が行われた場合には、当該請求を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該基金に参加している者が当該一方の締約国の居住者であるかないかに関する情報を提出するよう当該受託者又は運用者に要求することができる。

16 (a) フランスの国内法令がフランスの居住者である法人に対し、連結方式により日本国の居

住者である子会社又は日本国にある恒久的施設の利用又は損失を含めてその課税所得を決定することを認めている場合には、条約の規定は、当該法令の適用を妨げるものではない。ただし、フランスの居住者の課税所得に含められる当該子会社又は恒久的施設の所得について納付された日本国の租税が、フランスの国内法令に従って、当該居住者に対して課されるフランスの租税から控除される場合に限り。

(b) フランスの国内法令に従い、フランスがフランスの居住者の課税所得を決定するに当たって、日本国の居住者である子会社又は日本国にある恒久的施設の損失を控除し、かつ、控除される損失の額を限度として当該子会社又は恒久的施設の利得を含める場合には、条約の規定は、当該法令の適用を妨げるものではない。

17 (a) 過少資本に関するフランス統一税法第二百十二条の規定又はこれを修正し若しくはこれに代わる類似の規定は、これらの規定の適用が条約第九十一条に定める原則に合致する限りにおいて、適用することができるが了解される。

(b) 条約のいかなる規定も、フランスがフランス統一税法第二百九B条の規定又はこれを修正し若しくはこれに代わる実質的に類似する規定を適用することを妨げるものではない。フランスの権限のある当局は、フランスによる条約の実施に関する手続及び書類を決定することができることが了解される。

18 条約の適用上、一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局と協議した後、条約に規定する特典の適用を申請している者に対し、その者が当該他方の締約国の居住者又は第十条に規定する適格居住者であることを証明する当該他方の締約国の権限のある当局又は適当な当局の発行する証明書を要求する

ことができることが了解される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十五年三月三日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

松浦晃一郎

フランス共和国政府のために

マリアニ

審査報告書

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月十三日

参議院議長 原 文兵衛殿
外務委員長 田村 秀昭

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し、維持すること等を目的として、原子力施設の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、原子力の安全な開発及び利用における国際協力の強化に積極的な貢献する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

原子力の安全に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力の安全に関する条約

前文

締約国は、
(i) 原子力の利用が安全であり、十分に規制されており及び環境上適正であることを確保することが国際社会にとって重要であることを認識し、
(ii) 原子力の安全の水準を世界的に高めていくことを継続する必要性を再確認し、
(iii) 原子力の安全に関する責任は原子力施設について管轄権を有する国が負うことを再確認し、
(iv) 原子力安全文化を十分に醸成することを希望し、
(v) 原子力施設における事故が国境を越えて影響を及ぼすおそれがあることを認識し、
(vi) 核物質の防護に関する条約(千九百七十九年)、原子力事故の早期通報に関する条約(千九百八十六年)及び原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約(千九百八十六年)に留意し、

(iv) 既存の二国間及び多数国間の制度を通じ並びに各締約国の取組を奨励するこの条約の作成を通じて原子力の安全を向上させるための国際協力を行うことが重要であることを確認し、

(v) この条約が原子力施設のための安全に関する詳細な基準ではなく基本的な原則の適用についての約束を含むこと及び国際的に作成された安全に関する指針であつて随時更新され、それゆえに高い水準の安全を達成するための最新の方法を示し得るものが存在することを認識し、

(vi) 放射性廃棄物管理の安全に関する原則を定めるために進められている作業の結果、国際的に広範な合意が得られた場合には、放射性廃棄物管理の安全に関する国際条約の作成を速やかに開始することが必要であることを確認し、

(vii) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

(viii) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

(ix) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

(x) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

(xi) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

(xii) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

(xiii) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

(xiv) 核燃料サイクルにおけるその他の部分の安全に関する技術的な作業を一層進めることが有用であること及びその作業が現在又は将来の国際文書の作成を促進し得ることとなることを認識して、

第二章 定義

第一条 目的、定義及び適用範囲

この条約の目的は、次のとおりとする。

(i) 国内措置及び国際協力(適当な場合には、安全に関する技術協力を含む。)の拡充を通じて、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること。

(ii) 原子力施設に起因する電離放射線による有害な影響から個人、社会及び環境を保護するため、原子力施設において、放射線による潜在的な危険に対する効果的な防護を確立し及び維持すること。

(iii) 放射線による影響を伴う事故を防止し及び、事故が発生した場合には、その影響を緩和すること。

この条約の目的は、次のとおりとする。

(i) 国内措置及び国際協力(適当な場合には、安全に関する技術協力を含む。)の拡充を通じて、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること。

(ii) 原子力施設に起因する電離放射線による有害な影響から個人、社会及び環境を保護するため、原子力施設において、放射線による潜在的な危険に対する効果的な防護を確立し及び維持すること。

(iii) 放射線による影響を伴う事故を防止し及び、事故が発生した場合には、その影響を緩和すること。

この条約の目的は、次のとおりとする。

(i) 国内措置及び国際協力(適当な場合には、安全に関する技術協力を含む。)の拡充を通じて、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること。

第二章 定義

第二条 定義

この条約の適用上、

(i) 「原子力施設」とは、各締約国について、その管轄の下にある陸上に設置された民生用の原子力発電所(放射性物質の貯蔵、取扱及び処理のための施設であつて、当該原子力発電所と同一の敷地内にあり、かつ、その運転に直接関係するものを含む。)をいう。原子力発電所は、すべての核燃料要素が原子炉の炉心から永久に除去され、承認された手続に従つて安全に貯蔵され、かつ、廃止措置に関する計画が規制機関によって同意された時に原子力施設でなくなる。

(ii) 「規制機関」とは、各締約国について、許可を付与し及び原子力施設の立地、設計、建設、試運転、運転又は廃止措置を規制する法的権限を当該締約国によって与えられた機関をいう。

(iii) 「許可」とは、規制機関が申請者に与える権利であつて、当該申請者が自らの責任で原子力施設の立地、設計、建設、試運転、運転又は廃止措置を実施するためのものをいう。

この条約は、原子力施設の安全について適用する。

第三章 適用範囲

第四条 実施のための措置

締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上、行政上その他の措置をとる。

第五条 報告

締約国は、第二十条に規定する会合に先立ち、その会合における検討のために、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出する。

第二章 定義

第三条 適用範囲

この条約は、原子力施設の安全について適用する。

第四章 一般規定

第七条 法令上の枠組み

締約国は、原子力施設の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する。

第八条 規制機関

締約国は、前条に定める法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定するものとし、当該機関に対し、その任務を遂行するための適当な権限、財源及び人的資源を与える。

第九条 許可を受けた者の責任

締約国は、原子力施設の安全のための主要な責任は関係する許可を受けた者が負うことを確保するものとし、また、許可を受けた者がその責任を果たすことを確保するため適当な措置をとる。

第十条 安全の優先

締約国は、原子力施設に直接関係する活動に従事するすべての組織が原子力の安全に妥当な優先順位を与える方針を確立することを確保するため、適当な措置をとる。

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

原子力の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件

三二

全に關する情報に照らして更新され、並びに規制機關の権限の下で検討を受ける。

(ii) 原子力施設の物理的狀態及び運転が当該施設の設計、適用される国内的な安全に關する要件並びに運転上の制限及び条件に継続的に従つてゐることを確保するため、解析、監視、試験及び検査による確認が実施されること。

第十五条 放射線防護

締約国は、作業員及び公衆が原子力施設に起因する放射線にさらされる程度がすべての運転状態において合理的に達成可能な限り低く維持されること並びにいかなる個人も国内で定める線量の限度を超える放射線量にさらされないことを確保するため、適当な措置をとる。

第十六条 緊急事態のための準備

1 締約国は、原子力施設のための敷地内及び敷地外の緊急事態計画(適当な間隔で試験が行われ、かつ、緊急事態の際に実施される活動を対象とするもの)が準備されることを確保するため、適当な措置をとる。この計画は、新規の原子力施設については、当該施設の運転が規制機關によって同意された低い出力の水準を超える水準で行われる前に、その準備及び試験が行われる。

2 締約国は、自国の住民及び原子力施設の近隣にある国の権限のある当局が、放射線緊急事態の影響を受けるおそれがある限りにおいて、緊急事態計画を作成し及び緊急事態に対応するための適当な情報の提供を受けることを確保するため、適当な措置をとる。

3 自国の領域内に原子力施設を有しない締約国は、近隣の原子力施設における放射線緊急事態の影響を受けるおそれがある限りにおいて、自国の領域に係る緊急事態計画(緊急事態の際に実施される活動を対象とするもの)を準備し及びその試験を行うため、適当な措置をとる。

(d) 施設の安全

第十七条 立地

締約国は、次のことについて適当な手続が定め

られ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 原子力施設の計画された供用期間中その安全に影響を及ぼすおそれのある立地に關するすべての関連要因が評価されること。

(ii) 計画されている原子力施設が個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある安全上の影響が評価されること。

(iii) 原子力施設が継続的に安全上許容され得るものであることを確保するため、必要に応じて、(i)及び(ii)に定めるすべての関連要因が再評価されること。

(iv) 計画されている原子力施設がその近隣にある締約国の領域に及ぼすおそれのある安全上の影響について、当該締約国が独自に評価することを可能とするため、当該締約国がそのような影響を受けるおそれのある限りにおいて当該締約国との間で協議が行われ及び、要請に応じ、当該締約国に対して必要な情報が提供されること。

第十八条 設計及び建設

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 原子力施設の設計及び建設に当たり、事故の発生を防止し及び事故が発生した場合における放射線による影響を緩和するため、放射性物質の放出に対する信頼し得る多重の段階及び方法による防護(深層防護)が講じられること。

(ii) 原子力施設の設計及び建設に用いられた技術が適切なものであることが、経験上明らかであるか又は試験若しくは解析により認められること。

(iii) 原子力施設の設計が、特に人的な要因及び人間と機械との接点(マン・マシン・インタラフェース)に配慮しつつ、当該施設の運転の信頼性、安全性及び容易性を考慮したものとされていること。

第十九条 運転

締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

(i) 原子力施設を運転するための最初の許可が、適切な安全解析及び試験運転計画であつて建設された当該施設が設計及び安全に關する要件に合致していることを示すものに基づいて与えられること。

(ii) 運転のための安全上の限界を明示するため、必要に応じて、安全解析、試験及び運転経験から得られる運転上の制限及び条件が定められ及び修正されること。

(iii) 原子力施設の運転、保守、検査及び試験が承認された手続に従つて行われること。

(iv) 事故及び運転上予想される安全上の事象に対応するための手続が定められること。

(v) 原子力施設の供用期間中、安全に關するすべての分野における必要な工学的及び技術的な支援が利用可能であること。

(vi) 關係する許可を受けた者が安全上重大な事象につき規制機關に対し時宜を失することなく報告すること。

(vii) 運転経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、得られた結果及び結論に基づいて行動がとられ、並びに國際的な団体、運転を行う他の組織及び規制機關との間で重要な経験を共有するため既存の制度が利用されること。

(viii) 原子力施設の運転による放射性廃棄物の発生が、關係する過程においてその放射能及び分量の双方について実行可能な最小限にとどめられ、並びに当該運転に直接關係し、かつ、当該施設と同一の敷地内で行われる使用済燃料及び廃棄物の必要な処理及び貯蔵、調整及び処分を考慮して行われること。

第三章 締約国の会合

第二十条 検討会合

1 締約国は、第二十二條の規定に従つて採択された手続により、第五條の規定に従つて提出さ

れた報告を検討するための会合(以下「検討会合」という。)を開催する。

2 報告に記載された特定の事項を検討するため、必要と認められる場合には、第二十四條の規定による締約国の代表で構成される部会を設置することができるものとし、当該部会は、検討会合の期間中機能することができ。

3 締約国は、他の締約国が提出した報告を討議し及び当該報告に關する説明を求めるための適当な機会を与えられる。

第二十一条 日程

1 この条約の効力発生の日の後六箇月以内に、締約国の準備会合が開催される。

2 締約国は、準備会合において、第一回の検討会合の日を決定する。当該検討会合は、この条約の効力発生の日の後、できる限り速やかに、少なくとも三十箇月以内に、開催される。

3 締約国は、各検討会合において、次回の検討会合の日を決定する。検討会合の間隔は、三年を超えてはならない。

第二十二条 手続に關する取決め

1 締約国は、前條の規定に従つて開催される準備会合において、手続規則及び財政規則を作成し、コンセンサス方式によつて採択する。締約国は、特に、手続規則に従ひ、次の事項に關する規則を定める。

(i) 第五條の規定に従つて提出される報告の形式及び構成に關する指針

(ii) 報告の提出の日

(iii) 報告の検討のための手続

2 締約国は、検討会合において、必要な場合には、1の(i)から(ii)までの事項に關する規則を再検討することができるものとし、手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、コンセンサス方式によりその改正を採択することができる。締約国は、また、コンセンサス方式により手続規則及び財政規則を改正することができる。

第二十三条 特別会合

締約国の特別会合は、次のいずれかの場合に開

催される。

(i) 会合に出席しかつ投票する締約国の過半数が同意する場合。この場合において、棄権は、投票したもののみならず。

(ii) 締約国の書面による要請がある場合であつて、第二十八条に規定する事務局が当該要請を締約国に通報し、かつ、締約国の過半数が当該要請を支持する旨事務局に通知したとき。この場合において、特別会合は、その通知の後六箇月以内に開催される。

第二十四条 出席

1 締約国は、締約国の会合に出席するものとす。その代表団は、一人の代表並びに自国が必要と認める代表代理、専門家及び顧問によって構成される。

2 締約国は、この条約が規律する事項に関して権限を有する政府機関がオブザーバーとして会合又はその一部に出席することをコンセンサス方式による決定によって招請することができる。オブザーバーは、第二十七条の規定を書面によって、かつ、事前に受諾することを要求される。

第二十五条 概要についての報告

締約国は、会合の期間中に討議された事項及び得られた結論について記載した文書をコンセンサス方式によって採択し、及び公衆が利用可能なものとする。

第二十六条 言語

1 締約国の会合の言語は、手続規則に別段の定めがある場合を除くほか、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

2 第五条の規定に従って提出される報告は、提出する締約国の国語又は手続規則において合意される単一の指定された言語(以下「指定言語」という。)で作成される。報告を指定言語以外の国語で提出する締約国は、当該報告の指定言語への翻訳を提供する。

3 2の規定にかかわらず、費用が負担される場合

合には、事務局は、1に定める会合の言語(指定言語を除く。)で提出された報告を指定言語に翻訳する。

第二十七条 秘密性

1 この条約のいづれの規定も、情報の秘密を保護する国内法に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この条の規定の適用上、「情報」には、特に、(i)個人情報、(ii)知的所有権又は産業上若しくは商業上の秘密であることを理由として保護される情報及び(iii)国家の安全保障又は核物質若しくは原子力施設の防護に関する情報を含む。

2 締約国が、この条約により、情報を提供し、かつ、当該情報が1の規定に従って保護されるべきである旨を明示する場合には、当該情報は、これが提供された目的のためにのみ利用されるものとし、その秘密性は、尊重される。

3 各会合において締約国が報告の検討を行つて

第二十八条 事務局

1 国際原子力機関(以下「機関」という。)は、締約国の会合のために事務局としての機能を提供

2 事務局の任務は、次のとおりとし、機関は、当該任務の遂行中に要した経費をその通常予算の一部として負担する。

(i) 締約国の会合を招集し、準備し及びそのための役務を提供すること。

(ii) この条約により受領し又は取りまとめた情報報を締約国に送付すること。

3 締約国は、機関に対し、締約国の会合を支援するための他の役務を提供することをコンセンサス方式による決定によって要請することができる。当該役務の提供は、機関がその計画及び通常予算の範囲内で行うことが可能である場合に限る。ただし、そのような提供が可能でない場合であっても、他の財源から任意の拠出が行われるときは、当該役務を提供することができ

第四章 最終条項その他の規定

第二十九条 意見の相違の解決

この条約の解釈又は適用について二以上の締約国の間で意見の相違がある場合には、締約国は、その意見の相違を解決するため、締約国の会合の枠組みの中で協議する。

第三十条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、千九百九十四年九月二十日からその効力発生までの期間、ウィーンにある機関本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 この条約は、その効力発生後、すべての国による加入のために開放しておく。

4 (i) この条約は、地域的な統合のための機関その他の地域的な機関による署名又は加入のために開放しておく。ただし、当該機関が主権国家によって構成され、かつ、この条約の対象となつていない事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有する場合に限る。

(ii) (i)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び責任を果たす。

(iii) 当該機関は、この条約の締約国となる際、第三十四条に規定する寄託者に対し、当該機関の加盟国、当該機関に適用されるこの条約の条項及びこれらの条項が対象とする分野における当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。

(iv) 当該機関は、その加盟国が有する投票権のほか、いかなる投票権も有しない。

5 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第三十一条 効力発生

1 この条約は、二十二の批准書、受諾書又は承

認書(原子力の炉心において臨界を達成したことのある少なくとも一)の原子力施設を有する十七の国の文書を含むことを要する。)が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 1に定める条件を満たすために必要とされる最後の文書が寄託された日の後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国及び地域的な統合のための機関その他の地域的な機関については、この条約は、当該国又は当該機関により適当な文書が寄託者に寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第三十二条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、検討会合又は特別会合において審議される。

2 改正案及び改正の理由は、寄託者に提出されるものとし、寄託者は、この提案を速やかに、少なくとも当該提案が審議のために提出される会合の九十日前に、締約国に通報する。寄託者は、当該提案について受領した意見を締約国に送付する。

3 締約国は、改正案の審議の後、コンセンサス方式により当該改正案の採択に係る決定を行うものとし、コンセンサスに達しない場合には、当該改正案を外交会議に送付するかしないかを決定する。改正案の外交会議への送付に係る決定には、会合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。この場合において、締約国の少なくとも半数が投票の時に出席していなければならず、棄権は、投票したもののみならず。

4 この条約の改正を審議し及び採択する外交会議は、3の規定に従って適当な決定が行われた後一年以内に寄託者によって招集される。外交会議は、改正がコンセンサス方式によって採択されることを確保するためあらゆる努力を払う。そのような採択が可能でない場合には、改

正は、すべての締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

5 3及び4の規定に従って採択されたこの条約の改正は、締約国によって批准され、受諾され、承認され又は確認されなければならない。改正は、少なくとも四分の三の締約国の関係文書を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を批准し、受諾し、承認し又は確認した締約国について効力を生ずる。改正は、その後当該改正について効力を生ずる。改正は、その後当該改正について効力を生ずる。改正は、その後当該改正について効力を生ずる。

第三十三条 廃棄
1 締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって当該通告において指定されている日に効力を生ずる。

第三十四条 寄託者

1 この条約の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

2 寄託者は、締約国に対し、次の事項を通報する。

- (i) 第三十条の規定によるこの条約の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (ii) 第三十一条の規定によりこの条約が効力を生ずる日
- (iii) 前条の規定により行われるこの条約の廃棄及びその廃棄の日の通告
- (iv) 第三十二条の規定により、締約国によって提出されたこの条約の改正案、関係する外交会議又は締約国の会合によって採択された改正及びその改正が効力を生ずる日

第三十五条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、寄託者に寄託される。寄託者

は、その認証原本を締約国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十四年九月二十日にウィーンで作成した。

審査報告書

受信設備制型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月十一日

通信委員長 山田 健一
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、放送の分野における急速な技術革新にかんがみ、国民が情報を選択する機会を拡大するため、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することができ、受信設備制型放送番組の制作を促進しようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成七年度一般会計予算に二千万円、同産業投資特別会計予算に通信・放送機構に対する出資金として三億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、高度情報通信社会推進本部の基本方針を踏まえ、関係行政機関等の連携の下に、マルチメディアを活かし、ゆとりと豊かさの実感できる国民生活の実現に向け、次の各項の実施に努めるべきである。
一、マルチメディア・ソフトの展開に当たって

は、これまでのソフト制作支援の実績を見極めつつ、本法による支援措置の創設を契機として、今後とも人材面、技術面、著作権等の制度面を含めた総合的な振興を図ること。特に、中小ソフト制作事業者の創意工夫が十分発揮できるように環境整備に努めること。

一、生活・文化の向上と社会福祉の増進に資するため、医療、教育等の公共分野における先導的な活用方法の開発・普及を積極的に推進すること。その際、特に高齢者、身体障害者等にも十分配慮した施策を講ずること。

一、情報通信分野の基礎的・汎用的技術について、国自らが長期的視野に立った研究開発を推進するとともに、その成果が広く実利用に活かされるよう配慮すること。

一、情報通信基盤の整備に当たっては、情報の地域間格差等にも十分配慮し、均衡ある地域情報化を推進するとともに、国際的な共同プロジェクトの実施や発展途上国に対する技術協力などグローバルな展開にも積極的に参加・貢献すること。
右決議する。

受信設備制型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月十四日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

受信設備制型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案
受信設備制型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案

（目的）
第一条 この法律は、放送の分野におけるデジタル信号の伝送技術の確立その他の急速な技術革新

新にかんがみ、視聴者が個々の関心に応じて多様な方法で視聴することを可能とする放送番組の制作を促進する措置を講ずることにより、当該放送番組の普及を通じて国民が情報を選択する機会を拡大し、もって高度情報通信社会の構築に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。

2 この法律において「受信設備制型放送番組」とは、デジタル信号により送信され、送信と同時に視聴される放送の放送番組（当該放送番組に係る映像及び音声その他の音響が専ら放送されることを目的として制作されるものに限り、）であって、当該デジタル信号が受信設備にいったん蓄積された後に、視聴者の選択に応じ、当該受信設備による復元、変換その他の制御を経て映像又は音声その他の音響として視聴されることができものをいう。

3 この法律において「受信設備制型放送番組制作施設整備事業」とは、受信設備制型放送番組の制作に必要な設備を備える相当の規模の施設を整備して、受信設備制型放送番組の制作の用に供する事業をいう。
（基本指針）
第三条 郵政大臣は、受信設備制型放送番組の制作を促進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 受信設備制型放送番組の制作の促進に関する基本的な方向
二 特に制作を促進すべき受信設備制型放送番組の視聴の方法に係る機能に関する事項
三 受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施に関する事項
イ 受信設備制型放送番組制作施設整備事業を実施する者の要件に関する事項

ロ 受信設備制型放送番組制作施設整備事業の内容(整備に係る施設を含む。)に関する事項

ハ 受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施方法に関する事項

四 その他受信設備制型放送番組の制作の促進に關し配慮すべき重要事項

三 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを變更しようとするときは、關係行政機關の長に協議しなければならない。

四 郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四條 受信設備制型放送番組制作施設整備事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実施に關する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適當である旨の認定を受けることができる。

二 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 受信設備制型放送番組制作施設整備事業を実施する者に関する事項

二 受信設備制型放送番組制作施設整備事業(整備しようとする施設を含む。)の内容

三 受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施方法

四 受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施時期

五 受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

三 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

四 郵政大臣は、第一項の認定をしようとするとき、

きは、關係行政機關の長に協議しなければならない。

(実施計画の変更等)

第五條 前條第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

二 前條第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

三 郵政大臣は、前條第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る受信設備制型放送番組制作施設整備事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて受信設備制型放送番組制作施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機構の業務の特例)

第六條 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八條第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 受信設備制型放送番組の制作を行う者がその制作に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 認定計画に係る受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 受信設備制型放送番組に關し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。(業務の委託等)

第七條 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前條第一号及び第二号に掲げる業務

(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

二 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

三 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四 機構法第四十條の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同條第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは、「郵政大臣又は大蔵大臣」と、その業務とあるのは、その委託を受けた業務と、「事務所その他の事業所」とあるのは、事務所と、「業務の状況」とあるのは、その委託を受けた業務に關し業務の状況と読み替へるものとする。

(機構法の適用)

第八條 第六條の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は受信設備制型放送番組の制作の促進に關する臨時措置法(以下「受信設備制型放送番組促進法」という。)第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。以下「受信設備制型放送番組促進金融関連業務」という。)」と、機構法第十九條第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は受信設備制型放送番組促進金融関連業務」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は受信設備制型放送番組促進法」と、機構法第四十三條第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合(受信設備制型放送番組促進金融

関連業務に係る第二十九條第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、同條第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合(受信設備制型放送番組促進法第六條に規定する業務に係る第二十九條第一項の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び受信設備制型放送番組促進法第六條」とする。

二 第六條の規定により機構の業務が行われる場合における当該業務に係る財務及び會計に關する事項については、機構法及び前項に規定するもののほか、特定通信・放送開業事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)附則第四條に定めるところによるものとする。

(資金の確保等)

第九條 政府は、受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施その他受信設備制型放送番組の制作の促進に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

二 郵政大臣(第六條第一号及び第二号に掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣)は、同條に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(報告の徴収)

第十條 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る受信設備制型放送番組制作施設整備事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十一條 第七條第四項において準用する機構法第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二條 第十條の規定による報告をせず、又は

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法案 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案

虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内の間に廃止するものとする。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 日本開発銀行以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業実施円滑化法第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、機構法第六條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第五条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四條中「電気通信基盤充実臨時措置法」を「機構が電気通信基盤充実臨時措置法に改め、」の規定により機構の同条を削り、「が行

われる」を「及び受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第

号)第六條各号に掲げる業務を行う」に改め、同条の表下欄中若しくは電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)を、電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)第六條第二号に掲げる業務若しくは受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)に、「両出資業務を

「出資三業務」に、「及び電気通信基盤法第六條第一号を、電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務及び受信設備制御型放送番組促進法第六條第一号に掲げる業務並びに受信設備制御型放送番組促進法第六條第一号及び第三号に掲げる業務」に、「及び電気通信基盤法第六條第一号を、電気通信基盤法第六條(同条第一号)に、」の規定により、及び受信設備制御型放送番組促進法第六條の規定により、「両金融

関連業務」を、金融関連三業務に、「並びに電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)を、電気通信基盤充実臨時措置法(以下「電気通信基盤法」という。)第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)並びに受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(以下「受信設備制御型放送番組促進法」という。)に、「及び電気通信基盤法第六條第二号を、電気通信基盤法第六條第二号に、」通信・放送開発法及び電気通信基盤法を通信・放送開発法、電気通信基盤法及び受信設備制御型放送番組促進法に、「両債務保証等業務」を、債務保証等三業務に、「並びに電気通信基盤法第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)を、電気通信基盤法第六條

第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)並びに受信設備制御型放送番組促進法第八條に規定する業務に、「を除く。」を、並びに受信設備制御型放送番組促進法第六條に規定する業務を除く。」に改める。

(郵政省設置法の改正)

第六條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第七十四号を第七十五号とし、第七十号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六十九号の次に次の一号を加える。

七十 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第

第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む)並びに受信設備制御型放送番組促進法第八條に規定する業務に、「を除く。」を、並びに受信設備制御型放送番組促進法第六條に規定する業務を除く。」に改める。

(郵政省設置法の改正)

第六條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第七十四号を第七十五号とし、第七十号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六十九号の次に次の一号を加える。

七十 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第

第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六條第五項中「第七十三号」を「第七十四号」に改め、同条第六項中「第七十号」を「第七十一号」に、「第七十二号及び第七十三号」を「第七十三号及び第七十四号」に改め、同条第八項中「第七十四号」を「第七十五号」に改める。

審査報告書

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成七年四月十三日
通信委員長 山田 健一
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、電気通信基盤の整備充実を図るため、電気通信基盤充実事業に新たに高度有線テレビジョン放送施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構に高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の借入れに係る利子に対する助成金交付の業務を行わせるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に要する経費として、平成七年度一般会計予算に通信・放送機構に対する補助金として二十三億円が計上されている。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバ網の整備が不可欠であることにかんがみ、本法に基づく第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の実施に必要な資金の確保に努めること。

一、情報通信基盤の整備に当たっては、光ファイバ網の整備等無線系のネットワークの構築に加えて、移動体通信や衛星通信といった無線系のネットワークの構築にも十分配慮し、マルチメディア時代を見据えた多様な情報通信基盤の構築に努めること。

一、有線テレビジョン放送が、マルチメディア時代の中核的情報通信基盤の一つとして期待されるものであることにかんがみ、その施設の一層の普及・高度化が図られるよう、関係地方公共団体と連携しつつ、今後ともその支援に努めること。

一、地震等の災害時において、衛星通信システムが大きな役割を果たし得ることにかんがみ、そ

一、地震等の災害時において、衛星通信システムが大きな役割を果たし得ることにかんがみ、そ

一、地震等の災害時において、衛星通信システムが大きな役割を果たし得ることにかんがみ、そ

の研究開発を積極的に推進するとともに、中央防災会議の方針の下、関係行政機関等と協力しつつ、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。また、先般の阪神・淡路大震災の復興に当たっては、その支援措置の一層の拡充に努めること。

一、情報通信基盤の整備に当たっては、情報の地域間格差等に留意し、全国的に均衡のとれた整備に努めるとともに、諸外国の動向をも十分踏まえ推進すること。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律

（電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正）

第一条 電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び信頼性向上施設を」、「信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設」に改める。

第二条第七項中「信頼性向上施設整備事業」の下に、「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 この法律において「高度有線テレビジョン

平成七年四月十四日 参議院会議録第十六号 電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案

放送施設とは、有線テレビジョン放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。）を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする同条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であつて、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）をいう。

6 この法律において「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度有線テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

第三条第一項中「信頼性向上施設整備事業」の下に、「高度有線テレビジョン放送施設整備事業」を加える。

第六条第一号中「又は認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を」、「認定計画に係る信頼性向上施設整備事業又は認定計画に係る高度有線テレビジョン放送施設整備事業」に改め、同条第二号中「第二条第六項第一号を」、「第二条第八項第一号」に改め、同条第三号中「前二号を」、「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

三 認定計画に係る次に掲げる電気通信基盤充実事業においてそれぞれ次に掲げる施設が整備される場合に、その施設の整備に必要な資金の借入れであつて社会資本の整備の促進のために行われる政令で定める資金の貸付けに係るものについての利子の支払に必要資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路（ファイバ）を用いた線路であつて、端末設備に接続されるものの幹線部分をいう。及び端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、端末系光

幹線路に接続されるものをいう。）

ロ 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路（ファイバ）を用いた線路の幹線部分をいう。及びこれに接続される光伝送装置（光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置をいう。）

第七条の次に次の三条を加える。

（補助金）

第七条の二 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第六条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための費用を補助することができる。

（高度電気通信施設整備促進基金）

第七条の三 機構は、前条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

2 高度電気通信施設整備促進基金の運用によつて生じた利子その他該基金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、機構法第三十四条第一項の規定にかかわらず、高度電気通信施設整備促進基金に充てるものとする。

3 高度電気通信施設整備促進基金は、第六条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

（区分経理）

第七条の四 機構は、第六条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第八条第一項中「第六条に規定する業務（以下を「第六条第一号若しくは第二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）以下に」、「第四十三条を」第四十三条第一項に、「機構法第四十五条第三号を」同条第二項中「次の場

合」とあるのは「次の場合（電気通信基盤金融関連業務に係る第二十九条第一項の規定による認可をしようとするとき及び電気通信基盤法第六條第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る場合を除く。）と、機構法第四十五條第三号に改め、同条第二項中「機構の業務（これらに附帯する業務を含む。）」に改める。

第九條中「第二条第六項各号を」第二条第八項各号に改める。

第十三条第二号中「又は信頼性向上施設整備事業を」、「信頼性向上施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送施設整備事業」に改める。

（通信・放送機構法の一部改正）

第二条 通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、受信対策基金に係る経理については、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第十条の規定にかかわらず、同条の規定による通信・放送開発法第六條第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定において、他の経理と区分して整理しなければならない。

附則第八條を次のように改める。

第八条 附則第五條第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは、「第二十八條第一項及び附則第五條第一項」とする。

2 前条第二項の規定により受信対策基金に係る経理を行う勘定について通信・放送開発法の規定を適用する場合には、通信・放送開発法第十一條中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

三 七

通信・放送開法第十條に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資

機構法第四十二條第一項中

以下「債務保証等業務」という。に係る勘定並びに一般勘定

附則第九條中「第七條第二項」を「第七條第三項」に改める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二條 日本開發銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開法事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第九條第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、通信・放送機構法第六條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に該当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとす。

(罰則に関する経過措置)
第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

通信・放送開法第十條に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資(附則第七條第二項の規定により受信対策基金に係る経理を行う勘定にあつては、受信対策基金に充てられべき金額を示して行われている出資及び当該勘定におけるその他の出資)

機構法第四十二條第一項中「に相当する額に」は「国庫に納付し」とあるのは「並びに附則第七條第二項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された額に相当する額に」については「国庫に納付し」として

以下「債務保証等業務」という。に係る勘定(附則第七條第一項の規定により受信対策基金に係る経理として整理された部分を除く)並びに「一般勘定」と「各出資者」とあるのは「各出資者(債務保証等業務に係る勘定においては受信対策基金に係る出資者を除く)」

(特定通信・放送開法事業実施円滑化法の一部改正)
第四條 特定通信・放送開法事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

附則第四條中「機構の業務」を「機構の同条第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」に改め、同条の表第十一條の項の下欄中「電気通信基盤法第六條の規定」を「電気通信基盤法第六條(同条第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る部分に限る。)」の規定に、及び電気通信基盤充実臨時措置法を、並びに電気通信基盤充実臨時措置法に、「第八條に規定する業務」を「第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」を、「及び電気通信基盤法第六條に規定する業務」を「並びに電気通信基盤法第六條第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)」に改める。

第五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五條中第三十五項を第三十六項とし、第三十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り下げ、第三十項の次に次の一項を加える。

31 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号)第二條第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法第五條第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二條第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から平成九年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二條第五項に規定する高度有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法第二條第二項に規定する有線テレビジョン放送施設であるものに限る。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

審査報告書

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成七年四月十二日

審査特別委員長 篠崎 年子
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、自動車の燃料の性状及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定め、その確保のための措置を講ずることとするとともに、当該大気汚染の防止のための国民の努力について定めようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。
一、多種・多様な有害大気汚染物質による健康影響についての懸念が高まっていることにかんがみ、現在未規制の物質について、その健康影響、排出実態等に係る調査研究を早急に推進するとともに、健康被害の未然防止の観点に立つた総合的・体系的な有害大気汚染物質対策の確立を図ること。
二、ベンゼン等の物質については、大気汚染の監視測定体制を充実させ、その健康影響についての科学的知見の集積を図るとともに、自動車燃料中の含有量について、先進的な規制の行われている諸外国の動向を踏まえつつ、早急に低減を図るよう措置すること。
三、自動車排出ガス低減長期目標を極力早期に達成するとともに、今後、自動車燃料の品質改善を含めた新たな目標設定についての検討を進めること。
四、電気自動車等の低公害車について、その普及促進を図るため、国等の率先導入、技術開発の促進、燃料供給網の整備等の社会的経済的な基盤整備に努めること。
五、自動車排出ガス抑制に関する国民一人ひとりの取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、広報啓発等の施策を積極的に推進すること。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
平成七年三月十四日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律
大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第十九条第二項中「確保される」を「確保されるときにも次条第一項の許容限度の確保に資することとなる」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 環境庁長官は、前条第一項の許容限度を定めるに当たつて自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため必要があると認めるときは、自動車の燃料の性状に関する許容限度又は自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めなければならない。

2 自動車排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため、通商産業大臣は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)に基づく命令で自動車の燃料に係る規制に關し必要な事項を定める場合には、前項の許容限度が確保されるように考慮しなければならない。

第三章中第二十一条の次に次の一条を加える。
(国民の努力)

第二十一条の二 何人も、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を利用するに当たつては、自動車排出ガスの排出が抑制されるように努めなければならない。

附 則

この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律(平成七年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第二十一条の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

平成七年四月十四日 参議院會議録第十六号

た。よつて要領書を添えて報告する。
平成七年四月十三日

地方行政委員長 岩本 久人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、運転免許行政をめぐる最近の情勢等にかんがみ、自動二輪車に係る運転免許に關する規定の整備を行うほか、最近の交通情勢に対応して、自転車の定義の明確化等所要の規定の整備を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

道路交通法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月十日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

道路交通法の一部を改正する法律案
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「及び身体障害者用の車いすを、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの(以下「歩行補助車等」という。))」に改め、同項第十号中「身体障害者用の車いすを、自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等」に改め、同項第十一号中「車いすの下に、歩行補助車等を加え、同項第十二号の二中「車いすの下に、歩行補助車等」を、「もの」の下に「人の力を補助するため原動機を用いるものであつて、総理府令で定める基準に該当するものを含む。」を加え、同項第十六号中「えがかれた」を「描かれた」に改め、同項

第十八号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第二十一号中「追いついた」を「追いついた」に改め、同条第三項第一号中「車いすの下に、歩行補助車等」を加え、同項第二号中「自動二輪車」を「次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車」に改める。

第三条中「自動二輪車」を「大型自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)、普通自動二輪車」に改める。
第五十九条第二項中「自動二輪車」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車」に、「こえる」を「超える」に改める。

第七十一条の四の見出し中「自動二輪車等」を「大型自動二輪車等」に改め、同条第一項中「自動二輪車」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車」に、「自動二輪車」を「大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車」に改め、同条第三項中「自動二輪車」を「大型自動二輪車(側車付きのもの)を除く。以下この条において同じ。又は普通自動二輪車」に、「自動二輪車」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「自動二輪車免許」を「普通自動二輪車免許」に改め、「受けた者」の下に「同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。」を加え、「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に改める。

第八十五条第一項の表中

自動二輪車	二輪免許
大型自動二輪車	大型二輪免許
普通自動二輪車	普通二輪免許

に改め、同条第二項の表中

二輪免許	小型特殊自動二輪車及び原動機付自転車
大型自動二輪車	大型自動二輪車
普通自動二輪車	普通自動二輪車

に改め、同条第九項を同条

第十項とし、同条第八項中「二輪免許を受けた者」を「普通二輪免許を受けた者(大型二輪免許を現に受けている者を除く。))」に、「二輪免許を受けている者」を「大型二輪免許又は普通二輪免許のいずれか

輪車」を「に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第八十四条第三項の大型自動二輪車免許を受けた者で、当該大型自動二輪車免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年以上である者その他の者が政令で定めるものを除く。は、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転してはならない。

第七十一条の四の付記中「及び第四項を」から第五項までに改める。
第七十五条第一項第五号中「又は」を削り、「自動二輪車」を「大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転し、又は同条第九項の規定に違反して普通自動二輪車」に改める。

第八十四条第三項中「自動二輪車免許(以下「二輪免許」という。))」を「大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。))、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。))」に、「七種類」を「八種類」に改める。

第八十四条第三項中「自動二輪車免許(以下「二輪免許」という。))」を「大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。))、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。))」に、「七種類」を「八種類」に改める。

をを受けていた」に、「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。
8 大型二輪免許を受けた者で、大型二輪免許又

は普通二輪免許のいづれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く)が通算して二年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動二輪車又は普通自動二輪車を運転することはできない。

第八十五条の付記中「第八項を」第九項に改める。

第八十八条第一項第一号中「大型特殊免許」の下に、「大型二輪免許」を加え、「二輪免許を」普通二輪免許に改め、同項第二号中「きこえない」を「聞えない」に改める。

第九十条の二第二項第一号中「第六号を」第七号に改め、同項第二号中「二輪免許を」大型二輪免許に、「第六号を」第七号に改め、同項第三号中「第八号の二第二項第七号を」第八号の二第二項第八号に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 普通二輪免許 第八十八条の二第二項第六号及び第七号に掲げる講習

第九十九条の四中「第八号の二第二項第八号」を「第八号の二第二項第九号」に改める。

第一百条の二第二項中「二輪免許を」大型二輪免許、普通二輪免許に改め、同項第四号中「第八号の二第二項第九号」を「第八号の二第二項第十号」に改める。

第一百一条の三第一項中「第八号の二第二項第十号」を「第八号の二第二項第十一号」に改める。

第一百六条中「第八号の二第二項第九号」を「第八号の二第二項第十号」に改める。

第一百八条の二第二項第四号中「自動車」を「普通自動車」に改め、同項第五号中「二輪免許を」大型二輪免許に、「自動二輪車」を「大型自動二輪車」に改め、同項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「又は二輪免許を」大型二輪免許又は普通二輪免許に改め、同号を同項第七号とし、同項第五

号の次に次の一号を加える。

六 普通二輪免許を受けようとする者に対する普通自動二輪車の運転に関する講習

第八十八条の二第三項中「第八号」を「第九号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第八十八条の三第一項中「前条第一項第九号」を「前条第一項第十号」に改める。

第八十八条第一項第五号中「第八項を」第九項に改める。

第二百二十条第一項第九号中「自動二輪車等」を「大型自動二輪車等」に、「若しくは第四項を」から第五項までに改める。

第二百二十五条第二項第一号中「第八項を」第九項に改める。

別表中「及び自動二輪車」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に、「若しくは第四項を」から第五項までに改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二項第一項及び第三項第一号の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(免許等に関する経過措置)

第二条 改正前の道路交通法(以下「旧法」という。第八十四条第三項の自動二輪車免許以下「旧法二輪免許」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第八十四条第三項の大型自動二輪車免許(以下「大型自動二輪車免許」という。)又は同項の普通自動二輪車免許(以下「普通自動二輪車免許」という。)とみなす。

一 次号及び第三号に掲げるものの以外のもので、大型自動二輪車免許

二 旧法第九十一条の規定により、運転すること

とができる旧法第三条の自動二輪車(以下「旧法自動二輪車」という。)が新法第三条の普通自動二輪車(以下「普通自動二輪車」という。)に相当するものに限り、その限定が付されているもの、普通自動二輪車免許

三 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十八号。次条第二項において「昭和四十年改正法」という。)附則第二条第一項の規定により旧法二輪免許とみなされるもので、附則第十一条の規定による改正前の同法附則第二条第四項に規定する審査に合格しなかつた者に係るもの、普通自動二輪車免許

2 旧法二輪免許が前項第二号に規定する限定の解除を受けたことにより同項の規定により大型自動二輪車免許とみなされることとなる場合における当該大型自動二輪車免許は、当該旧法二輪免許を受けた日に受けたものとする。

第三条 旧法第九十一条の規定により旧法二輪免許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件でこの法律の施行の際にその効力を有するもの(前条第一項第一号に規定する限定であつて、新法第三条の規定による大型自動二輪車と普通自動二輪車との区分に係るものを除く)は、新法第九十一条の規定により大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件とみなす。

2 前条第一項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる同項第三号に掲げる運転免許は、新法第九十一条の規定により運転することができ、普通自動二輪車が第二種原動機付自転車(昭和四十年改正法第一条の規定による改正前の道路交通法第三条第二項の第二種原動機付自転車をいう。)に相当するものに限り、その限定が付されているものとみなす。

第四条 この法律の施行の際に現に旧法二輪免許の申請は、当該旧法二輪免許により運転することができ、旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定してされたものについては普通自動二輪車免許の申請と、それ以外のものについては大型自動二輪車免許の申請とみなす。

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行前にされた旧法二輪免許に係る処分又は手続は、附則第二条第一項の規定による運転免許の区分に応じ、それぞれ、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際に旧法二輪免許に係る運転免許試験に合格して旧法二輪免許を受けていない者は、当該旧法二輪免許により運転することができ、旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定して行われた当該運転免許試験に合格した者については普通自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者と、それ以外の旧法二輪免許に係る運転免許試験に合格した者については大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者ととみなす。

第七条 この法律の施行の際に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる旧法二輪免許を受けている者及び前条の規定により大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「大型二輪免許及び牽引免許にあつては十八歳に」とあるのは、「及び牽引免許にあつては十八歳に、大型二輪免許とする。」とみなす。

第八条 この法律の施行の際に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる旧法二輪免許を受けている者に関する新法第一百条の二第二項の規定の適用については、同項中「(以下「免許自動車等」という。)」とあるのは「(道路交通法の一部を改正する法律(平成七年法律第 号。以下この項において「改正法」という。))附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる免許については、大

二輪車に相当するものに限定してされたものについては普通自動二輪車免許の申請と、それ以外のものについては大型自動二輪車免許の申請とみなす。

型自動二輪車及び普通自動二輪車。以下「免許自動車等」という。とし、同項第二号中「政令で定めるものを含む」とあるのは「政令で定めるものを含む、かつ、改正法附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる免許については同項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる免許を含む」とする。

(罰則等に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正)
第十一条 道路交通法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項を削り、同条第五項中「第三項を前項に改め、運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転することができる自動二輪車以外の自動二輪車を」と削り、同項を同条第四項とする。

附則第五条第五項中「同条第五項を」同条第四項に改める。

(駐車場法の一部改正)
第十二条 駐車場法(昭和三十一年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「自動二輪車」を「大型自動二輪車(側車付きのものを除く)及び普通自動二輪車」に改める。

審査報告書
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月十三日
地方行政委員長 岩本 久人
参議院議長 原 文兵衛殿

平成七年四月十四日 参議院会議録第十八号

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、軽自動車である自動車の保管場所に係る届出等に関する規定の適用地域を拡大する場合における当該届出をしなければならぬ者を定める等所要の規定の整備を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月十日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第十三条第四項の下に」及び附則第八項を加える。

附則第七項を次のように改める。

7 次に掲げる軽自動車である自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置(保管場所の位置を変更した場合にあつては、変更後の保管場所の位置)を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置(使用の本拠の位置を変更した場合にあつては、変更後の使用の本拠の位置)、保管場所の位置(保管場所の位置を変更した場合にあつては、変更後の保管場所の位置)その他政令で定める事項を届け出なければならぬ。この場合において、第一号に掲げる

保有者に係る届出は、当該保管場所の位置を変更した日から十五日以内になければならぬ。

一 軽自動車である自動車の使用の本拠の位置を軽自動車である自動車についての附則第二項の政令で定める地域(以下「軽自動車適用地域」という。)以外の地域から軽自動車適用地域に変更した当該自動車の保有者であつて、当該自動車の保管場所の位置を変更したもの

二 一の地域が軽自動車適用地域となつた際に当該一の地域に使用の本拠の位置を有して運行の用に供されている軽自動車である自動車について当該一の地域が軽自動車適用地域となつた日(以下「適用日」という。)以後に適用日における保有者の変更があつた場合における新保有者であつて、軽自動車適用地域にその使用の本拠の位置を有して当該自動車を運行の用に供しようとするもの

附則に次の二項を加える。
8 第六条第一項の規定は前項の規定による届出を受理した場合について、同条第二項前段及び第三項の規定はこの項において準用する同条第一項の規定により交付された保管場所標章について、第七条の規定は前項の規定による届出に係る保管場所の位置を変更した場合について準用する。

9 附則第七項の規定又は前項において準用する第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
3 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一

部を改正する法律(平成二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削り、同条第三項中「施行日前を」この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

審査報告書

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年四月十三日
地方行政委員長 岩本 久人
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、介護補償の創設、遺族補償年金の額の引上げ等地方公務員災害補償制度における補償の内容を改善するとともに、福祉施設についてその名称の変更及び内容の拡充を図る等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年四月十三日
衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第三条第一項中、「及び」を、並びにに改め、「職員」の下に「以下この項及び」を加え、「及び」を「の」の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及び」に、「施設をする」を「事業を行う」に改める。

「第三章 補償及び福祉施設」を「第三章 補償及び福祉事業」に改める。

第二十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 介護補償

第三十条の次に次の一条を加える。

(介護補償)

第三十條の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて自治省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して自治大臣が

定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

病院又は診療所に入院している場合

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第
二百八十三号）第三十条に規定する身体障
害者療護施設その他これに準ずる施設とし
て自治大臣が定めるものに入所している場
合

合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第三十二条第一項第二号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項第三号中「未満を」に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること」に改める。

第三十三條第一項第二号中「百九十三」を「二百一」に改め、同項第三号中「二百十二」を「二百二十三」に改め、同項第四号中「四人」を「四人以上」に、「二百三十」を「二百四十五」に改め、同項第五号を削る。

第三十四条第一項第五号中「達した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第四十条第三項中「三月、六月、九月及び十二月の四期」を「二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期」に改める。

第四十七条の見出しを「福祉事業」に改め、同条中「施設をする」を「事業を行う」に改め、同条第一号中「施設」を「事業」に改め、同条第二号

中「療養生活の援護」の下に、「被災職員が受ける介護の援護」を加え、「施設」を「事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金は、職員の福祉の増進を図るため、公

務上の災害の防止に関する活動に対する援助
その他の公務上の災害を防止するために必要
な事業を行うように努めなければならない。
第四十八条中「行なう」を「行う」に、「施設を」
「事業」に改める。

第七十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第七十三条中「一万円」を「十万円」に改める。
第七十四条中「一万円」を「二十万円」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の七第二項中「施設をする」を「事業を行う」に改める。

(水防法の一部改正)

第三条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「施設をする」を「事業を行う」に改める。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第四条 消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第九條の三の見出しを「消防団員等福祉事業」に改め、同条各号列記以外の部分中「施設」を「事業」に、「消防団員等福祉施設」を「消防

「団員等福祉事業」に、「するを「行う」に改め、同条第一号中「施設を「事業」に改め、同条第二号中「療養生活の援護」の下に、「被災団員が受ける介護の援護」を加え、「施設を「事業」に改める。

第十条中「障害補償」の下に、「介護補償」を加える。

第二十四条第二項中「消防団員等福祉施設」を「消防団員等福祉事業」に改める。

附
則

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十二條、第四十八條及び第五十二條

から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第

三
条
の
規
定
平
成
七
年
八
月
二
日

二 第一条中地方公務員災害補償法第四十条第
三項の改正規定 平成八年八月一日

（地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員災害補償法第三十三条第一項の規定は、平成七年八月一日以後の期間に係る遺族補償年金の額について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行(附則第一条第一号の規定による施行をいう。前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

審査報告書

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年四月十三日

参議院議長 原 文兵衛殿
商工委員長 久世 公亮

要領書

一、委員会の決定の理由

本法草案は、国内におけるより効率的なエネルギー供給への要請の高まり、国際石油市場の発達等の石油製品供給をめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、石油製品の安定的かつ効率的な供給を確保するため、緊急時における供給を確保するとともに、石油製品の品質を適正に管理しつつ、我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化を進めるために、特定石油製品輸入暫定措置法の廃止並びに石油備蓄法及び揮発油販売法の改正等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について

適切な措置を講ずべきである。

一 我が国石油製品市場の国際化と国内流通の効率化の促進により、市場原理を通じて石油製品価格の適正化、内外価格差の是正を図られるよう留意すること。また、石油産業にかかる物流、保安等の一層の規制緩和についても幅広く検討すること。

二 小規模給油所の経営効率化・体質強化を図るための構造改善事業等を強力に推進するとともに、転廃業に伴う相談事業等の対策の充実強化を図ること。

また、石油産業における規制緩和に伴う企業再編や合理化等の実施が、石油産業労働者の雇用及び労働条件の悪化を招くことのないよう十分配慮すること。

三 不良揮発油等の流通を誘発することのないよう、品質の管理制度の実効性を確保すること。

四 国家石油備蓄目標の達成を図る等、石油備蓄の一層の充実に努めること。

右決議する。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年三月三十日
参議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案
石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律

(特定石油製品輸入暫定措置法の廃止)
第一条 特定石油製品輸入暫定措置法(昭和六十年法律第九十五号)は、廃止する。

(石油備蓄法の一部改正)
第二条 石油備蓄法(昭和五十年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の二」を「第十四条の三」に改める。

第四条第一項及び第五条第二項中「次年度以降の四年間」を「当該年度以降の五年間」に改める。

第六条の見出しを「(基準備蓄量等)」に改め、同条中「毎年、二月十五日までに」を「毎月」に、「前年」を「月(以下この項において「届出月」という。の前月)」に改め、「輸入量」の下に、「基準備蓄量(届出月の翌々月において石油精製業者等が常時保有すべきものとして、石油精製業者等の届出月の直前の十二箇月の指定石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油の数量をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の基準備蓄量の算定に係る通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該直前の十二箇月の我が国の石油の消費量に対する割合がおおむね三百六十五分の七十から三百六十五分の九十までの範囲

内にあるように定められるものとする。

第七条の前の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第二項」を「第三項」に、「指定石油製品」を「石油」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「石油精製業者等は」の下に「通商産業省令で定める場合」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第八条第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「当該石油精製業者等」に「通知」を「告示」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の規定により基準備蓄量を減少したときは、当該石油精製業者等に対し、その旨を通知するものとする。

第十条第一項中「第七条第二項の通商産業省令」を「第七条第一項の通商産業省令」に、「指定石油製品の数量とその石油精製業者等がその通商産業省令で定めるところにより保有する」を「石油の数量をいう。ただし、その石油精製業者等が同条第二項の規定により指定石油製品に代えて原油を保有する場合には、当該」に、「同条第三項」を「同項」に、「数量とを合計した」を「後の石油の」に、「第七条第二項の規定」を「第七条第一項の規定」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第十条の二第一項中「次年度以降の四年間」を「当該年度以降の五年間」に改める。

第十条の三の見出しを「(基準備蓄量等)」に改め、同条中「毎年、二月十五日までに」を「毎月」に、「前年」を「月(以下この項において「届出月」

という。)の前月に改め、「輸入量」の下に、「基準備蓄量(届出月の翌々月において石油ガス輸入業者が常時保有すべきものとして、石油ガス輸入業者の届出月の直前の十二箇月の石油ガスの輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油ガスの数量をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の基準備蓄量の算定に係る通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該直前の十二箇月の我が国の石油ガスの輸入量に対する割合がおおむね三百六十五分の十から三百六十五分の五十までの範囲内にあるように定められるものとする。

第十条の四の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第四項」を「次項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条の五第一項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「前条第四項」を「前条第二項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第十一条第四項中「第六条又は第十条の三」を「第六条第一項又は第十条の三第二項」に改める。

第四章中第十四条の二の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第十四条の三 この法律の規定に基づき命令を

制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十五条中「五十万円」を「三百万円」に改める。

第十六条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第六条」を「第六条第一項」に、「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改める。

(揮発油販売業法の一部改正)

第三条 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

揮発油等の品質の確保等に関する法律

目次中「登録」を「揮発油販売業者の登録」に、

「第三章 揮発油の品質の確保(第十三条 第十四条の十一)」を

「第三章 品質の確保

第一節 揮発油の品質の確保

第二節 灯油の品質の確保

第三章の二 指定分析機関

七条の十一)」を

保(第十三条 第十四条の六)

(第十七条の七・第十七条の八)

(第十七条の九・第十七条の十)

七条の十一・第十七条の二十一)」

七条を「第二十九条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講

じ、もつて消費者の利益の保護に資することを目指す。

第二条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「石油製品」とは、揮発油、灯油、軽油及び重油並びにこれらに準ずる炭化水素油及び石油ガス(液化したものを含む。)であつて通商産業省令で定められるものをいう。

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において「軽油販売業者」とは、自動車の燃料として軽油(軽油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定められるものを含む。)を消費者に販売する事業を行う者をいう。

5 この法律において「灯油販売業者」とは、屋内燃焼型の機械又は器具の燃料(以下「屋内燃焼燃料」という。)として灯油(灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定められるものを含む。)を消費者に販売する事業を行う者をいう。

6 この法律において「加工」とは、精製以外の方法で石油製品の品質を調整することをいう。

「第二章 登録」を「第二章 揮発油販売業者の登録」に改める。

第四条第一項第二号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に改める。

第五条第一項中「又は第五項」を削る。

第六条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項

とする。

第八条第一項中「又は第三号」を「に掲げる給油所の所在地又は同項第三号」に改め、同条第三項中「事項」の下に「又は同項第二号に掲げる給油設備の規模を加える。

「第三章 揮発油の品質の確保」を「第三章 品質の確保」に改める。

第十三条の見出し中「粗悪な」を「規格に適合しない」に改め、同条中「定めるもの」の下に「(以下「揮発油規格」という。))を加え、「燃料用揮発油として」を「自動車の燃料用の揮発油として消費者に」に改め、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 揮発油の品質の確保

第十六条の二第一項中「(以下「指定分析機関」という。))に限り」を「に対して」に改め、同条第二項及び第三項中「指定分析機関」を「通商産業大臣が指定する者」に改める。

第十七条の十二第一号中「第十六条の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第二号中「第十七条の五第一項」を「第十七条の十四第一項」に改め、同条第三号中「第十七条の五第二項又は第十七条の九」を「第十七条の十四第二項又は第十七条の十八」に改め、同条第四号中「指定」を「分析機関の指定」に改め、同条を第十七条の二十一とする。

第十七条の十一中、第十六条の二第一項を「分析機関」に改め、同条第一号中「第十七条の三第二号」を「第十七条の十二第二号」に改め、同条第二号中「第十七条の五第一項」を「第十七条の十四第一項」に改め、同条第三号中「第十七条の五第二項又は第十七条の六第二項」を「第十七条の七第三項又は第

十七條の八を「十七條の十五第二項、十七條の十六第三項又は十七條の十七」に改め、同条第四号中「十七條の七第一項」を「十七條の十六第一項」に改め、同条第五号中「十六條の二第一項」を「分析機関」に改め、同条を第十七條の二十とする。

第十七條の十中「十六條の二第二項」を「分析機関」に改め、同条を第十七條の十九とする。

第十七條の九を第十七條の十八とする。

第十七條の八中「十七條の四第一号」を「十七條の十三第一号」に改め、同条を第十七條の十七とする。

第十七條の七を第十七條の十六とする。

第十七條の六第一項中「受けているとき」の下に「又は第十七條の三第二項若しくは第十七條の四第三項の規定により揮発油、軽油若しくは灯油の分析の委託を受けているとき」を加え、「第十七條の四第二号」を「第十七條の十三第二号」に改め、同条第二項中「指定分析機関が第十六條の二第一項の規定により揮発油の分析の委託を受けている場合において、を」前項に規定する場合において、指定分析機関が」に改め、同条を第十七條の十五とする。

第十七條の五第一項中「指定分析機関を」分析機関の指定を受けた者(以下「指定分析機関」という。)に改め、同条を第十七條の十四とする。

第十七條の四中「第十六條の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第二号中「第十四條第一項に規定する通商産業省令で定める資格を」通商

産業省令で定める条件に適合する知識経験に改め、同条第三号中「第十八條に規定する」を削り、同条を第十七條の十三とする。

第十七條の三「第十六條の二第一項」を「分析機関」に改め、同条第一号中「十七條の十一」を「第十七條の二十」に、「指定を」分析機関の指定」に改め、同条を第十七條の十二とする。

第十七條の二第一項を次のように改める。

第十六條の二第一項、第十七條の三第二項(第十七條の八第一項又は前条第一項において準用する場合を含む。第十七條の十五第一項において同じ。又は第十七條の四第三項(第十七條の八第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。第十七條の十五第一項において同じ。の指定(以下この章において「分析機関の指定」という。))は、揮発油販売業者の委託を受けて行つ揮発油の分析の業務又は揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者若しくは第十七條の四第二項(第十七條の八第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。の規定により確認を行つべき者の委託を受けて行つ揮発油、軽油若しくは灯油の分析の業務(以下「分析業務」という。))を行おうとする者の申請により行つ。

第十七條の二第二項中「申請は」の下に、通商産業省令で定める区分に従い」を加え、同条を第十七條の十一とし、同条の前に次の章名を付する。

第三章の二 指定分析機関

第三章中第十七條の次に次の五条及び二節を加える。

(揮発油販売業者に対する指示)

第十七條の二 通商産業大臣は、揮発油販売業者が第十三條の規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあるとき、その販売に係る揮発油の品質の確保に必要措置をとるべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(揮発油生産業者の義務)

第十七條の三 原油又は石油製品を精製して揮発油を生産する事業者(以下「揮発油生産業者」という。))は、生産した揮発油を自動車等の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。

2 前項の規定により確認を行つべき者は、通商産業大臣が指定する者に対して、同項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

(揮発油輸入業者等の義務)

第十七條の四 揮発油の輸入の事業を行う者(以下「揮発油輸入業者」という。))は、輸入した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定める

ところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油輸入業者が揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行つ揮発油については、この限りでない。

2 揮発油以外の石油製品を輸入する事業を行う者は、輸入した石油製品(揮発油以外のものに限り)を加工して揮発油を生産し、これを自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。ただし、揮発油以外の石油製品を輸入する事業者が行う者が揮発油生産業者に該当する場合において、前条第一項の規定により確認を行つ揮発油については、この限りでない。

3 揮発油輸入業者又は前項の規定により確認を行つべき者は、通商産業大臣が指定する者に対して、前二項の規定による確認をするために必要な分析を委託することができる。

4 揮発油輸入業者は、揮発油を輸入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その用途に応じ、当該揮発油の品質、数量その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、用途その他の届出に係る事項を変更しようとするときは、当該揮発油を販売又は消費する時までに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(揮発油生産業者、揮発油輸入業者等に対する指示)

第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により確認を行うべき者がこれらの規定に違反した場合において、揮発油の消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、その販売に係る揮発油の品質の確保に必要措置をとるべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(標準揮発油の表示)

第十七条の六 揮発油販売業者は、標準的な品質の自動車用の燃料用の揮発油の基準として通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)に適合することを確認した揮発油を販売するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該揮発油を販売する施設又は設備に、当該揮発油が標準揮発油の基準に適合することを示す表示を掲示することができる。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、同項の規定による表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による指示を

した場合において、その指示を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 通商産業大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかった旨公表された後において、なお、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかった場合において、当該指示を受けた者が第二項に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 軽油の品質の確保

(規格に適合しない軽油の販売の禁止等)

第十七条の七 軽油販売業者は、軽油の規格として通商産業省令で定めるもの(以下「軽油規格」という。)に適合しない物を、自動車の燃料用の軽油(軽油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。)として消費者に販売してはならない。

2 第十七条の二及び前条の規定は、軽油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第十三条」とあるのは「第十七条の七第一項」と、前条第一項中「揮発油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)とあるのは「軽油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準軽油の基準」という。)と読み替えるものとする。

(軽油生産業者、軽油輸入業者等の義務)

は石油製品を精製して軽油を生産する事業を行う者(以下「軽油生産業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第二項及び第三項から第五項までの規定は、軽油の輸入の事業を行う者(以下「軽油輸入業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、軽油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「軽油以外」と、「揮発油規格」とあるのは「軽油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「軽油生産業者」と読み替えるものとする。

4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

第三節 灯油の品質の確保

(規格に適合しない灯油の販売の禁止等)

第十七条の九 灯油販売業者は、灯油の規格として通商産業省令で定めるもの(以下「灯油規格」という。)に適合しない物を、屋内燃焼燃料用の灯油(灯油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて通商産業省令で定めるものを含む。)として消費者に販売してはな

らない。

2 第十七条の二及び第十七条の六の規定は、灯油販売業者に準用する。この場合において、第十七条の二第一項中「第十三条」とあるのは「第十七条の九第一項」と、第十七条の六第一項中「自動車の燃料用の揮発油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準揮発油の基準」という。)とあるのは「屋内燃焼燃料用の灯油の基準」として通商産業省令で定めるもの(以下「標準灯油の基準」という。)と読み替えるものとする。

(灯油生産業者、灯油輸入業者等の義務)

第十七条の十 第十七条の三の規定は、原油又は石油製品を精製して灯油を生産する事業を行う者(以下「灯油生産業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と読み替えるものとする。

2 第十七条の四第一項及び第三項から第五項までの規定は、灯油の輸入の事業を行う者(以下「灯油輸入業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「自動車の燃料」とあるのは「屋内燃焼燃料」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

3 第十七条の四第二項及び第三項の規定は、灯油以外の石油製品を輸入する事業を行う者に準用する。この場合において、同条第二項中「揮発油以外」とあるのは「灯油以外」と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

と、「揮発油規格」とあるのは「灯油規格」と、「揮発油生産業者」とあるのは「灯油生産業者」と読み替えるものとする。

4 第十七条の五の規定は、第一項において準用する第十七条の三第一項、第二項において準用する第十七条の四第一項又は前項において準用する同条第二項の規定により確認を行うべき者に準用する。

第十八条第三項中「審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第十九条を削る。

第十九条の二第二項中「揮発油」の下に、「軽油又は灯油」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加え、同条を第十九条とする。

2 揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者及び第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

3 揮発油輸入業者、軽油輸入業者及び灯油輸入業者は、通商産業省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿を備え、揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 第十七条の六第一項(第十七条の七第二項又は第十七条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定により表示を行う揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者は、その業務に関する帳簿を備え、その販売する揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

合を含む。)の規定により表示を行う揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者は、その業務に関する帳簿を備え、その販売する揮発油、軽油又は灯油の品質の確認に関する事項その他の通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十条第一項中「特定揮発油卸売業者」を「軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、第十七条の四第二項(第十七条の八第三項又は第十七条の十第三項において準用する場合を含む。)以下の条において同じ。)の規定により確認を行うべき者」に改め、同条第二項中「揮発油販売業者」の下に、「軽油販売業者、灯油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者」又は第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者を、「限り揮発油」の下に、「軽油、灯油その他の必要な試料」を加える。

第二十一条第二項中「第十七条の十一」を「第十七条の二十」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第二十二條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十四条中「三十万円」を「一年以下の懲役又は百万円」に改め、第三号を削る。

第二十七條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十七條の五第二項又は第十七條の九」を「第十七條の十四第二項又は第十七條の十八」に改め、同条を第二十九條とする。

第二十六條中「前二條」を「第二十四條から前条まで」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第二十八條とする。

第二十五條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第三号」を「に掲げる給油所の所在地又は同項第三号」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十九條の二第二項又は第二項」を「第十九條第一項から第五項まで」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十七條とする。

二 第二十七條の四第四項(第二十七條の八第二項又は第二十七條の十第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五項(第二十七條の八第二項又は第二十七條の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第二十五條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條、第十七條の七第一項又は第十七條の九第一項の規定に違反して販売した者
二 第十七條の三第一項(第十七條の八第一項又は第十七條の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七條の四第一項(第十七條の八第二項又は第十七條の十第二項において準用する場合を含む。)又は第十七條の十第一項(第十七條の八第二項又は第十七條の十第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して販売した者

二 第二十七條の三第一項(第十七條の八第一項又は第十七條の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七條の四第一項(第十七條の八第二項又は第十七條の十第二項において準用する場合を含む。)又は第十七條の十第一項(第十七條の八第二項又は第十七條の十第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して販売した者

二項において準用する場合を含む。)若しくは第二項(第十七條の八第三項又は第十七條の十第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して確認を行わずに販売又は消費した者

第二十六條 第十七條の六第五項(第十七條の七第二項又は第十七條の九第二項において準用する場合を含む。)又は第十七條の十五第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条中石油備蓄法第六條、第十條の三及び第十六條の改正規定並びに附則第三條、第四條及び第八條の規定は、平成八年二月一日から施行する。

(特定石油製品品輸入暫定措置法の廃止に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による廃止前の特定石油製品品輸入暫定措置法第三條の規定による登録を受け、又は登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日、当該登録に係る特定石油製品(同法第二条に規定する石油製品をいう。)について、石油業法(昭和二十七年法律第百二十八號)第十二條第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(石油備蓄法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 平成八年二月に届け出なければならない指定石油製品の生産量、石油の販売量若しくは輸入量又は石油ガスの輸入量についての第二條の規定による改正後の石油備蓄法(以下「新備蓄法」という。)の一部改正に伴う経過措置

指定石油製品の生産量、石油の販売量若しくは輸入量又は石油ガスの輸入量についての第二條の規定による改正後の石油備蓄法(以下「新備蓄法」という。)の一部改正に伴う経過措置

法という。第六條第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「前月」とあるのは、「直前の十二箇月」とする。

2 平成八年一月一日から同年三月三十一日まで
の間は、新備蓄法第六條第一項及び第十條の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「以下この章において」とあるのは、「次項において」とする。

第四條 平成八年においては、通商産業大臣は、第二條の規定による改正前の石油備蓄法(以下「旧備蓄法」という。第七條第一項及び第十條の四第一項の規定にかかわらず、これらの規定による基準備蓄量を通知しないものとする。)

(揮発油販売業法の一部改正に伴う経過措置)
第五條 この法律の施行の際現に存する第三條の規定による改正前の揮発油販売業法(以下「旧揮発油販売業法」という。第六條第二項の指定地区については、当該地区が指定を受けている期間内に限り、旧揮発油販売業法第五條、第六條第二項から第六項まで、第八條及び第十九條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧揮発油販売業法第六條第五項(旧揮発油販売業法第八條第二項において準用する場合を含む。))の規定により申請を拒否する場合には、当該拒否は、第三條の規定による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品質確保法」という。第二十二條の規定の適用については、品質確保法に基づいてなされた処分とみなす。

第六條 この法律の施行の際現に旧揮発油販売業法第四條第一項第二号に掲げる事項のうち給油設備の規模に関して旧揮発油販売業法第八條第

一項の規定による変更登録の申請を行っている者については、この法律の施行の日に、品質確保法第八條第三項の規定による届出をしたものとみなす。ただし、当該変更登録の申請がこの法律の施行の際現に存する旧揮発油販売業法第六條第二項の指定地区に係るものであるときは、この限りでない。

(処分等の効力の引継ぎ)
第七條 附則第三條から前条までに規定するもののほか、旧備蓄法又は旧揮発油販売業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新備蓄法又は品質確保法の相当規定によつてしたものと同みなす。

(罰則に関する経過措置)
第八條 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油業法の一部改正)
第九條 石油業法の一部を次のように改正する。
第十三條中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に、「第二條第二項」を「第二條第三項」に、「行なう」を「行おう」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十三号の二を削り、同表第三十三号の三中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)」に改め、同号を同表第三十三号の二とする。

地価税法の一部改正
第十一條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第二第四号中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に、「第二條第一項」を「第二條第二項」に改め、同表第七号中「第七條第二項」を「第七條第一項」に、「第十條の四第二項」を「第十條の四第一項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十二條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四條第九十号中「揮発油販売業法」を「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に改める。

審査報告書
電気事業法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成七年四月十三日
商工委員長 久世 公堯
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、近年の電力需要の増大、電気に係る技術の進歩等の電気事業をめぐる諸情勢の変化を踏まえて、電気の利用者の利益の一層の増進を図るため、効率的な電力供給が実現するよう電気事業に係る参入規制を緩和し、電源設備の効率的な使用を促進するよう料金規制を改

善するとともに、保安規制を合理化する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、制度改革が真に実効性のあるものとなるよう積極的に取り組むとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一、電気が国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、今後とも良質で低廉な電力の安定供給の確保に努めること。こうした点を踏まえ、新電気料金制度の策定に当たっては、電気事業者の生産性向上意欲を極力引き出せるよう指標の設定等を行うこと。また、電気事業を支える人材の確保・雇用の安定に配慮しつつ、各種の合理化・効率化や技術開発への積極的な取組みを促進すること。
二、各種電源の持つ環境特性や経済性、立地バランス、需要動向などを考慮して、分散型電源の活用促進等の具体的施策を行い、最適かつ柔軟な電源構成の確立を目指すこと。なお、分散型電源の導入に当たっては、環境への影響について十分配慮すること。
三、負荷平準化を更に進めるため、需給調整契約等料金面からのピーク需要移行対策を有効に活用しつつ、負荷移行機器の更なる開発・導入に積極的に取り組むこと。また、夏季ピーク時の需要抑制について国民の理解と協力が得られる

よう情報提供等に努めること。

四、保安実績を踏まえつつ今後とも保安規制の機動的な見直しを図るとともに、保安規制における許可の削減等行政改革の実効が十分確保されるよう新制度の運用に取り組むこと。

なお、今回の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、ライフラインである電力供給の確保を図るための耐震対策の在り方について検討を進めること。

五、需要家に対する公平・公正が損なわれることのないよう新制度を適切に運用すること。特に島嶼部を主たる供給区域とする電力会社に対しては、その特殊性を十分配慮すること。

電気事業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成七年三月三十日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原文兵衛殿

電気事業法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電気事業

第一節 事業の許可(第三条・第十七条)

第二節 業務

第一款 供給(第十八条・第二十七条)

第二款 広域的運営(第二十八条・第二十九條)

第三款 監督(第三十条・第三十三条)

第四款 会計及び財務(第三十四条・第三十七條)

第三章 電気工作物

第一節 定義(第三十八条)

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合(第三十九条・第四十一条)

第二款 自主的な保安(第四十二条・第四十六條)

第三款 工事計画及び検査(第四十七條・第五十五條)

第四款 一般用電気工作物(第五十六条・第五十七條の二)

第五款 土地等の使用(第五十八条・第六十六条)

第六章 指定検査機関、指定試験機関及び指定調査機関

第一節 指定検査機関(第六十七条・第八十一条)

第二節 指定試験機関(第八十二条・第八十八条)

第三節 指定調査機関(第八十九条・第九十二条の三)

第七章 電気事業審議会(第九十三条・第九十九条)

第八章 雑則(第一百条・第一百四十四条)

罰則(第一百五條・第二百三條)

附則

第二条を次のように改める。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。

二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

三 卸電気事業 一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。

六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。

七 電気事業 一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業をいう。

八 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者をいう。

九 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

十 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者(一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。)

をいう。

十一 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。

十二 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)をいう。

2 一般電気事業者が他の一般電気事業者又は自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者がその一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。

3 卸電気事業者が営む一般電気事業者がその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、卸電気事業とみなす。

第三条第二項中「及び卸電気事業」を、「卸電気事業及び特定電気事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第二号中「又は供給」を、「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

第五条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中又は一般電気事業の「を」、一般電気事業の需要又は供給地点における「に」改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「その他その電気事業」を「前各号に掲げるもののほか、一般電気事業及び卸電気事業にあつては、その事業に、その他公共」を「その他の公共」に、「であり、かつ、」を「かつ適切であること、特

定電気事業にあつては、その事業の開始が公共の利益に照らして」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 特定電気事業でその供給地点が一般電気事業者の供給区域内にあるものにあつては、その事業の開始によつて当該一般電気事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

第五号第二号中「一般電気事業」の下に「又は特定電気事業」を、「供給区域」の下に「又は供給地点」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 その電気事業の計画が確実であること。

第六号第二号第三号中「又は供給」を、「供給」に、「及び」を「又は」に改める。

第七号の見出しを「(事業の開始の義務)」に改め、同条第一項中「八年」の下に「(特定電気事業者にあつては、三年)」を加え、「前条第二項第四号の電気工作物を設置し」を削り、同条第二項中「若しくは供給の相手方若しくは供給地点又は前条第二項第四号の電気工作物を」を、「供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点」に改め、同条第四項中「又は供給の相手方若しくは」を、「供給の相手方たる一般電気事業者又は」に改める。

第八号第一項中「又は第四号」を削り、同項ただし書及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は供給の相手方若しくは」を、「供給の相手方たる一般電気事業者又は」に改め、後

段を削り、同項を同条第三項とする。

第九号の見出しを「(電気工作物等の変更)」に改め、同条中「あつた」の下に「とき、又は前項ただし書の通商産業省令で定める変更をした」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

電気事業者は、第六号第二項第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第十二号の見出しを「(一般電気事業者の兼業)」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、通商産業省令で定める事業については、この限りでない。

第十三号第一項中「電気事業者の下に」(特定電気事業者を除く。次項において同じ。)を加え、「電気事業の」を「その電気事業の」に改める。

第十五号第一項中「第六号第二項第四号の電気工作物を設置せず、又は」を削り、同条第三項中「前二項を」前各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 通商産業大臣は、前二項に規定する場合を除くほか、卸電気事業者の卸電気事業の用に供する電気工作物が第二号第一項第三号の通商産業省令で定める要件に該当しなくなつた場合において、当該要件に該当するものとなることが見込まれないと認めるときは、第三号第一項の許可を取り消すことができる。

四 通商産業大臣は、第一項又は第二項に規定する場合を除くほか、特定電気事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第三号

第一項の許可を取り消し、又はその供給地点を減少することができる。

一 その特定電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しなくなつたこと。

二 その特定電気事業の用に供する電気工作物の能力がその供給地点における電気の需要に応ずることができないものとなつたこと。

三 前二号に規定する場合を除くほか、その特定電気事業が公共の利益を阻害するものとなつたこと。

第十六号第一項中「規定による第六号第二項第三号又は第四号の事項の変更の」を削り、「第八号第四項を」同条第三項に、「おいて、若しくは」を「おいて、」に、「対し、若しくは」を「たる一般電気事業者に対し、又は」に、「開始せず、又はその期間内に第六号第二項第四号の事項を変更しない」を「開始しない」に改め、同条第三項中「前条第三項を」前条第五項に、「前二項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 通商産業大臣は、特定電気事業者がその一部の供給地点において特定電気事業を行つていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、その供給地点を減少することができる。

第十七号を次のように改める。

第十七条 (特定供給)
電気事業を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者(一般電気事業者を除く)は、供給の相手方

及び供給する場所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

二 一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気を供給するとき。

通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と通商産業省令で定める密接な関係を有すること。

二 供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものにあつては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の利用者の利益が阻害されるおそれがないこと。

第十八号の見出しを「(供給義務等)」に改め、同条第一項中「需要」の下に「(特定電気事業者が第三号第一項又は第八号第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点(以下「事業開始地点」という)における需要を除く。))」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「電気事業者は」を「一般電気事業者及び卸電気事業者は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「応じ」の下に「、又はその供給区域内の事業開始地点における需要に応じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

一 専ら一の建物内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

二 一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気を供給するとき。

2 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

3 一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者による一般電気事業の用に供するため電気の供給を約しているときは、正当な理由がなければ、電気の供給を拒んではならない。

一般電気事業者がその供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と第二十四条の二第一項の補充供給契約を締結しているときも、同様とする。

第十八条に次の一項を加える。

6 特定電気事業者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた供給地点以外の供給地点における需要に応じ電気を供給してはならない。

第十九条の見出しを「(一般電気事業者の供給約款等)」に改め、同条第一項中「供給約款」を「供給約款」に改め、同条第二項中「各号」を「各号のいづれにも」に改め、同条に次の三項を加える。

3 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用に資すると見込まれる場合には、料金及びその料金を適用するため必要となるその他の供給条件について第一項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の使用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により約款を定めたときは、通商産業省令で定めるところにより、その約款(以下「選択約款」という。)を通商産業大臣に届け出なければならない。これを

変更したときも、同様とする。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいづれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用に資すること。

二 第一項の認可を受けた供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第二十條の見出しを「(供給約款等の公表義務)」に改め、同条中「供給約款」を「供給約款」に改め、同条中「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は前条第四項の規定により選択約款の届出をしたときを加え、供給約款を」供給約款又は選択約款を」に改める。

第二十一條の前の見出しを「(一般電気事業者の供給約款等による供給の義務)」に改め、同条中「供給約款」を「供給約款」に改め、同条中「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に「又は前条第四項の規定により選択約款の届出をしたときを加え、供給約款を」供給約款又は選択約款を」に改める。

第二十五條第一項の許可に係る契約により供給するを「振替供給を行う」に、「供給約款」を「供給約款又は選択約款」に、「変更後の料金その他の供給条件」を「その変更後のもの」に改める。

第二十二條に見出しとして「(卸供給の供給条件)」を付し、同条第一項中「電気事業者は」を「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者は」に、「変更後の料金その他の供給条件を」その変更後のもの」に、「一般電気事業者による一般電気事業の用に供するための電気を供給しては」を「卸供給を行つては」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 一般電気事業者が実施する入札(第三項の規定による公表があつたものに限る。)に依りて落札した供給条件により卸供給を行うとき。

二 供給条件を定め難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が期限を付して承認したとき。

第二十二條第二項後段を削り、同条に次の三項を加える。

3 卸供給を受けようとする一般電気事業者は、その卸供給を行う者及びその供給条件を入札により決定しようとする場合において、その入札の実施の方法が通商産業省令で定める要件に該当するものであるときは、その旨を、通商産業省令で定めるところにより、公表することができ。

4 一般電気事業者は、前項の規定による公表をしたときは、同項の通商産業省令で定める要件に該当する方法により、その入札を実施しなければならない。

5 第一項第一号の場合は、その卸供給を行う一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者

は、その供給条件を、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

第二十三條の見出しを「(供給約款等に関する命令及び処分)」に改め、同条第一項中「電気事業者」を「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者」に、「供給約款」を「供給約款」に、「変更後」を「その変更後」に改め、同条第二項中「供給約款」を「供給約款」に改める。

第二十五條を削る。

第二十四條の見出しを「(供給区域外の供給)」に改め、同条第一項中「供給地点」を「供給する場所」に、「次条第一項の許可に係る契約により供給する」を「振替供給(一般電気事業者又は特定電気事業の用に供するための電気に係るものに限る。)を行う」に改め、同条第二項中「各号」を「各号のいづれにも」に改め、同項第二号中「行なわれる」を「行なわれる」に改め、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第二十五條とする。

三 その供給が特定電気事業者の事業開始地点における需要に応じ行われるものでないこと。

第二十三條の次に次の三條を加える。

(特定電気事業者の供給条件)
第二十四條 特定電気事業者は、電気の料金その他の供給条件を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいづれかに該当しないと認めるときは、当該特定電気事

業者に對し、相當の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 特定電気事業者及び電気の利用者の責任に關する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的經濟的事情に照らして著しく不適切であり、電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるものでないこと。

3 特定電気事業者は、第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件を、その実施の日までに、その供給地点において周知させるための措置をとらなければならない。

4 特定電気事業者は、第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件以外の供給条件により、その供給地点における需要に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うときは、この限りでない。

(補充供給契約)

第二十四条の二 一般電気事業者は、その供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者と補充供給契約事故その他の通商産業省令で定める事由により、特定電気事業者がその特定電気事業の用に供する電気に不足が生じた場合に、その特定電気事業者に対して、その不足する電気の供給(振替供給を除く。)を行うことを約する契約をいう。以下同じ。を締結しようとする。

きは、その供給に係る料金その他の供給条件について、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十九条第二項の規定は、前項の認可に準用する。

3 通商産業大臣は、補充供給契約に關して、一般電気事業者とその供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その供給地点の電気の利用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該一般電気事業者及び特定電気事業者に対して、料金その他の供給条件を指示して、補充供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた一般電気事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の認可を受けたものとみなす。

5 第二十三条の規定は、第一項の認可を受けた料金その他の供給条件(前項の規定により第一項の認可を受けたものとみなされたものを含む。)に準用する。

(振替供給)

第二十四条の三 通商産業大臣が指定する電気事業者(以下「指定電気事業者」という。)は、振替供給(一般電気事業又は特定電気事業の用に供するための電気に係るものであつて、通商産業省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)に係る料金その他の供給条件について振替供給約款を定め、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければならない。

ない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定電気事業者は、前項の規定による届出をした振替供給約款以外の供給条件により振替供給を行つてはならない。ただし、振替供給約款により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、指定電気事業者に対し、相當の期限を定め、その振替供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

4 指定電気事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その振替供給約款を公表しなければならない。

5 通商産業大臣は、指定電気事業者が正当な理由なく振替供給を拒んだときは、その指定電気事業者に対し、振替供給を行うべきことを命ずることができる。

第二十六条第一項中「一般電気事業者」を「電気事業者(卸電気事業者を除く。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項中「一般電気事業者」を「電気事業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の通商産業省令で定める値に維持されていないため、電気の利用者の利益を阻害していると認めるときは、電気事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずる。

ることができる。

第二十七条中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、「一般電気事業者」の下に「若しくは特定電気事業者」を加える。

第二十八条中「あたり」を「当たり」に改め、「資する」を「資する」に改め、「卸供給事業者の能力を適切に活用しつつ」を加える。

第二十九条の見出しを「(供給計画)」に改め、同条第一項中「通商産業大臣が指定する」を削り、「以下「指定電気事業者」という。」を「特定電気事業者を除く。以下この条において同じ。」に、「の二年間について電気工作物の施設計画及び電気の供給計画を」を「通商産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。))」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定電気事業者」を「電気事業者」に改め、「電気工作物の施設計画又は電気の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「電気工作物の施設計画又は電気の」を削り、「指定電気事業者」を「電気事業者」に、「その施設計画又は」を「その」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。

- 一 一般電気事業者に電気を供給すること。
- 二 振替供給を行うこと。
- 三 電気の供給を受けること。
- 四 電気事業者が電気工作物を貸し渡し、若し

くは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

第三十条を削る。

第三十一条中、前条に規定する場合のほかを削り、「場合に一般電気事業者の下に又は特定電気事業者を加え、すみやかに行なわれないとき、一般電気事業者が第六十七条第一項の規定による調査若しくは同条第二項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないを速やかに行わないに改め、ときは、一般電気事業者の下に又は特定電気事業者を加え、第二章第二節第三款中同条を第三十条とする。

第三十二条第一項中、第二十九条第四項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは指定電気事業者に対しを削り、「第二号の規定による命令」を「第三号の事項に」、「するを、命ずる」に改め、同項第一号中「一般電気事業者」の下に「又は特定電気事業者」を加え、同項中第四号及び第五号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第三十一条とする。

二 電気事業者に振替供給を行うこと。

第三十三条を第三十二条とし、第三十四条を第三十三条とする。

第二章第三節中第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とし、第三十七条を削り、第三十八条を第三十六条とし、第三十九条を削る。

第三章を削る。

第二章第五節中第六十五条の次に次の一条を加える。

(準用)

第六十六条 第六十一条第三項、第六十二条及び第六十三条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に準用する。この場合において、第六十一条第三項中「電線を著しく損壊して電気の供給に重大な支障を生じ、又は火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」とあるのは、「火災その他の災害を発生して公共の安全を阻害する」と読み替へるものとする。

第二章第四節第二款を削る。

第四十条を第三十七条とし、同条の次に次の章名及び一節を加える。

第三章 電気工作物

第一節 定義

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内にこれに準ずる区域を含む。以下同じ。に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、通商産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から通商産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電氣を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む)であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所に

ある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電氣を使用するための電気工作物を含む。)であつて、その発電に係る電氣を前号の通商産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして通商産業省令で定めるもの

四 前項において「小出力発電設備」とは、通商産業省令で定める電圧以下の電氣の発電用の電気工作物であつて、通商産業省令で定めるものというものとす。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

第四節 電気工作物

第一款 工事計画及び検査

第四十七条の二を削り、第四十七条の二の次に次の一節を加える。

第三節 一般用電気工作物

(技術基準適合命令)

第五十六条 通商産業大臣は、一般用電気工作物が通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、

若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 第三十九条第二項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、前項の通商産業省令に準用する。(調査の義務)

第五十七条 一般用電気工作物において使用する電氣を供給する者(以下この条、次条及び第八十九条第一項において「電氣供給者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、その供給する電氣を使用する一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 電氣供給者は、前項の規定による調査の結果、一般用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、電氣供給者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、その電氣供給者に対し、その調査若しくは通知を行い、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができ

4 電氣供給者は、帳簿を備え、第一項の規定による調査及び第二項の規定による通知に関する

業務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

5 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(調査業務の委託)

第五十七条の二 電気供給者は、通商産業大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、当該指定調査機関に係る第八十九条第二項の調査区域第九十一条第一項の認可又は同条第二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のものの全部又は一部におけるその電気供給者が供給する電気を使用する一般用電気工作物について、その一般用電気工作物が第五十六条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しているかどうかを調査すること並びにその調査の結果その一般用電気工作物がその技術基準に適合していないときは、その技術基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること(以下「調査業務」という。)を委託することができ。

2 電気供給者は、前項の規定により指定調査機関に調査業務を委託したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 前条第一項の規定は、電気供給者が第一項の規定により指定調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る一般用電気工作物については、適用しない。

第四十七条の二「第四十三条第一項、第四十

六条第一項若しくは第三項又は前条を「第四十九条第一項、第五十二条第一項又は前条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十五条とする。

2 第五十条の規定は、指定検査機関が第四十九条第一項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行った場合に準用する。この場合において、第五十条第一項中「通商産業大臣」とあるのは「指定検査機関」と、「仮合格とすることができる」とあるのは「仮合格とすることができる」とある。この場合において、当該指定検査機関は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならない」と読み替へるものとする。

第四十七条中「電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する耐圧工作物であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定耐圧工作物」という。)並びに「附属設備であつて、これを附属設備であつてに改め、ついで「の下に、これらを設置する者はを加え、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五十四条とする。

2 特定耐圧工作物を設置する者は、その使用の開始の後遅滞なく「耐圧工作物がその使用の開始後に特定耐圧工作物に該当することとなつた場合にあつては、その該当することとなつた後遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改

め、「あつて溶接をするもの」の下に「又は耐圧部分について溶接をしたボイラー等若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの」を加え、「溶接の工程」とを「と」により「に」改め、「第三項に定める場合及び」を削り、同条第二項中「次の各号」を「通商産業省令で定める技術基準」に改め、各号を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を第五十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(自家用電気工作物の使用の開始)

第五十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項の認可又は同条第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十五条を第五十一条とする。

第四十四条第一項中「電気工作物を「事業用電気工作物」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二項中「電気工作物を「事業用電気工作物」に改め、同条を第五十条とする。

第四十三条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「電気工作物を「事業用電気工作物」に改め、「除く」の下に「であつて、通商産業省令で定めるもの」を加え、「工事の工程」とを「と」により「に」改め、同条第二項中「電気工作物を「事業用電気工作物」に、「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号中「第四十一条第一項」を「第四十七条第一項」に、「行なわれ

た」を「行われた」に改め、同項第二号中「第四十八

条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十二条第一項中「電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気事業の用に供する電気工作物を「事業用電気工作物」に改め、「変更の工事」の下に「(前条第一項の通商産業省令で定めるものを除く)」を加え、「前条第一項の」及び「以外のものを削り、」ときは「を」に改め、同条第三項中「規定に適合して」を「いずれにも適合して」に改め、同条第四項中「規定に適合して」を「いずれかに適合して」に、「電気事業者」を「その届出をした者」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十一条第一項中「電気事業者は、電気事業の用に供するを削り、」電気工作物を「事業用電気工作物」に、「しようとするときを「しようとする者」に改め、同条第二項中「電気事業者は、前項の」を「前項の認可を受けた者は、その」に改め、同条第三項中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、第一号を削り、同項第二号中「電気工作物を「事業用電気工作物」に、「第四十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「電気工作物を「事業用電気工作物」に改め、同条を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 事業用電気工作物が電気事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

第四十一条第四項中「電気事業者」を「事業用電気工作物を設置する者」に改め、同条第五項中「電気事業者」を「第一項の認可を受けた者」に改め、

同条を第四十七条とし、同条の前に次の節名、二款及び款名を加える。

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合

(事業用電気工作物の維持)

第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。

一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。

三 事業用電気工作物の損壊により電気事業者の電氣の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。

四 事業用電気工作物が電氣事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその電氣事業に係る電氣の供給に著しい支障を生じないようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十条 通商産業大臣は、事業用電気工作物が前条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限す

ることができる。

(費用の負担等)

第四十一条 事業用電気工作物が他の者の電氣的設備その他の物件の設置(政令で定めるものを除く。)により第三十九条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基準に適合するようにするため必要な措置又はその措置に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、その費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

2 第三十二条及び第三十三条の規定は、前項の協議をすることができず、又は協議が調わない場合に準用する。

3 通商産業大臣は、前項において準用する第三十二条第一項の裁定をしうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

第二款 自主的な保安

(保安規程)

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業用電気工作物の使用の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設

置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業員は、保安規程を守らなければならない。

(主任技術者)

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、通商産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、通商産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき(前項の許可を受けて選任した場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者免状)

第四十四条 主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状
- 二 第二種電気主任技術者免状
- 三 第三種電気主任技術者免状

四 第一種ダム水路主任技術者免状

五 第二種ダム水路主任技術者免状

六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状

七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状

2 主任技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、通商産業大臣が交付する。

一 主任技術者免状の種類ごとに通商産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者

二 前項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状にあつては、電気主任技術者試験に合格した者

三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者

3 通商産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 通商産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。

5 主任技術者免状の交付を受けている者が保安について監督をすることができず、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲並びに主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、通商産業省令で定める。

(電気主任技術者試験)

第四十五条 電気主任技術者試験は、主任技術者免状の種類ごとに、事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関して必要な知識及び技能について、通商産業大臣が行う。

2 通商産業大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、電気主任技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

3 電気主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気主任技術者試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(定期自主検査)

第四十六条 発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの(以下「耐圧工作物」という。)を設置する者は、その耐圧工作物について、通商産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。ただし、第五十四条第一項の特定耐圧工作物については、この限りでない。

第三款 工事計画及び検査

第一百五十五条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第一百六条中「三十万円」を「三百万円」に改め、第一百七条中「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第二号中又は第三項を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第十八条第二項又は第四項」

を「第十八条第四項から第六項まで」に改める。

第一百七条の二中「第八十五条の十四又は第八十五条の二十六第二項」を「第七十九条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。))」に、「特定試験事務を、試験事務」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第一百七条の三中「第八十五条の二十四」を「第八十五条」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第一百八条中「三十万円」を「三百万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十九条第五項、第二十四条第二項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十六条第二項、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第一項、第五十七条第三項又は第九十二条第二項の規定による命令に違反した者

第一百八条第三号中「又は第二十四条第二項又は第二十五条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第七号中「第五十三条第一項又は第七十二条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第四十九条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。))」を「第四十条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第二十二條第四項の規定に違反して入札を実施した者

五 第二十四条の二第二項の規定に違反して補完供給契約を締結し、又は変更した者

六 第二十四条の二第三項の規定による命令に違反して補完供給契約の締結を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百八条に次の一号を加える。

九 第四十七条第一項の規定に違反して電気工作物の設置又は変更の工事をした者

第一百九条中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第四十二条第四項又は第七十一条第四項」を「第四十八条第四項」に改め、同条第四号中「第四十三条第一項第七十四条第一項において準用する場合を含む。、第四十五条第一項」を「第四十九条第一項、第五十一条第一項」に、「第四十六条第一項若しくは第三項」を「第五十一条第一項」に改める。

第一百九条の二中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第八十五条の八(第八十五条の二十八第一項)」を「第七十三条(第八十八条第一項)」に、「特定試験事務を、試験事務」に改め、同条第二号中「第八十五条の十五第一項(第八十五条の二十八第一項)」を「第八十条第一項(第八十八条第一項)」に、「同項」を「第八十条第一項」に改め、同条第三号中「第八十五条の十五第二項(第八十五条の二十八第一項)」を「第八十条第二項(第八十八条第一項)」に改める。

第一百二十条中「三万円」を「三十万円」に改め、第一号を次のように改める。

一 第七條第四項(第八條第三項において準用する場合を含む。)、第九條第一項、第十一條第二項、第二十二條第五項、第二十四条の三第一項、第二十九條第一項若しくは第二項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十三條第三項、第四十七條第四項若しくは第五項又は第五十七條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百二十条第六号及び第九号を削り、第十号を第十二号とし、同条第八号中「第六十七條第五項(第八十五条において準用する場合を含む。))」を「第五十七条第五項又は第九十二条の三において準用する第八十条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第六十七條第四項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び同項」を「第五十七條第四項又は第九十二条の三において準用する第八十条第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「第四十七條(第七十四条第二項において準用する場合を含む。))」を「第五十四条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第五十六條第一項の規定による命令又は処分に違反した者

第一百二十条第四号中「第四十二條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項若しくは第二項」を「第四十八條第一項又は第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項又は第四十六條」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第四十二條第三項の規定による命令に違反した者

第一百二十条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十四條第三項の規定に違反して周知させるための措置をとらなかつた者

四 第二十四條の三第四項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十条第六号及び第九号を削り、第十号を第十二号とし、同条第八号中「第六十七條第五項(第八十五条において準用する場合を含む。))」を「第五十七条第五項又は第九十二条の三において準用する第八十条第二項」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「第六十七條第四項(第八十五条において準用する場合を含む。))及び同項」を「第五十七條第四項又は第九十二条の三において準用する第八十条第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「第四十七條(第七十四条第二項において準用する場合を含む。))」を「第五十四条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第五十六條第一項の規定による命令又は処分に違反した者

第一百二十条第四号中「第四十二條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項若しくは第二項」を「第四十八條第一項又は第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項又は第四十六條」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第四十二條第三項の規定による命令に違反した者

第一百二十条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十四條第三項の規定に違反して周知させるための措置をとらなかつた者

四 第二十四條の三第四項の規定に違反して公表しなかつた者

第一百二十二条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第三十五條又は第三十八條第一項」を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同

を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同

を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同

を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同

を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同

を「第三十四條又は第三十六條第一項」に改め、同

条第二号中「第三十六条又は第三十七条」を「第三十五条」に改める。

第百二十三条中「一万円を十万円」に改め、同条第一号中「第八条第二項、第九条、第七十三条、第七十八条第二項又は第八十二条」を「第九条第二項、第五十三条、第五十四条第二項、第九十一条第二項又は第九十二条の二」に改め、同条第二号中「第五十五条」を「第四十四条第四項」に改める。

第八章を第八章とする。

第百四十二条第二項中「第四十三条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)、第四十五条第一項若しくは第三項、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)」を「第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項、第五十二条第一項又は第五十四条第一項」に改める。

第百五十二条中「電気事業者」を「一般電気事業者及び卸電気事業者」に改める。

第百八条中「供給規程」を「供給約款」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第百九条第一項中「第十六条第二項」を「第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定による供給地点の減少をしようとするとき、又は同条第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第十五条第一項から第四項まで、第十六条第一項から第三項まで、第七十六条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十九(第八十八条第一項及び第九十二条の三において準用する場合を含む。又は第八十七条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。)

第百九条の二中「特定試験事務」を「試験事務」に改める。

第百十一条第一項中「一般電気事業者」の下に「若しくは特定電気事業者」を加える。

第百十二条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、実費を勘案して通商産業省令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第四十四条第二項第一号若しくは第三号の規定により、又は指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者

二 電気主任技術者試験を受けようとする者

三 主任技術者免状の再交付を受けようとする者

四 第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項又は第五十二条第一項の検査を受けようとする者

五 第五十四条第一項の検査を受ける者

第百十二条第二項中「第四十三条第一項又は第四十六条第一項若しくは第三項」を「第四十九条第一項又は第五十二条第一項」に、「第四十七条」を「第五十四条第一項」に、「特定試験事務」を「試験事務」に、「電気主任技術者国家試験」を「電気主任技術者試験」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第百十二条の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十五条第二項、第五十五条第一項又は第五十七条の二第二項、第七十一条、第九十一条第二項又は第九十二条の二の規定による届出があつたとき。

三 第七十三条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の許可をしたとき。

四 第七十九条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 第八十一条第一項(第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通商産業大臣が検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた検査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

六 第八十七条又は第九十二条の三において準用する第七十九条の規定により指定を取り消したとき。

七 第九十一条第一項の認可をしたとき。

第五章を第七章とする。

第九十二条及び第九十四条から第九十九条までを削る。

第四章中第九十三条を第九十九条とし、第九十一条を第九十八条とし、第八十七条から第九十条までを七条ずつ繰り下げる。

第八十六条の前の見出しを削り、同条を第九十三条とする。

第四章の章名中「及び電気主任技術者資格審査委員会」を削り、同章を第八章とする。

第八十五条の二第一項中「第四十七条の二(第七十四条第三項において準用する場合を含む。以下

この節において同じ。)」を「第五十五条第一項」に、「第四十三条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む。)」を「第四十九条第二項」に、「第四十六条第一項若しくは第三項」を「第五十二条第一項」に、「第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む。)」を「第五十四条第二項」に改め、同条第二項中「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、第三章の二第一節中同条を第六十七条とする。

第八十五条の三中「一」を「いずれかに」に、「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、同条第二号中「第八十五条の十四」を「第七十九条」に改め、同条第三号中「第八十五条の十一」を「第七十六条」に改め、同条を第六十八条とする。

第八十五条の四中「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に、「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条を第六十九条とする。

第八十五条の五を第七十条とし、第八十五条の六を第七十一条とし、第八十五条の七を第七十二条とし、第八十五条の八を第七十三条とする。

第八十五条の九第一項中「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第七十四条とする。

第八十五条の十を第七十五条とし、第八十五条の十一を第七十六条とし、第八十五条の十二を第七十七条とする。

第八十五条の十三中「第八十五条の四第一号から第四号まで」を「第六十九条第一号から第四号まで」に改め、同条を第七十八条とする。

第八十五条の十四中「一」を「いずれかに」に、「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改

官 報 (号 外)

め、同条第二号中「第八十五条の三第一号」を「第六十八条第一号」に改め、同条第三号中「第八十五条の七第一項」を「第七十二条第二項」に改め、同条第四号中「第八十五条の七第三項、第八十五条の十一」を「第七十二条第三項、第七十六條」に改め、同条第五号中「第四十七条の二」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第七十九條とする。

第八十五条の十五を第八十條とする。

第八十五条の十六中「第八十五条の八」を「第七十三條」に、「第八十五条の十四」を「第七十九條」に改め、同条を第八十一條とする。

第八十五条の十七を削る。

第八十五条の十八中「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、第三章の二第二節同条を第八十二條とする。

第八十五条の十九を削る。

第八十五条の二十中「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に、「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十三條とする。

第八十五条の二十一及び第八十五条の二十二を削る。

第八十五条の二十三第一項中「特定試験事務」を「試験事務」に、「第三種電気主任技術者免状」を「第四十四條第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状」に改め、同条第四項を削り、同条を第八十四條とする。

第八十五条の二十四中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十五條とする。

第八十五条の二十五第一項中「第八十五条の二十各号」を「第八十三條各号」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十六條とする。

第八十五条の二十六の見出しを「(指定の取消し)」に改め、同条第一項中「第八十五条の二十第三号」を「第八十三條第三号」に、「第五十六條第三項」を「第四十五條第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を第八十七條とする。

第八十五条の二十七を削る。

第八十五条の二十八第一項中「第八十五条の八から第八十五条の十まで、第八十五条の十二及び第八十五条の十五」を「第六十八條、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條及び第八十條」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、第七十六條中「検査員」とあるのは「試験員」と、第七十七條中「職員」とあるのは「職員(試験員を含む)」はと、第七十九條第四号中「前条」とあるのは「第八十六條」と読み替えるものとする。

第八十五条の二十八第二項中「第八十五条の十六」を「第八十一條」に、「特定試験事務」を「試験事務」に改め、同条を第八十八條とし、第三章の二中同条の次に次の一節を加える。

第三節 指定調査機関

(指定)

第八十九條 第五十七條の二第一項の指定は、電気供給者の委託を受けて調査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、調査業務を行おうとする区域(以下「調査区域」という。)を定めてしなければならない。

(指定の基準)

第九十條 通商産業大臣は、第五十七條の二第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 調査区域における調査業務を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行ふことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(調査区域の変更)

第九十一條 指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定調査機関は、調査区域を減少したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第二号及び第三号を除く。の規定は、第一項の認可に準用する。

(調査の義務)

第九十二條 指定調査機関は、第五十七條の二第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、第五十七條第一項の通商産業省令で定めるところにより、その調査業務を行わなければならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は

占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、指定調査機関が第五十七條の二第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その調査業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査業務の廃止)

第九十二條の二 指定調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準用)

第九十二條の三 第六十八條(第三号を除く。)、第七十二條及び第七十八條から第八十條までの規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第七十八條中「第六十九條第一号から第四号まで」とあるのは「第九十條各号」と、第七十九條中「取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること」とあるのは「取り消すこと」と、同条第四号中「第七十二條第三項、第七十六條又は前条」とあるのは「第九十二條第二項又は第九十二條の三において準用する第七十二條第三項若しくは第七十八條」と読み替へるものとする。

第三章の二の章名中「及び指定試験機関」を「指定試験機関及び指定調査機関」に改め、同章を第五章とする。

第六十三條第二項中「第三十三條第二項」を「第三十二條第二項」に、「第三十四條の二」を「第三十三條の二」に、「第三十四條第三項」を「第三十三條第三項」に改める。

第六十五条第一項中「電氣事業者」の下に「又は卸供給事業者を加え、」を「みぞ」を「溝」に改め、「に電氣事業」の下に「又は卸供給を行う事業」を加え、同条第二項及び第三項中「電氣事業者」の下に「又は卸供給事業者を加え、同条第五項第二号中「が電氣事業」を「又は卸供給事業者が電氣事業又は卸供給を行う事業」に、「附した」を「付した」に改める。

第五十八条の前の節名を削り、同条の前に次の章名を付する。

第四章 土地等の使用
附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(卸電氣事業者)
第二条 この法律の施行の際現に改正前の電氣事業法(以下「旧法」という。)第二条第三項の卸電氣事業に係る旧法第三条第一項の許可を受けている者が営む一般電氣事業者にその一般電氣事業の用に供するための電氣を供給する事業が、改正後の電氣事業法(以下「新法」という。)第二条第一項第三号の通商産業省令で定める要件に該当するときは、その者が受けている旧法第三条第一項の許可は、新法第三条第一項の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の卸電氣事業の許可を受けている者(前項の規定により新法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く)が、一般電氣事業者にその一般電氣事業の用に供するための電氣の供給を約している場合において、当該電氣の供給の用に供する電氣工作物について旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けているときは、その者がその約したところに従つて一般電氣事業者にその一般電氣事業の用に供するための電氣を供給する事業は、新法第二条第一項第三号の卸電氣事業とみなし、その者が受けている旧法第三条第一項の許可(新法第二条第一項第三号の卸電氣事業とみなされた事業に係る部分に限る)は、新法第三条第一項の規定によつてしたものとみなす。ただし、新法第二条第三項及び第二十九条の適用については、この限りでない。

(電氣工作物の変更)
第三条 旧法第六條第二項第四号の事項の変更であつて、旧法第八條第一項の許可を受けているものについては、新法第九條第一項の規定による届出がなされたものとみなす。

(一般電氣事業者の供給条件)
第四条 この法律の施行の際現に旧法第十九條第一項の認可を受けている供給規程は、新法第十九條第一項の認可を受けた供給約款とみなす。

第五条 旧法第二十一條ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けたときは、新法第二十一條ただし書の認可を受けたものとみなす。

2 一般電氣事業者は、施行日から六月間は、新法第二十一條ただし書の認可を受けずに、旧法第二十一條ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件により電氣を供給することができ

(卸供給の供給条件)

第六條 この法律の施行の際現に旧法第二十二條第一項の認可を受けている料金その他の供給条件であつて、新法第二条第一項第九号の卸供給に該当する電氣の供給に係るものは、新法第二十二條第一項の認可を受けたものとみなす。

2 旧法第二条第六項の電氣事業者以外の者が、施行日前に新法第二条第一項第九号の卸供給に該当する電氣の供給を行うこと及びその料金その他の供給条件を約しているときは、その者は、新法第二十二條第一項の規定にかかわらず、当該供給条件により当該卸供給を行うことができる。

(施設計画及び供給計画)

第七條 一般電氣事業者及び新法第二条第一項第四号の卸電氣事業者が旧法第二十九條第一項の規定による届出をした施行日の属する年度の電氣工作物の施設計画及び電氣の供給計画は、新法第二十九條第一項の規定による届出をした同項の供給計画とみなす。

(電氣主任技術者国家試験)

第八條 旧法第五十六條の規定に基づいて行われた電氣主任技術者国家試験に合格している者は、新法第四十五條の規定に基づいて行われた電氣主任技術者試験に合格しているものとみなす。

第九條 新法第四十五條第一項の電氣主任技術者試験に関する事務(第三種電氣主任技術者免状に係る電氣主任技術者試験の実施に関する事務を除く)をつかさどらせるため、平成九年四月一日までは、通商産業省に電氣主任技術者資格審査委員を置く。

2 電氣主任技術者資格審査委員は、前項の事務を行うほか、電氣主任技術者の資格に関する事項について、通商産業大臣の求めに応じ、意見を述べることができ

3 電氣主任技術者試験に関する専門の事項を調査させるため、平成九年四月一日までは、通商産業省に電氣主任技術者試験専門委員を置くことができる。

4 電氣主任技術者資格審査委員及び電氣主任技術者試験専門委員(以下「審査委員等」という。)は、関係行政機関の職員及び電氣技術に關し學識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員等に関する必要な事項は、政令で定める。

(処分等の効力)

第十條 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相當の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相當の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用)

第十一條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第十七号中「第二
条第五項に規定する電気事業」を「第二条第一項
第一号に規定する一般電気事業又は同項第三号
に規定する卸電気事業」に改める。
(高圧ガス取締法の一部改正)

第十四条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第
二百四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項
第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号
中「第二条第七項」を「第二条第一項第十二号」に
改める。

(土地収用法の一部改正)

第十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二
十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同
項第三号へ中「供給区域」の下に「又は供給地点」
を加える。

(気象業務法の一部改正)

第十六条 気象業務法(昭和二十七年法律第六
十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を
「ただし」に改め、同項第三号中「第二条第五項」
を「第二条第一項第七号」に改める。

(道路法の一部改正)

第十七条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)
の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「これらのうち」の下に
「電気事業法に基づくものにあつては同法第
二条第一項第八号に規定する電気事業者がその
事業の用に供するものに」を加え、「あつては」
を「あつては」に改める。

(農地法の一部改正)

第十八条 農地法(昭和二十七年法律第二百二
十九号)の一部を次のように改正する。
第五十四条第一項中「第二条第六項」を「第
二条第一項第八号」に改める。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第十九条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十
七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改
正する。

第四条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号
中「第二条第六項」を「第二条第一項第八号」に改
める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第
二十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「第二条第五項に規定す
る電気事業」を「第二条第一項第七号に規定する
電気事業又は同項第九号に規定する卸供給を行
う事業」に改める。

第十一条第一項の表第三号中「電気事業法第
二条第一項」を「電気事業法第二条第一項第一
号」に改め、「一般電気事業」の下に「若しくは同
項第五号に規定する特定電気事業」を加える。

第四十二条の五第一項中「第二条第五項に規
定する電気事業」を「第二条第一項第七号に規定
する電気事業又は同項第九号に規定する卸供給
を行う事業」に改める。

第四十三条第一項の表第三号中「電気事業法
第二条第一項」を「電気事業法第二条第一項第一
号」に改め、「一般電気事業」の下に「若しくは同
項第五号に規定する特定電気事業」を加える。

第五十七条の二第二項中「第二条第五項」を

「第二条第一項第七号」に改める。

第五十七条の三第一項及び第五十七条の四第
一項中「第二条第五項に規定する電気事業」を
「第二条第一項第一号に規定する一般電気事業
又は同項第三号に規定する卸電気事業」に改め
る。

(電気工事士法の一部改正)

第二十一条 電気工事士法(昭和三十五年法律第
百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六十六条第一項」を「第三
十八条第一項」に改め、同条第二項中「第六十六
条第二項」を「第三十八条第四項」に、「第二条第
七項」を「第二条第一項第十二号」に改める。

第五条第一項中「第六十七条第一項」を「第五
十六条第一項」に、「第七十四条第二項」において
準用する同法第四十八条第一項を「第三十九条
第一項」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十二条 電気用品取締法(昭和三十六年法律

第二百三十四号)の一部を次のように改正す
る。

第二条第一項第一号中「第六十六条第一項」を
「第三十八条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「第二条第六項」を「第
二条第一項第八号」に、「第六十六条第二項」を「第
三十八条第四項」に、「第二条第七項」を「第二
条第一項第十二号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四
号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第一号中「第二条第五項」を
「第二条第一項第七号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第
三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第三十四号の四を第三十四号の五
とし、第三十四号の三を第三十四号の四とし、
第三十四号の二の次に次のように加える。

三十四の三 特定電気事業の許可又は電気の供給地点の変更の許可

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第五
号(定義)に規定する特定電気事業に係る同法第三条第一項
(事業の許可)の許可又は同法第八条第一項(供給区域等の変
更)の供給地点の変更の許可(供給地点の増加に係るものに限
る。)

許可件数
一件につき一万
五千円

(大気汚染防止法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「第二条第
七項」を「第二条第一項第十二号」に改める。

一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十
七号)第二十七条第二項

二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)

第二十一条第一項

三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三
十八号)第二十三条第二項

四 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)
第十八条第一項

五 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法

法律第六十一号(第十二条第一項)

六 特定水道利水障害の防止のための水道水源
水域の水質の保全に関する特別措置法(平成
六年法律第九号)第十六条第一項
(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正)

第二十六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する
法律(昭和四十六年法律第二百一十九号)の一部を
次のように改正する。

第八十三条第二項中「第二条第六項」を「第二
条第一項第二号」に、「電気事業者」を「一般電気
事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業
者」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第二十七条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十
六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改
正する。

第二十九条中「第二条第五項」を「第二条第一
項第七号」に改める。

第三十条第一項中「第二条第二項」を「第二条
第一項第二号」に改める。

第三十一条中「第二条第六項」を「第二条第一
項第八号」に改める。

(電源開発促進税法の一部改正)

第二十八条 電源開発促進税法(昭和四十九年法
律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第一項又は第二項」を
「第一条第一項第一号又は第二号」に改め、同条
第二号イ中「第二十五条第一項(振替供給)の許
可に係る契約により供給した」を「第二条第一項
第十一号(定義)に規定する振替供給を行った」
に改める。

第五条第二項中「(供給規程)」を「又は第三項

(一般電気事業者の供給約款等)」に、「供給規程
に」を「供給約款又は約款に」に改める。

第十二条第三項中「第二条第七項」を「第二条
第一項第十一号」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第二十九条 大規模地震対策特別措置法(昭和五
十三年法律第七十三号)の一部を次のように改
正する。

第八条第一項第五号中「第五十二條第一項」を
「第四十二條第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の
一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第六項」を「第二
条第一項第八号」に、「同条第五項」を「同項第七
号」に改める。

(電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一
部改正)

第三十一条 電線共同溝の整備等に関する特別措
置法(平成七年法律第 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条第二項中「供給区域」の下に「又は供給
地点」を加え、「第二条第二項」を「第二条第一項
第二号」に改め、「一般電気事業者」の下に「又は
同項第六号に規定する特定電気事業者」を加え
る。

第九条第三号中「電線」の下に「電気事業法に
基づくものにあつては同法第二条第一項第七号
に規定する電気事業の用に供するものに、」を加
え、「あつては、」を「あつては」に改める。

マーシャル諸島ミリ環礁における旧日本軍の
武器撤去と復旧問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

平成七年三月八日

竹村 泰子

参議院議長 原文兵衛殿

マーシャル諸島ミリ環礁における旧日本軍
の武器撤去と復旧問題に関する質問主意書

一九九四年八月に東京で行われた「アジア・太
平洋戦後補償国際フォーラム」に、マーシャル諸
島共和国のミリ環礁出身の国会議員および島民の
代表が来日し、同環礁で行われた旧日本軍による
住民虐殺について証言するとともに、日本政府に
対し、終戦に際してここに旧日本軍が放置した武
器、弾薬などの撤去と復旧を訴えた。こうした活
動はマーシャル諸島共和国議会によって支持され
ており、武器、弾薬、特に地雷などの撤去と復旧
問題は、爆発の可能性が高く危険であるとして、
一九九五年二月に開催された「アジア・太平洋国
會議員連盟」の会議においても同共和国代表に
よって言及された。

ミリ環礁は、連合軍の反攻作戦に対する前線基
地として要塞化されたことは明らかであり、戦後
こうした武器、弾薬が放置されているとすれば、
住民の安全を脅かし、経済活動を阻害するものと
して、見過ごすことができない問題であると考え
る。戦後五十年に当たり、戦後補償の一環とし
て、以下のことを質問する。

こうした旧日本軍の放置した軍事物資や施設に
関し、住民から強い撤去と復旧要請もあり、これ

に対する人道上的対応として、まず早急に、実務
的に実態調査の必要があると思われるが、政府は
どう考えているか。中国に残した旧日本軍の化学
兵器の撤去問題に関しては、すでに政府の調査団
を派遣している事実もある。また、これに代わる
対策として検討中のものがあれば、これを明らかに
されたい。

右質問する。

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原文兵衛殿

参議院議員竹村泰子君提出マーシャル諸島ミリ
環礁における旧日本軍の武器撤去と復旧問題に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出マーシャル諸島
ミリ環礁における旧日本軍の武器撤去と復
旧問題に関する質問に対する答弁書

現在まで、マーシャル諸島共和国政府から、旧
日本軍の放置した軍事物資や施設等の撤去や復旧
について、我が国政府に対し正式の要請はない。
したがって、御指摘のような実態調査等について
の検討は行っていない。

なお、現マーシャル諸島共和国の領域を含め、
かつて我が国の委任統治の下にあったミクロネシ
ア地域と我が国との間の財産及び請求権の問題に
関しては、昭和四十四年、当時、国際連合の信託
統治制度の下で同地域の施政権者であった米国と
我が国との間で締結された「太平洋諸島信託統治
地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協
定」(昭和四十四年条約第五号)第三条は、「日本国

及び施政権者としてのアメリカ合衆国は、日本国及びその国民の財産で信託統治地域にあるもの(中略)並びに日本国及びその国民に対する施政当局及び住民の請求権(債務を含む。)の処理に関し、日本国との平和条約第四条(a)の規定に包含されるすべての問題が完全かつ最終的に解決されたことに合意する。旨規定している。

戦域ミサイル防衛構想に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年三月二十二日

参議院議長 原 文兵衛殿
配 正敏

戦域ミサイル防衛構想に関する質問主意書

戦域ミサイル防衛(TMD)構想に関する日米間の協議が国民の知らぬところで進展している。日米間では既にこれに関する日米作業グループが日米安保事務レベル協議の下に設置され、協議が積み重ねられている。

国民の監視の届かぬところで既成事実を積み重ねるこうした手法は村山政権においても相変わらず踏襲されたままであり、実状をつまびらかにするために以下質問する。

一 戦域ミサイル防衛について

1 戦域ミサイル防衛とはいかなるものであるのか、つまり、①いかなる脅威から、②どのような方法で、③何を守るものなのか、明らかにされたい。

2 1における日本政府の認識は、米国政府と

共通するものか、明らかにされたい。

二 協定の必要性について

今後戦域ミサイル防衛を日米間で推進するにあたって、日本政府は米国政府と何らかの協定を新たに結ぶ必要があると考えているのか、あるいは現状の諸協定で間に合うと考えているのか明らかにされたい。

右質問する。

平成七年三月三十一日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員正敏君提出戦域ミサイル防衛構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出戦域ミサイル防衛構想に関する質問に対する答弁書

一 について

米国政府が明らかにしているところによれば、米国が進めている戦域ミサイル防衛は、在外配備の米軍並びに米国の友好国及び同盟国を戦域ミサイルによる攻撃から防衛する計画であり、迎撃ミサイル等によって撃破する方法が考えられているものと承知している。

二 について

戦域ミサイル防衛については、現在、日米間で事務レベルの検討を行っているところである。政府としては、このような検討をも踏まえて戦域ミサイル防衛に対する我が国の対応等について専守防衛の観点等から判断していくこととなるものであり、現時点では御質問について

お答えできる段階にはない。

防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年三月三十一日

参議院議長 原 文兵衛殿

配 正敏

防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問
問主意書

防衛庁・自衛隊においては、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第百二号、以下「訓令」という。)に基づいて秘密に指定されていないにもかかわらず、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第五十九条第一項に規定する秘密に該当するもの(以下「訓令秘に指定されていない法律秘」という。)が多数存在するものと見受けられるが、これらの性格は極めて曖昧であり、政府の見解を明らかにするため以下質問する。

なお質問の便宜上、自衛隊法第五十九条第一項に規定する秘密は「法律秘」、訓令に規定する秘密を「訓令秘」という。

一 訓令秘に指定されていない法律秘の性格について

1 訓令秘に指定されていない法律秘の、その秘密であることを解除する手続きは存在するか。存在するのであればその内容を明らかにされたい。

2 文書等が新たに作成された際、それが訓令

秘に指定されることがなくとも、法律秘に該当するか否かの判断がその時点で下されているのか。

3 秘密の指定及び取扱上の注意を要する文書等の取扱について(昭和五十六年三月二日防衛事務次官通達)に基づく「部内限り」及び「注意」に指定されている文書等で、訓令秘に指定されていない法律秘に該当しないものは存在するのか。

4 訓令秘に指定されていない法律秘を、(防衛庁に出向したとか、機関委任事務といった関係で)自衛隊員以外の国家公務員あるいは地方公務員が知った場合、自動的に国家公務員法第百条第一項の「職務上知ることのできた秘密」あるいは地方公務員法第三十四条第一項の「職務上知り得た秘密」として守秘義務を負うのか。

二 訓令秘に指定されていない法律秘の管理について

先に私が提出した「防衛庁・自衛隊における秘密に関する再質問」に対する政府答弁(一九九五年三月二十四日、以下「政府答弁」という。)では、訓令秘に指定されていない法律秘の「件数及び点数を把握する制度は、存在しない」とのことであるが、そこで以下の点を明らかにされたい。

1 「件数及び点数を把握する制度は、存在しない」となると、訓令秘に指定されていない法律秘は、紛失あるいは遺棄があっても分からないということになるが、政府はどのように対処しているのか。

2 このようなずさんな管理体制では、訓令秘

に指定されていない法律秘の秘密保全はないに等しいと考えられるが、政府としては今後これを改善するつもりはあるのか。

三 訓令秘に指定されていない法律秘の公開・開示基準について

1 政府答弁では、大韓航空機撃墜事件(一九八三年九月一日)の前後の様子を示す交信記録は法律秘とすることであるが、これは①いかなる法令を根拠に、②どのような手続きを経て、③誰によって、公開されるに至ったのか、明らかにされたい。

2 政府答弁では、領空侵犯の事実に関して「政府として総合的に判断した結果、その公表を差し控えることとした場合には」当該事実が法律秘に該当することであるが、「政府として総合的に判断」ということは、防衛庁だけでなく、安全保障会議といったような各省庁横断的な場において判断が下されているということなのか。

3 政府答弁では、多用途支援機の機種選定に係る有識者会合の委員に委嘱した三名の有識者に対して訓令秘に指定されていない法律秘に該当する文書の貸出し等が行われたこととであるが、これは①いかなる法令を根拠に、②どのような手続きを経て、③誰によって、開示が認められたのか、明らかにされたい。

4 一九九四年二月八日付「朝雲」紙には、ザイルのゴマで難民の救援活動を行った陸上自衛隊の「ルワンダ難民救援隊」の警備日誌の抜粋が掲載されているが、この警備日誌なる

ものは、法律秘に該当するものではないのか。

右質問する。

平成七年四月十一日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議長 原文兵衛殿
参議院議員 正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 正敏君提出防衛庁・自衛隊における法律秘に関する質問に対する答弁書
一の1及び2並びに二について
自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十九条第一項に規定する「秘密」は、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第二百二号。以下「訓令」という。)の規定による秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいう。

したがって、当該事実を職務上知ることのできた自衛隊員は、同項に基づき守秘義務を負う。
防衛庁では、従来から、自衛隊員による守秘義務違反の生じないよう、指導等に努めているところである。
一の3について
取扱上の注意を要する文書等の取扱いについて(昭和五十六年三月二日防衛事務次官通達)に

基づく「部内限り」又は「注意」の表示のある文書等で、訓令の規定により秘密に指定されていない自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当しないものは、存在する。
一の4について
訓令の規定により秘密に指定されていない文書等で自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当するものが、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条第一項の「秘密」に該当する場合は、これを職務上知ることのできた一般職に属する国家公務員又は地方公務員は、それぞれこれらの国家公務員法又は地方公務員法の規定に基づき守秘義務を負う。
三の1について
昭和五十八年九月一日にソ連機が大韓航空機を撃墜した前後の様子を示す交信記録の公表は、内閣総理大臣の決裁を経て行われたものである。
三の2について
外国の航空機が我が国領空を侵犯した場合の当該事案の公表については、防衛庁が、関係省庁と協議しその適否を総合的に判断した上で、これを行っているところである。
三の3について
多用途支援機の機種選定に係る有識者会合の委員に委嘱した三名の有識者に対しては、防衛局長又は航空幕僚長の許可に基づき、訓令の規定により秘密に指定されていない文書で自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当するものの貸出し等を行ったところである。

三の4について

当該「警備日誌」の記載内容のうち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実は、自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当する。

(参照)

四月十三日議長において、左のとおり議席を指定した。

二二〇 山田 敏昭君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇六円 (送料別)